

目 次

○第1号（3月2日）

| | |
|----------------------|----|
| 議事日程 第1号 | 1 |
| 本日の会議に付した事件 | 1 |
| 出席議員 | 2 |
| 欠席議員 | 2 |
| 説明のため出席した者 | 2 |
| 事務局職員出席者 | 2 |
| 開会・開議 | 3 |
| 日程第 1 会議録署名議員の指名について | 4 |
| 日程第 2 会期決定について | 5 |
| 日程第 3 諸般の報告について | 5 |
| 村長挨拶並びに提出議案の概要説明 | 5 |
| 日程第 4 一般質問について | 9 |
| ◇小山久利君 | 9 |
| ◇波多野宏美君 | 17 |
| ◇川田敏彦君 | 25 |
| ◇村上慎一君 | 36 |
| ◇南 千晴君 | 47 |
| 散 会 | 60 |

○第2号（3月3日）

| | |
|---|----|
| 議事日程 第2号 | 61 |
| 本日の会議に付した事件 | 62 |
| 出席議員 | 63 |
| 欠席議員 | 63 |
| 説明のため出席した者 | 63 |
| 事務局職員出席者 | 63 |
| 開 議 | 64 |
| 日程第 1 議案第 1号 榛東村青少年問題協議会条例の一部を改正する条例 の制定について | 64 |
| 日程第 2 議案第 2号 榛東村営住宅の管理に関する条例の一部を改正する | |

| | | | | |
|--------|----------|--|----------------|-----|
| | | | 条例の制定について…………… | 6 5 |
| 日程第 3 | 議案第 3 号 | 榛東村温泉資源保全審議会設置条例を廃止する条例 の制定について…………… | | 6 9 |
| 日程第 4 | 議案第 4 号 | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に 関する条例の一部を改正する条例の制定について…………… | | 7 0 |
| 日程第 5 | 議案第 5 号 | 榛東村行政手続等における情報通信の技術の利用に 関する条例の一部を改正する条例について…………… | | 7 1 |
| 日程第 6 | 議案第 6 号 | 榛東村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正す る条例の制定について…………… | | 7 2 |
| 日程第 7 | 議案第 7 号 | 榛東村上水道事業の設置等に関する条例の一部を改 正する条例の制定について…………… | | 7 4 |
| 日程第 8 | 議案第 8 号 | 榛東村上水道給水条例の一部を改正する条例の制定 について…………… | | 7 5 |
| 日程第 9 | 議案第 9 号 | 榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の 制定について…………… | | 7 6 |
| 日程第 10 | 議案第 10 号 | 榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例 の一部を改正する条例の制定について…………… | | 7 7 |
| 日程第 11 | 議案第 11 号 | コミュニティ供用施設の設置及び管理に関する条例 の一部を改正する条例の制定について…………… | | 7 8 |
| 日程第 12 | 議案第 12 号 | 榛東村財政状況等の公表に関する条例の一部を改正 する条例の制定について…………… | | 8 0 |
| 日程第 13 | 議案第 13 号 | 村道の路線の認定について…………… | | 8 1 |
| 日程第 14 | 議案第 14 号 | 村道の路線の廃止について…………… | | 8 2 |
| 日程第 15 | 議案第 17 号 | 令和元年度榛東村一般会計補正予算（第5号）につ いて…………… | | 8 2 |
| 日程第 16 | 議案第 18 号 | 令和元年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算 （第3号）について…………… | | 8 5 |
| 日程第 17 | 議案第 19 号 | 令和元年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算 （第2号）について…………… | | 8 7 |
| 日程第 18 | 議案第 20 号 | 令和元年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第4 号）について…………… | | 8 9 |
| 日程第 19 | 議案第 21 号 | 令和元年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算 （第4号）について…………… | | 9 1 |

| | | | |
|-------|--------|-----------------------------------|-----|
| 日程第20 | 議案第22号 | 令和元年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について | 93 |
| 日程第21 | 議案第23号 | 令和元年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算(第2号)について | 95 |
| 日程第22 | 議案第24号 | 令和元年度榛東村上水道事業会計補正予算(第2号)について | 96 |
| 日程第23 | 議案第25号 | 令和2年度榛東村一般会計予算について | 98 |
| 日程第24 | 議案第26号 | 令和2年度榛東村国民健康保険特別会計予算について | 101 |
| 日程第25 | 議案第27号 | 令和2年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算について | 103 |
| 日程第26 | 議案第28号 | 令和2年度榛東村介護保険特別会計予算について | 104 |
| 日程第27 | 議案第29号 | 令和2年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計予算について | 105 |
| 日程第28 | 議案第30号 | 令和2年度榛東村公共下水道事業特別会計予算について | 107 |
| 日程第29 | 議案第31号 | 令和2年度榛東村農業集落排水事業特別会計予算について | 108 |
| 日程第30 | 議案第32号 | 令和2年度榛東村学校給食事業特別会計予算について | 109 |
| 日程第31 | 議案第33号 | 令和2年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算について | 111 |
| 日程第32 | 議案第34号 | 令和2年度榛東村上水道事業会計予算について | 111 |
| 散 | 会 | | 113 |

○第3号(3月16日)

| | | |
|-------------|-----|-----|
| 議事日程 | 第3号 | 115 |
| 本日の会議に付した事件 | | 116 |
| 出席議員 | | 117 |
| 欠席議員 | | 117 |
| 説明のため出席した者 | | 117 |
| 事務局職員出席者 | | 117 |
| 開 | 議 | 118 |

| | | | |
|--------|---------------------------|--------------------------------------|-------|
| 日程第 1 | 議案第 15号 | 公平委員会委員の選任について…………… | 1 1 8 |
| 日程第 2 | 議案第 16号 | 農業委員会委員の任命について…………… | 1 1 9 |
| 日程第 3 | 議案第 35号 | 農業委員会委員の任命について…………… | 1 1 9 |
| 日程第 4 | 議案第 36号 | 農業委員会委員の任命について…………… | 1 1 9 |
| 日程第 5 | 議案第 37号 | 農業委員会委員の任命について…………… | 1 1 9 |
| 日程第 6 | 議案第 38号 | 農業委員会委員の任命について…………… | 1 1 9 |
| 日程第 7 | 議案第 39号 | 農業委員会委員の任命について…………… | 1 1 9 |
| 日程第 8 | 議案第 40号 | 農業委員会委員の任命について…………… | 1 1 9 |
| 日程第 9 | 議案第 41号 | 農業委員会委員の任命について…………… | 1 1 9 |
| 日程第 10 | 議案第 42号 | 農業委員会委員の任命について…………… | 1 1 9 |
| 日程第 11 | 議案第 43号 | 農業委員会委員の任命について…………… | 1 1 9 |
| 日程第 12 | 議案第 44号 | 農業委員会委員の任命について…………… | 1 1 9 |
| 日程第 13 | 議案第 45号 | 農業委員会委員の任命について…………… | 1 1 9 |
| 日程第 14 | 議案第 13号 | 村道の路線の認定について…………… | 1 2 3 |
| 日程第 15 | 議案第 14号 | 村道の路線の廃止について…………… | 1 2 4 |
| 日程第 16 | 議案第 25号 | 令和2年度榛東村一般会計予算について…………… | 1 2 4 |
| 日程第 17 | 議案第 26号 | 令和2年度榛東村国民健康保険特別会計予算につ て…………… | 1 2 6 |
| 日程第 18 | 議案第 27号 | 令和2年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算につ いて…………… | 1 2 7 |
| 日程第 19 | 議案第 28号 | 令和2年度榛東村介護保険特別会計予算について…………… | 1 2 8 |
| 日程第 20 | 議案第 29号 | 令和2年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計予算 について…………… | 1 2 9 |
| 日程第 21 | 議案第 30号 | 令和2年度榛東村公共下水道事業特別会計予算につ いて…………… | 1 3 0 |
| 日程第 22 | 議案第 31号 | 令和2年度榛東村農業集落排水事業特別会計予算に ついて…………… | 1 3 1 |
| 日程第 23 | 議案第 32号 | 令和2年度榛東村学校給食事業特別会計予算につい て…………… | 1 3 2 |
| 日程第 24 | 議案第 33号 | 令和2年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算につ いて…………… | 1 3 3 |
| 日程第 25 | 議案第 34号 | 令和2年度榛東村上水道事業会計予算について…………… | 1 3 4 |
| 日程第 26 | 議会運営委員会の閉会中の継続調査について…………… | | 1 3 5 |

| | | |
|---------|---|-----|
| 日程第 27 | 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について | 135 |
| 日程第 28 | 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について | 135 |
| 日程第 29 | 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査について | 135 |
| 日程第 30 | 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告について | 135 |
| 日程の追加 | | 136 |
| 追加日程第 1 | 議案第 46 号 令和元年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）について | 136 |
| 議長挨拶 | | 138 |
| 閉 会 | | 138 |

令和 2 年 第 1 回

榛 東 村 議 会 定 例 会 会 議 録

第 1 号

3 月 2 日 (月)

令和2年第1回榛東村議会定例会会議録第1号

令和2年3月2日（月曜日）

議事日程 第1号

令和2年3月2日（月曜日）午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
 - 日程第 2 会期決定について
 - 日程第 3 諸般の報告について
 - 日程第 4 一般質問について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

| | | | |
|-----|----------|-----|----------|
| 1番 | 波多野 宏美 君 | 2番 | 善養寺 孝 君 |
| 3番 | 蜂 巢 實 君 | 4番 | 村 上 慎一 君 |
| 5番 | 川 田 敏彦 君 | 6番 | 小野関 治義 君 |
| 8番 | 清 水 健一 君 | 10番 | 小 山 久利 君 |
| 11番 | 山 口 宗一 君 | 12番 | 岸 昭勝 君 |
| 14番 | 南 千晴 君 | | |

欠席議員（1名）

13番 早 坂 通 君

説明のため出席した者

| | | | |
|-------------|-------------|-------------|-----------|
| 村 長 | 真 塩 卓 君 | 副 村 長 | 倉 持 直 美 君 |
| 総 務 課 長 | 清 村 昌 一 君 | 企 画 財 政 課 長 | 早 川 弘 行 君 |
| 税 務 課 長 | 岩 田 彦 一 君 | 住 民 生 活 課 長 | 村 上 誠 君 |
| 健 康 保 険 課 長 | 安 田 睦 君 | 産 業 振 興 課 長 | 狩 野 宏 記 君 |
| 建 設 課 長 | 久 保 田 邦 夫 君 | 上 下 水 道 課 長 | 山 口 誠 一 君 |
| 教 育 長 | 阿 佐 見 純 君 | 教 育 委 員 会 長 | 小 池 賢 一 君 |
| | | 事 務 局 長 | |

事務局職員出席者

事 務 局 長 飯 塚 邦 守 書 記 志 岐 英 代

◎開会・開議

午前9時開会・開議

○議長（南 千晴君） 皆さん、おはようございます。

令和2年第1回定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本日、ここに令和2年第1回榛東村議会定例会が招集されましたところ、議員各位にはご多用のところ、ご参集いただき開会できますことに対し、心より御礼申し上げます。

今年の冬は記録的暖冬となり、1月において、東、西日本で1946年の統計開始以降1位の気温を記録し、また、日本海側を中心に降雪量は記録的に少なくなりました。これらはスキー場への影響だけでなく、農業被害や今後の水不足など、地球温暖化の進行により、自然、社会、経済的にも様々な影響が懸念されております。

一方、中国武漢市で昨年12月以降に新型コロナウイルス感染症の発生が報告されて以来、国内外から感染者発生が報告が続いております。2月25日に、政府は新型コロナウイルス感染症対策の基本方針を発表し、これまで水際での対策を講じてきているが、ここに来て国内の複数地域で感染経路が明らかでない患者が散発的に発生しており、一部地域には小規模患者クラスターが把握されている状態が明らかになりました。まさに今が、今後の国内での健康被害を最小限に抑える上で、極めて重要な時期であるとしております。

翌26日には、安倍総理より、大規模な感染リスクがあることを勘案し、多数の方々が集まるような全国的なスポーツ、文化イベント等については、今後2週間は中止、延期、または規模縮小等の対応の要請がありました。群馬県では、不要不急な県主催のイベントについて、今後約1か月間の原則中止、あるいは延期を決定し、市町村や企業、県民に対してもイベントの必要性を精査することを要請しました。

その翌日、27日夕方には、首相官邸で開かれた、肺炎を引き起こす新型コロナウイルスの対策本部会議で、感染拡大を防止するため、全国全ての小・中・高等学校や特別支援学校を本日から春休みまで休校とする要請を発表いたしました。これを受けて、本村においては、本日から3月26日までの期間を所定の登校日を除き臨時休校とし、また、村有施設などの利用についても、感染防止の観点から、当面の間、原則利用禁止とするなどの対応が決定されました。

今後も状況の進展を注視し、予定されているイベント等開催の必要性を改めて検討するなど、冷静な対応が求められております。

議会といたしましても、議員控室及び傍聴席の受付に消毒用アルコールを設置いたしました。これ以上感染が広がらないよう切に願うばかりでございますが、風邪や季節性インフルエンザ対策と同様に、一人一人の咳エチケットや手洗いなどの実施がとて重要でありますので、感染防止対策のご協力をよろしくお願いいたします。

さて、先月19日に群馬県町村議会議長会定期総会が開催され、出席してまいりました。全国町村議

会議長会及び群馬県町村議会会議長会の表彰伝達や群馬県知事の感謝状贈呈が行われ、令和2年度群馬県町村議会会議長会一般会計予算等を満場一致で決定いたしました。また、総務省がまとめた自治体戦略2040構想研究会の報告書に、市町村の枠を超えた圏域行政の法制化や標準化などの新たな圏域行政の推進が盛り込まれたことに対し、まさに国の主導による実質的な令和の大合併につながり、中心市以外の住民が切り捨てられかねないと警鐘を鳴らすとともに、我々町村議会は、議会が住民自治の根幹であるという誇りを胸に、人口減少や議会議員の成り手不足等の問題に果敢に取り組み、住民福祉の向上という究極の目的を実現に導くため、全力で邁進していくことを宣言いたしました。

さらに、政府及び国会議員に対し、町村議会が自主的な取組を積極的に展開し、より幅の広い層の住民が議員として参画できる環境を整備が必要不可欠であることを踏まえ、激甚化、広域化する自然災害に対する防災・減災対策の強化、CSF、いわゆる豚熱に関連した風評被害の抑止や水際対策の徹底、地方交付税率の引き上げ、東京一極集中に対するUターン対策の抜本的強化と女性・高齢者等の活躍推進への積極的な推進、地方議会からの意見書に対する回答の法的義務づけ、地方議会議員の議案審議、政策立案、調査研究に努める旨の地方自治法への明記、厚生年金への地方議会議員の加入のための法整備の7つを要請する決議を行い、宣言及び決議は関係方面へ要望したことを報告いたします。

さて、本定例会につきましても、通告のありました5人の議員による一般質問や、村長から送付があった条例改正や補正予算、令和2年度予算が提出されております。新年度予算の審議は、予算編成の重点項目の確認や経済効果などを着眼点とし、1つの政策だけに重点を置くような見方ではなく、広く客観的に住民全体の立場に立った公平なものでなければなりません。

議員各位におかれましては、十分にご審議をお願いするとともに、健康に十分留意され、議会運営に特段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。

ただいまから令和2年第1回榛東村議会定例会を開会いたします。

出席議員の確認を行います。

本定例会開会に当たり、早坂通議員から病気療養のため欠席したいとの届出がありましたので、本日の出席議員は11人です。地方自治法第113条の規定により、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。

なお、浅見会計課長から欠席の届出がありました。

直ちに、お手元に配付いたしました日程により会議を行います。

◇

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（南 千晴君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により、議長において行います。

8番清水健一議員、10番小山久利議員を会議録署名議員に指名いたします。

◇

◎日程第2 会期決定について

○議長（南 千晴君） 日程第2、会期決定についてを議題といたします。

第1回定例会の会期につきましては、本日から3月16日までの15日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、本定例会の会期は、本日から3月16日までの15日間と決定いたしました。

◇

◎日程第3 諸般の報告について

○議長（南 千晴君） 日程第3、諸般の報告についてを議題といたします。

議会事務局長の説明を求めます。

飯塚議会事務局長。

○議会事務局長（飯塚邦守君） それでは、お手元に配付の諸般の報告によりご説明いたします。

- 1、議案等の受理につきましては、本定例会開催に伴い、議案45件を受理いたしました。
 - 2、例月現金出納検査の結果でございますが、令和元年11月分から令和2年1月分の検査結果を配付いたしましたので、後ほどご確認ください。
 - 3、渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会につきましては、記載のとおり開催されました。
 - 4、群馬県町村議会議長会につきましては、記載のとおり会議が開催されました。
 - 5、群馬県後期高齢者医療広域連合議会におきましては、記載のとおり開催されました。
- 以上です。
-
- ◇

◎村長挨拶並びに提出議案の概要説明

○議長（南 千晴君） ここで、村長から挨拶並びに本定例会における提案理由の説明をしたい旨の申出がありましたので、これを許可いたします。

真塩村長。

〔村長 真塩 卓君登壇〕

○村長（真塩 卓君） 改めまして、おはようございます。

議長からただいま許可をいただきましたので、第1回の定例村議会の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日、議員各位の出席をいただきまして定例村議会が開会できますことに、まずもって心から感謝申し上げます。

一月往ぬる二月逃げる三月去ると、これよく言ったもので、年が明けてからあっという間に3月に

なっていました。この議会を迎えるという思いがしております。

今年は過去に例を見ないような暖冬で、全国的に豪雪等による自然災害は発生しておりませんが、昨年末、中国湖北省武漢市を中心に発生した新型コロナウイルス感染症は、我が国を含むアジア地域と、それ以外にも欧州、中東、北米、南米、豪州、アフリカに至るまで瞬く間に広がりました。先月末には感染者は8万人を超えて、死者数は2,800人を超えたというような状況でございます。これは、平成14年11月から平成15年7月にかけて32の国と地域で8,000人を超える病例がありましたSARS、これをはるかに上回って、全世界が極めて深刻な状況にあります。入国制限や渡航禁止など、人の往来には一部制限がかけられていて、今後、世界経済への甚大な影響を懸念されることが、先月24日には世界の同時株安を伴っております。

本村におきましても、群馬県及び県内市町村と連携いたしまして、未然防止のための対応を行っているほか、厚生労働省、あるいは群馬県、県保健福祉事務所のコールセンターについて、住民について周知を図ってきたところでございます。

先週の木曜日、先ほど議長のほうから話がありました2月27日の夕方、政府から小・中学校を臨時休校するということについて突然な要請がございました。この要請を受けまして、28日に村のほうとして教育委員会と協議した結果、要請に従いまして、3月2日、今日から3月26日までの期間、臨時休校とすることといたしました。これは、3月27日からは春休みになるために、この休校は3月26日までということを決めさせていただきました。

また、同日でございますけれども、臨時協議を開きまして、住民の皆さんの感染を予防するため、村有施設について、3月31日までの間、不要不急なものを除きまして利用及び貸出しを中止することといたしました。一日も早く、かかる事態が終息するよう切に願うものでございます。

さて、今定例会に上程させていただく議案について、その大宗を申し上げたいと思います。

議案第1号から第4号までは、地方公務員法の改正によりまして、非常勤務の特別職の任用の厳格化を伴う関係条例の改廃を行うものでございます。

議案第5号及び第6号は、行政手続オンライン法の改正に伴う関係条例の一部改正を行うものでございます。

議案第7号から第12号までは、地方自治法、水道法の改正に伴う等、条例6本について一部改正を行うものでございます。

17号から第24号までは、令和元年度の一般会計、6特別会計、上水道事業会計予算について補正をお願いするものでございます。各会計とも、事務事業費の確定あるいは確定見込み等により予算の増減を行おうというものでございます。

議案第25号は一般会計、26号から33号までは特別会計、34号は上水道事業会計の令和2年度の予算でございます。

令和2年度の予算編成では、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げ

るという自治体運営の基本に基づきまして、榛東村総合計画をはじめとする各種基幹計画における主要事業などに集中して取り組むため、歳入の確保等を図りながら、効果的かつ効率的な事務事業の実施に努めることを基本方針といたしました。

我が国の経済は緩やかに回復の継続が期待されていると、そうは言うものの、新型コロナウイルスの感染拡大等によりまして、海外経済の不確実性、そして相次ぐ自然災害が経済に与える影響にも十分留意する必要があります。また、つい最近でも国の借金が過去最大の更新をしたという報道があったように、決して楽観視できる状況にはございません。村を取り巻く環境も同様でありまして、今後も地方交付税などに依存し過ぎることなく、自主自立のむらづくりのため、確実な行政運営が求められているところでございます。

このような状況の中で、新年度予算の編成に当たりまして、これまでも国の動向などを注視し、積極的な事業展開を図ってきたところでありますが、今後も少子・高齢化の進展等に伴う社会保障関係の経費の増加、あるいは老朽化した公共施設の更新、厳しい財政運営が続いていくものというように考えられます。村財政の厳しさが見込まれるところでございますけれども、第6次の榛東村総合計画で掲げた村の将来像「子どもに夢を みんなに福祉と安心を」その実現に向け、限られた財源の有効な配分に努めてまいりました。

令和2年度の一般会計と特別会計、事業会計を合わせた予算総額であります。歳出ベースで99億7,968万余でございます。令和元年度の当初予算に比べまして2億4,725万2,000円、率にして2.5%の増で、過去の10年間で3番目に高い予算規模となっております。一般会計の予算総額は60億560万円で、前年度に比べて3億4,670万円、6.1%の増を見込んでおります。

初めに、歳入について、歳入の見積りに当たっては、国の予算編成の動向、あるいは地方財政計画などによりまして、各事業における財源を積極的に確保するよう努めてまいりました。村税は15億5,412万余でありまして、前年度に比べて6,531万円、4.4%の増と見込んでおります。

地方交付税そのものについての内容については、特に普通交付税について、前年度の交付実績、あるいは令和元年度の地方財政計画等を勘案いたしまして、前年度と同額の11億3,000万を見込んだところでございます。また、特別交付税、いわゆる特交につきましては1,000万円の減、1億2,000万円といたしました。地方交付税の振り分け分であります臨時財政対策債も、地方財政計画を踏まえまして、2,000万円減の1億5,000万円を計上したところでございます。

最終的な財源不足、これにつきましては、前年度とほぼ同額の3億8,026万円を、そのような計算となりました。この全額を財政調整基金からの繰入れといたします。

次に、歳出でございますけれども、第6次総合計画の実施の大綱として6本の柱立てをいたしました。この6本の柱、項目ごとに主要事業を申し上げたいというように思います。

初めに、「健やかで生き生きとしたむらづくり」として、子育て世代の負担軽減のため、医療費の無料化を高校生相当の年齢まで拡充をしたいと考えております。

令和2年度の新規事業といたしまして、子育て世代の包括支援センターを開設するとともに、「健康増進・母子保健・障害者」等に係る計画の策定を行うものでございます。

次に、「人と文化を育むむらづくり」といたしまして、小中学校に「学習支援員」を引き続き配置してまいります。また、複合施設整備事業では、実施設計に着手する予算を計上いたしました。

令和2年度の新規事業といたしまして、情報通信技術環境整備事業として、今年度に引き続いて中学生の生徒用にタブレット、これを135台整備することといたしました。

続きまして、「快適で住みよいむらづくり」として、新年度も高崎・渋川バイパスのアクセス道路整備、これを重点的に行うとともに、5号計画道路の測量設計に着手するほか、生活道路及び農作業等の道路を改良を実施することといたしました。

「豊かで活力あるむらづくり」を推進するため、ふるさと納税の返礼品として本村の農畜産物等の普及・促進を図る所存でございます。

また、茨城県の大洗町、東京都の葛飾区、神奈川県の大井町等とのイベント交流を行いまして、令和2年度においても引き続き実施することといたしました。これについては、本村の農畜産物、工業品等のPRを積極的に実施していく所存でございます。

「自然と安全・安心を守るむらづくり」といたしまして、昨今、大規模自然災害等が多発していることなどから、地域防災計画の改定を行うとともに、防災対策用資材の購入も例年以上に行うことといたしました。また、交通安全対策といたしまして、村内保育園、幼稚園周辺に「キッズゾーン」を設置する経費も計上させていただきました。

最後の6つ目の「自主自立のむらづくり」でございますが、各種システムの更新によりまして事務事業の効率化を図るとともに、情報セキュリティーを強化しつつ、ホームページあるいは広報、各種回覧を通じて、住民に効果的な、また迅速な情報提供を行い、開かれた村政のための予算計上を行いました。

そして、議案第26号、令和2年度の榛東村国民健康保険特別会計予算につきましては、総額14億9,961万余で、前年度と比べまして3,163万円余の2.1%の減でございます。新年度では、生活習慣病の重症化予防のために、特定保健指導に重点を置きまして保健事業に取り組んでまいり所存でございます。

議案27号、令和2年度の榛東村後期高齢者医療特別会計予算は、総額1億3,510万6,000円で、前年度と比べまして857万7,000円、6.8%の増でございます。

28号の令和2年度の榛東村介護保険特別会計予算は、総額12億3,013万8,000円で、前年度と比べまして1,414万、1.2%の増加でございます。介護保険サービスの適正な提供、それと高齢者の自立支援と重度化防止のための事業及び医療、介護の連携を推進してまいり所存でございます。

議案の29号、令和2年度の榛東村住宅新築資金等貸付特別会計につきましては、総額880万円余、前年度と比べまして102万円、10.4%の減でございます。

次の30号につきましては、令和2年度の榛東村公共下水道事業特別会計でございます。総額3億6,952万円、前年度と比べまして1億985万4,000円、22.9%の減でございます。

31号につきましては、榛東村の農業集落排水事業の特別会計で、総額2億1,270万円余、前年度と比べまして1,914万円余の9.9%の増を見込んでおります。快適な暮らしを営むため、生活環境の向上、河川環境の保全に向けて、計画的に公共下水、農業集落排水の整備及び維持管理に努めてまいりたいと思います。

32号につきましては、榛東村の学校給食特別会計、これにつきましては総額1億3,581万円余、前年度と比べまして67万円、0.5%の増となっております。

次の33号につきましては、村の太陽光発電特別会計、これについては2,921万円、前年度と比べまして300万円、9.3%の減と見込んでおります。

34号につきましては、村の上水道事業会計で、収益的収入が3億233万8,000円、収益的支出が2億8,878万円余、資本的収入は1,105万円、資本的支出は6,438万3,000円であります。村道の改良工事に併せて配水管の布設替え工事を予定しております。引き続き安全で上質な水の供給に取り組んでまいりたいというように思います。

以上が令和2年度の各会計の当初予算案であります。このほか、村道の路線認定及び廃止と公平委員会委員の選任及び農業委員会委員の任命については、人事同意案件で提出をさせてもらっております。

今議会には以上の45議案を提出させていただきましたので、審議の上、可決、同意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

会期は先ほど、本日から3月16日までとただいま決めていただきました。本日から15日間、よろしくお願いを申し上げます。

ありがとうございました。



◎日程第4 一般質問について

○議長（南 千晴君） 日程第4、一般質問についてを議題といたします。

一般質問は、大所高所からの政策を建設的立場で論議すべきであること、また能率的会議運営が必要なことを十分理解して、簡明かつ内容のある次元の高い質問の展開をお願いいたします。また、会議規則第58条の規定により、その内容は村の一般事務に関することと限定されております。

質問の順序は届出順とし、質問時間は答弁を含め50分以内であります。

質問順位1番小山久利議員の質問を許可いたします。

10番小山久利議員。

〔10番 小山久利君登壇〕

○10番（小山久利君） 改めまして、皆さんおはようございます。

大変お忙しいところを多くの皆様の傍聴、誠にご苦労さまでございます。

私の質問とは直接関係ございませんが、大きな問題ですので、1つお願いを申し上げます。

先ほど議長、村長よりお話がございました。今、国内においては、新型コロナウイルス感染対策という大きな問題に対して、全国民を挙げて取り組んでおるところでございます。過日、国の専門家会議が開催され、ここ一、二週間が感染拡大のスピードを抑えられる瀬戸際ということで、幼稚園や小・中学校の休校、また集会、行事の開催方法など変更がなされております。

本村におきましても、行事の中止や各施設の休止等がなされております。感染が拡大し、村内に被害が及ばぬようお願いはしておりますが、村としても県機関との協力により、感染予防対策に一層の対策をお願いしたいと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、本題に移りたいと思います。

昨年12月4日、この2月18日の全員協議会において、榛東村まちづくり計画に基づく中央公民館と給食センターの建設についてご説明をいただきました。この事業は村の将来を左右する大きな事業だと思います。また、村民憲章にもございますが、「わたくしたちは、環境をととのえ、郷土を愛し、住みよい村をつくりましょう」という文章がございます。この観点からも、ただ施設を造って終わりということではございません。いかに村民に使っていただくことが大事だと思ひ、一般質問をさせていただきます。

以後、自席に戻りまして質問をさせていただきます。

○議長（南 千晴君） 10番。

〔10番 小山久利君発言〕

○10番（小山久利君） それでは、通告に基づきまして質問させていただきます。

「まちづくり計画」に基づく防災中枢機能施設建設事業の概要について。

初めに、現在、中央コミュニティセンターの利用状況はどのようになっているのかお尋ねします。

この中央公民館は、毎年のように屋根の修理、空調の交換や外壁の修理が行われております。建設後何年が過ぎ、どのような形で利用されているのか教えてください。また、給食センター、南部コミュニティセンターも同様なので、お示しをいただきたいと思ひます。お願いします。

○議長（南 千晴君） 小池教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） それでは、利用状況とあとは設立の2点について、分けて説明をさせていただきます。

まず、利用状況ですが、平成30年度実績に基づいてお答えさせていただきます。

まず初めに、中央コミュニティセンターです。

細かい部分になりますけれども、貸館業務を行っている各部屋についてお答えいたします。中央コミュニティセンターの大会議室、これは年間290回使用され、利用者数は5,969人です。和室は207回

使用され、利用者数は2,008人。講義室は224回使用され、利用者数は2,806人。会議室は200回使用されて、利用者数は1,554人。実習室は21回使用され、利用者数は74人。相談室は28回使用され、利用者数は158人。以上の部分が貸館業務に当たる部分ですが、総計としまして1万2,596人の利用が30年度実績としてございました。

また、それとは別に、図書室でございますけれども、図書室は年間3,798人に貸出しを行いまして、貸出冊数は9,582冊の貸出しがございました。

以上が中央コミュニティセンターの実績です。

次に、南部コミュニティセンターの平成30年度実績でございますけれども、ホールは279回使用がありまして、利用者数は1万634人。会議室、この会議室は和室のことでございますけれども、193回使用されまして、利用者数は1,606人。次に、研修室は273回使用がございまして、利用者数は2,701人。実習室は36回使用されまして、利用者数は643人。以上が貸館業務の部分でございますが、年間の総計として1万5,584人の利用者がございました。

それとは別に、図書室でございますけれども、図書室は5,156人に貸出しを行いまして、貸出冊数は8,786冊の貸出しでございます。

また、人数のカウントをしていない部屋がございまして、1階の談話室でございますけれども、談話室の利用については、交流の場として機能しておりまして、毎日利用者がいる状況でございます。

また、学校給食センターにつきましては、平成30年度だけでなくどの年度も毎回そうなんですけれども、毎年200回近い給食の要は配給をしておるところでございます。

また、設立や改修の部分のことについて説明いたします。

まず、中央コミュニティセンターでございますけれども、設立されたのは昭和48年、これは1973年です。今年で設立から47年が経過ということになります。今までに大きな改修は実施しておりませんが、不具合が生じないように日々点検や修繕を行っているところでございます。

次に、南部コミュニティセンターでございますが、設立は平成4年、1992年です。今年で設立から28年が経過ということになります。平成26年と27年の2か年にわたって大規模改修を実施いたしました。内容としましては、経年劣化した箇所を修繕するとともに、バリアフリー化や太陽光発電の設備を設置するなどを実施したものでございます。

学校給食センターにつきましては、設立は昭和62年、1987年です。今年で設立から33年が経過ということになります。今までに大きな改修は行っておりません。ただ、施設設備のトラブルで学校給食の提供が滞ることは避けなければなりませんので、定期点検や早期の修繕などを行うことで大きなトラブルの未然防止に努めているところでございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 10番。

〔10番 小山久利君発言〕

○10番（小山久利君） ただいま説明していただきました。

大変多くの村民が使っている施設ということで、次の中央コミセン、南部コミセン、給食センターの今後の使い方はどのように考えているのかという質問なんです。ただいま説明していただいて、建設から相当な年月が経過し、かなりの老朽化が進んでいることが分かりました。ただいまの説明より、多くの村民が利用しているこれらの施設、早急な施設の整備が必要だと考えます。

この施設の老朽化により、どうしても必要な施設として整備を予定している今回の防災中枢機能施設ということで、どのような機能を備えているのか、また、どのような利用活用の計画を予定しているのか教えてください。

○議長（南 千晴君） 小池教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） 新しい整備の防災中枢機能施設整備についてお答えいたします。

近年、激甚化する自然災害、日本全国で大きな問題となる中、村においても、昨年の台風19号の接近の際、村始まって以来の自主避難所を開設するなど、今まで以上の防災対策の充実が急務となっております。

そのような状況に鑑み、村はこれまで中央コミュニティセンター単独での整備を計画していたものを見直し、中央コミュニティセンターと学校給食センターの両方の機能を併せ持つ、防災機能を充実させた複合施設の整備計画を進めておるところでございます。現在は、その基本構想と基本計画を策定したところでございます。

この施設は、コミュニティセンター施設と学校給食センター施設で構成される施設です。平時においては、コミュニティセンター施設では従来の施設どおりにコミュニティセンターとして村民に活用していただくとともに、生涯学習の拠点となるものです。また、学校給食センター施設では、小・中学校や幼稚園への給食を提供いたします。災害時においては、このコミュニティセンター施設は被災者の避難所になるとともに、学校給食センター施設では炊き出しの応急給食を提供する施設となるなど、2つの施設が連携をして今まで以上の手厚い防災体制を取れるようにするものでございます。また、給食センター機能については、食物アレルギーにもできる限り対応するなど、最新の設備とする計画でございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 10番。

〔10番 小山久利君発言〕

○10番（小山久利君） まちづくり計画で示された、幾つかの案で示されたんですが、どこにどのような計画をしているのかということで、全員協議会において説明をしていただいたときには3案、幾つかの案ということで示されておりました。今現在の予定で分かる案は、どこにどのようなものが

ふさわしいのか、具体的な計画が決定しつつあるのか、分かる限りで結構ですのでご説明をお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） では、建築計画の部分について、まずお答えをしたいと思います。

先ほどご説明させていただきましたコミュニティセンター施設の部分につきましては、平時、また災害時ともに住民に開かれた施設でございますけれども、学校給食センターの施設につきましては、衛生管理上、両施設の動線が交わらないように配慮をしなければいけないだろうというふうを考えております。その上で、建築計画については主に現在3つの案を考えておるところでございます。

1つ目は、分棟案というものでございます。これは、コミュニティセンター施設の部分と学校給食センターの施設の部分、これを分棟配置をしまして、その間に屋根つきのコミュニティ広場として活用するものでございます。平屋建てとするために、この計画ではバリアフリーの観点でも非常に優れているだろうというふう考えておるものです。また、このコミュニティ広場の部分は、平時と災害時双方で柔軟な活用が期待できるかなと考えております。

2つ目の案でございますが、これが1棟平屋建て案でございます。これは、コミュニティセンター施設と学校給食センター施設を合築、一緒にくっつけて造るわけですが、合築をして1棟平屋建てとするものでございます。これは分棟案と同様にバリアフリーの観点で優れておりまして、ただ、建築面積は分棟案よりも少し小さくできるというメリットもございます。

3つ目は、1棟2階建て案でございます。これは、学校給食センターを1階に、コミュニティセンター施設の部分を2階に配置した1棟2階建てとする計画でございます。ただ、この場合だとエレベーターなどの設置が必要となります。ただ、建築面積は3案の中では最も小さく収まるかなというものでございます。

3つの案については、それぞれメリット、デメリットがございます。また、用地の状況なども考えなければいけませんので、それらを踏まえて適切な建築計画となるよう、現在検討を進めておるところでございます。

建築計画につきましては以上です。

○議長（南 千晴君） 真塩村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 小山議員は、どこに造るんだというようなことが一番注目をしているところじゃないかな。どこまで言っているのか分かりませんが、私の考えをちょっと説明させていただきます。

建設工事について一番関心があると思いますけれども、社会教育施設建設委員会からは立地につい

て、利便性のいい場所、あるいは学校に近い場所という意見を頂いております。これを条件を建設候補地として選定をするとすると、上毛大橋、駒寄スマートインターチェンジからの延伸道路沿いを考えているということでございます。また、榛東中学校、それに近い用地で私は考えております。この場所は中学校のグラウンド、あるいは新井緑地公園に隣接しているために、災害時にこれらの周辺施設と一体となって防災機能を十分に発揮できるという考えで、私はこれからの建設委員会等に提示をさせてもらいたいというように考えております。

○議長（南 千晴君） 10番。

〔10番 小山久利君発言〕

○10番（小山久利君） 大変ありがとうございました。

学校の長期休業時及び放課後時に勉強に使用できるスペースはつくれないかということなんです。以前行われました子ども議会において、子どもたちから、落ち着いて勉強できる場所が欲しいという意見が出されておりました。放課後や夏休みなど、児童・生徒が勉強に使用できるスペースは確保されますか。

また、この予定されている施設はコミュニティセンターということで、子どもからお年寄りまで気軽に利用することができるスペースも必要性があると考えております。今、役場の中にもございますが、村民ホールや多目的室のようなものを計画の中に入れていただけないでしょうか。

○議長（南 千晴君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） 学習スペースのことでございますけれども、昨年度とあと今年度2か年にわたってですが、学校の夏季休業期間、夏休みの期間に、南部コミュニティセンターの談話室を試行的に学習スペースにいたしました。そうしたところ、利用した子どもたち、またあるいは高校生、大学生等の利用もあったわけですが、大変好評をいただいたという報告を受けております。

また、議員おっしゃるとおり、子ども議会の中で子ども議員からの意見としても、静かな学習スペースをつくってほしいという意見をいただいていることにつきまして、現在、学習スペースについて計画の中に入れられるかどうか、検討をまさにしているところでございます。

また、多目的ホールのことについてですが、様々な、多目的ホールと呼称するかどうかはあれですが、様々な用途に使用できる部屋につきましては、現在の計画の中でも整備する方針になっております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 10番。

〔10番 小山久利君発言〕

○10番（小山久利君） いろいろ施設、面積が増えれば金額も増すということで、検討願えればと

思います。

次に、時代に即した後世に負担をかけない施設となるよう検討をお願いしますということなのですが、自治体の中では、バブルの時期や合併の際に豪華な文化センターや施設を建設し、その維持管理に莫大な予算が必要なところもあるそうです。

榛東村におきましては、真塩村長が以前、野球場や人工芝のサッカー場、テニスコート、また、しんとうスポーツアリーナを整備していただきました。このときも国からの防衛施設関連の補助金で村の持ち出しは最小限に抑えていただきました。そして、あときはある程度のものを造り、使いながら不便な箇所については改修していきますということで、既にサッカー場の観覧席、人工芝の張り替えなども防衛のお世話で行っていただきました。

また、直接、村の事業ではございませんが、高渋バイパス雛子交差点より上毛大橋延伸道の役場まで延長につきましても、防衛のお世話ということで、県の事業で行っていただくこととなりました。そして、中学校の校舎やこの役場庁舎や多くの道路や橋も同じと聞いております。

今回、この中央コミセンも給食センターも、村にはなくてはならない施設です。村の持ち出しは最小限にさせていただかなくては、後世の負担になってしまいます。その辺の村長の考えをお聞かせください。

○議長（南 千晴君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 大分前に私のほうも、榛東村は本当に財政が厳しいんだと、そういう中において、いかに実質的な持ち出しが、なるだけ一円でも少なくなるようないろいろな事業を私は見つけてきたいということ、大分前に言わせてもらいました。そういう中においては、グラウンドのほう、サッカー場とかそういうものを、もう始まっていたんですけれども、それについては後々考えて、人工芝にするとかそういうことについて、一旦工事を中断して、それらを変えさせてもらいました。これは一定のときになると劣化しますので、その後のメンテナンスと、あるいは、あとのどういう補助事業あるとか、そういうものまで後々のことまで考えて、それらを1回中断させてもらい、急遽変更した経緯もございます。

いろいろなものに対して、防衛施設ということじゃないんですけども、関連の補助事業についてはいろいろ研究してみますと、もうここはヘリが飛んでいますので、防音計画とかそういうものの中でいろいろ考えていくと、後々の電気代とかそういうのが半分来るとか、そこまでやっぱり検討しないと、これらを何でもかんでも防衛の補助金を使うというのではないんですけども、後々のことを考えて私も事業を計画、そして実施してきたつもりでございます。

そういう中におきまして、今回のまちづくり支援事業、この補助金につきましては、整備に係る補助対象事業費に75%の範囲内で補助金が出るということが分かりました。当初においては、先ほども話が出ましたけれども、中央コミセンを造ろうと、建て替えようということが進んでおりました。こ

れらについては、平成25年頃からですか、これがあつたんですけれども。そして、いずれにしても、また給食センターについても老朽化がすごいということで、その後の計画がありました。

そういう中においていろいろ検討したところ、逆にこれもまちづくり計画でやれば、防衛省の補助事業、それも75%の補助事業というものがあつて、それも中断をさせてもらって、これを一緒に防災、災害時におけるそういうものをやらせてもらったところでございます。これについても採択のめどがつきました。この採択のめどがついたために、将来的には村民負担の大きな軽減につながるんじゃないかなと私は思っております。

今までですと、中央コミセン建て替えの場合には、文部科学省のほうから定額でもう1億5,000万しか来ません。しかし、あそこはそのまま造つたとしても15億、20億というような金額になります、用地買収も含めて。その75%もらえるのと、定額の1億5,000万、やっぱり今後のことを考えて、何といつてもハードルは高いんですけれども、防衛省のまちづくりの支援事業に乗つたところでございます。

村では平成25年に社会教育の施設建設委員会を設置いたしまして、主に中央コミュニティセンターの整備、これについても、機能面における様々な貴重なご意見をいただきました。現在は、防災中枢機能の施設を整備する計画に、先ほども申し上げたとおり、移行させてもらったところでございます。コミュニティセンターの機能につきましては、頂戴いたしましたご意見を参考にいたしまして、村民が地域コミュニティの場として今以上に使いやすい施設、また村の防災の要となる施設としていきたい。それにも補助金が相当来るような施設に変更させてもらったところでございます。

そのような費用面も含めまして総合的な判断する中で整備するもので、頂いたご意見を全て盛り込むということにはできないかもしれませんが、防衛省の補助が採択されたといつたしましても、今後の人口減少あるいは懸念される中で、ランニングコストなども含めまして、将来的な村の負担増とならないよう機能面を精査しなければなりません。村の防災あるいは地域コミュニティを、今後40年、50年先を支えていく施設であると私は考えております。

施設にどういう機能を付与するかどうか、また施設をどう活用していくなどについては、これから例えば大学教授とか専門的な知見を持つ人たちを入れた有識者からご助言をいただきながら検討をし、後々に負担増にならないように、これはまたよく考えていくということでやっております。

いずれにしても、2つのものを一緒にやるわけですから、それだけの皆さんのご協力もお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 10番。

〔10番 小山久利君発言〕

○10番（小山久利君） ありがとうございます。

冒頭にも申し上げましたが、今回の事業は村の将来を左右する一大事業でございます。職員の皆様にもご協力をいただき、早期に完成させていただくよう、よろしくお願ひいたします。

大変貴重なお時間をいただきまして、誠にありがとうございました。これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（南 千晴君） 以上で10番小山久利議員の一般質問を終了いたします。

ここで休憩いたします。再開を10時30分といたします。

午前10時2分休憩

午前10時29分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

質問順位2番波多野宏美議員の一般質問を許可いたします。

1番波多野宏美議員。

〔1番 波多野宏美君登壇〕

○1番（波多野宏美君） 1番波多野宏美です。よろしくお願ひいたします。

まず、冒頭で話す前に、村長及び議長、各議員、小山議員のほうからも話がありましたように、今、国民が非常に新型コロナウイルスの件で、当然、学校関係、特に教育委員会の事務局さんも、かなり大変な思いをして対処に当たっているという状況であります。

これはやはり今ここで私がこんなことを言うものではありませんが、大変な事態だなというふうに思われます。あわよくば人命を問うような出来事なので、これはやはり国民として、特にこの榛東村内でいまだそういう報告はありませんが、かなりこのことについては防備というか問われている中で、今この県内においてもいろんなマスク、防止策を取るための手段としてかなり対応しているんですけども、ちょうど実は私の娘の子どもが生まれて、昨日の段階でおむつがもう買えないという事態にまで発展しているという状況で、困ったなというような状況になってきています。

本当にこの辺は私がここで言うことよりも、村民をはじめ、きちっとした対応をしながら、こういった感染者を出さないということで行くんであろうというふうに思いますが、またそういう関係のところにつきましては、ぜひ村民のためにも対処していただきたいと思ひます。

今日はこの後、私のほうの質問事項が5つほどさせていただきます。当然、その中には村長の公約的なものも入っておりますが、いずれにしても、こんな事態ですので、まずはコロナを最初に対応させていただければというふうに思ひます。

以後、自席に戻り、質問に代えさせていただきます。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 波多野宏美君発言〕

○1番（波多野宏美君） それでは、質問に入らせていただきます。

まず最初に、項目に従って、今回の新型コロナウイルス肺炎に関し、感染拡大を防ぐための対策はどうかと。これは私が今ここで言う内容というよりも、もう既に県内はもとより榛東村のほうからも、

先日、この防止策というか防ぐためにはというようなことで、村民の皆さんに回覧とともに配布されているんですけども、なかなかこういったものをくまなく見て判断するという人は近頃かなり少なくなってきたので、再度、健康保険課長にお聞きをしたいかというふうに思います。

ですから、新型コロナウイルスに関する感染拡大を防ぐためのウイルス検査強化は、これはどうしていますかというお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（南 千晴君） 安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 新型コロナウイルス感染症につきましては、連日テレビ等でも報道され、皆さん不安な思いをされている方も多いかと思います。3月1日現在、群馬県内で発症した方はいらっしゃいませんが、十分な注意が必要な状況であることには変わりないと思っております。

感染予防につきましては、風邪や季節性のインフルエンザ対策と同様に、一人一人の咳エチケットや頻繁な手洗いなどの実施がととても重要であるとされております。また、体調が心配な方の相談先としては、帰国者・接触者相談センターとして、厚生労働省や都道府県にコールセンターが設置されております。群馬県におきましても、県の保健予防課と各保健所にコールセンターが設置されております。相談者の相談の状況に合わせて医療機関を紹介とか、そういった対応をいただいているところであります。

現行は、帰国者・接触者相談センターに相談した結果、受診が必要となると医療機関を紹介されますが、昨日の報道等によりますと、医療機関から検査のほうにもできるような、そういう流れもできるようになっているようであります。診察の結果、検査を受けるということになっております。

現在の市町村の役割としましては、先ほど議員さんもおっしゃっていただきましたが、これらの情報を住民の方に提供していくというところが1つ大きな役割であります。その提供の場としましては、榛東村のホームページに情報を掲載しております。情報は、連日、随時更新をされていると思います。そのため、厚生労働省や群馬県のホームページを参照できるようにしておきまして、常に新しい情報を確認できるように提供をしております。

また、手洗い等を勧めるリーフレットを公共施設に掲示したり、ホームページ等がなかなか見ることがない高齢者の方々にも見ていただくように、先ほど議員さんもおっしゃっていただきましたが、厚生労働省で作成したリーフレットを毎戸に配布して、少しでも目に留めていただき、皆さんの不安が軽減できるように情報提供をしていっておるところでございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 波多野宏美君発言〕

○1番（波多野宏美君） 今、保険課長のほうからお話があったとおりなんですけれども、やはりこちらの保険課のほうから出されました防止策の中に、もし感染者が出た場合については、当然、学校

や会社を休んで、そして、しかるべき施設において、ただ、この辺の、私も含めてどう早急に対応していいのか。発熱をされ、咳が出る、いろんな症状はあると思うんですが、まずは確かにお医者さんに行って確認を受けるということが先決だと思いますが、この辺、健康課長、どう思いますか。その辺の対応の仕方についてお尋ねさせていただきたいんですが。

○議長（南 千晴君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 健康状態に不安を感じてという方につきましては、むやみに受診というよりは先ほどお話ししました相談センターに、電話が通じにくいというような状況も少し聞き及んでおりますが、まずそこに症状等が出ている方については連絡をしていただいて、感染の疑いがあったり、感染がということがあるとすれば、それを広めないためにも、むやみに出歩かずにまず相談をしていただくのがよろしいかと思ます。

○議長（南 千晴君） 1 番。

〔1 番 波多野宏美君発言〕

○1 番（波多野宏美君） 分かりました。ありがとうございました。

それでは、次に質問にいかせていただきます。

2 番目に、教員の多忙解消についてということで、実は先日、2月4日の日に上毛新聞で県の教育委員会のほうから、これは私が今までに一般質問させていただいた中で何回か取り上げさせていただいている内容ですが、教員の多忙化解消の提言が先日、県教育委員会のほうから発表され、どこの市町村の、もう全ての市町村の調査をした結果、ここに書かれているわけなんですけど、当然そういう中で、この勤務時間の実態全校調査で把握されたということの中で、ここに新聞等に出ているのは、時間外勤務をこれからは45時間以内にするというような取組をしていくと。

ただ、この辺も先日、局長さんとお話をさせていただいた中で、今までにも当然80時間以内でしているものは少ないと。当然、教科指導だけではなくて部活動指導まで考えると、その辺が大変多忙な教員の時間帯であると、それが実態だというふうにお聞きしましたが、その辺のことも含めて、再度、榛東村内で小中の勤務時間等の把握はされたんでしょうか。お聞きしたいと思ます。

○議長（南 千晴君） 小池教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） 勤務時間の把握につきましては、毎月実施をしております。改善は進んでおりますけれども、時間外勤務の上限を月45時間とした来年度からのガイドラインの達成に向けて、教育の質の維持向上を図りつつ、業務の効率化をさらに進める必要があるだろうと考えているところでございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 1 番。

〔1番 波多野宏美君発言〕

○1番（波多野宏美君） この問題については、とにかく私がここでそれをしてくださいとかそう言えるような立場ではないということは十分承知しております。そういう中で当然、国・県のほうからの指示というか指導というかそういうのもあったりして、これから教育委員会事務局さんのほうで、かなりそういう教員の指導の時間帯について指示をされていくというふうに思いますので、その辺はよろしくお願ひしたいかと思ひます。

次の2番目の運動部強化についての人事・補強についての強化、これを質問をする前に、何とか語弊があると困るので、私の考えとしては、私も含めて自分の息子、娘もお世話になって、榛東村で育ち、そして立派な指導をしていただいて、それで運動部、特に運動部での活躍をできたというようなこともございまして、今なお榛東村には、前からも私も運動部のほうの興味がありまして、その指導について、いろんな先生方にお世話になったということもあります。また、優秀な指導者も多かったです、榛東村については、そういった中で、県はもとより全国大会に出場したという種目もたくさんございまして。私は今も、榛東村の中には逸材的に優秀な子が多いというふうに自分では思っております。

そういう中で、語弊ある言い方で申し訳ないんですが、ここに来てちょっと、学業面につきましては非常に高い評価を県内で得られている状況を耳にします。そういった中に、運動部についてどうしても目を向けたくなくなっちゃいまして、ちょっとここに来て何とか寂しい、寂しいというか、何か昔のOBの方にしてみれば何とか、このところそんなに活躍できていないんじゃないかというようなお声もちょっと聞くもので、こういった今回。ただ、これ人事とかそういうのは私の立場で言えることではないので、前置きさせていただきますけれども、その辺の今後の現場への指導者の対応としてどう考えているのか、教育長さんにお聞きしたいなと思ひまして。

○議長（南 千晴君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） 運動部の部活動及び文化部の部活動も含めまして、教員様々な校務分掌がございましてけれども、教員の校務分掌につきましては、各学校長の次年度の経営方針にできる限り適合した人的配置となるように配慮をしているところでございまして。

また、運動部につきましては、令和2年度も中学校の部活動指導員や外部指導者について当初予算に計上しておりますので、お認めいただければと思ひます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 阿佐見教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 運動部の問題で人事という言葉がここに出ておりますので、私のほうからお答えさせていただきます。

この人事ということに関しては、法律にのっってそこに文言が出ております。具体的には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、この中の21条の3項に、教育委員会の職務権限ということで、これは私と考えていただいてもいいと思いますけれども、学校の職員の任免とその他の人事に関することと、こういうことがきちっとうたわれていると。それから、学校の組織編制と、これも職務権限としてあると。さらに、榛東村の小・中学校の学校管理規則、これの3条には、校長は調和の取れた学校運営が行われるためにふさわしい校務分掌の仕組みを整えるものとする。というもののにのっって進んでいるわけなんです、今、小池事務局長のほうから話がありましたように、校長は学校という組織を調和の取れた、そういう分かったような分からない言葉ですけども、調和ということは、これは学力の面であったり運動の面であったり生徒指導の面であったり、全てをひっくめて調和の取れたところを、そういうために校務分掌を校長は考えなさいと、こういうことになるわけです。

そうすると、その前に、異動の時期になってきましたので、人事というのがございますけれども、この人事というのは教職員の職能を成長するためにやっておることであって、制限はございますけれども、榛東村としてこういう先生がいらしたらいいなということで、この学校に力を発揮してくれるだろうということで配置をしていきますけれども、必ずしも学校の校長にとってそれが全て思うようにいくわけではないと。これが人事ですよ、当然のことだと。そういう中で校長は、じゃ、例えば来年度、令和2年度は強化はどのように、部活動の配置はどのようにかと、そういう努力をすることであって、たまたま過去においてはそういう時代もあったでしょう。ところが、例えば教員の指導という面でも、必ずしもその部の運動経験者がそのままなれるという時代ではないと。子どもの数も減ってきている、部活動の数も減らさなければならない時代に今は入ってきておると。

ということで、その辺を総合的に考えていくと、非常に難しい問題であるというふうには思いますけれども、私としては、校長は調和の取れた学校の運営ができるように全力を尽くしたと、そういう人事をしていきたいと考えています。

以上です。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 波多野宏美君発言〕

○1番（波多野宏美君） 大変ありがとうございました。

これはあくまでも私個人というよりも村民の皆さん方の願いというか、そういった今後また活気のある、当然、学業、前々から局長からもよく私もお話を聞いていて、学校というところはまず学習が一番、これも私も分かります。私も現場職をやっておりましたので、これが最優先ということの中で、文武両道という言葉もございますので、その辺も含めて活気あるまた運動部活動、当然この私が一般質問をしている中で、こういった教員多忙解消の提言のことも言っている中で、難しい事項であるということは承知しております。そういった中でも、これはやはり村民の方々もみんな願い、自分の息

子、娘、またお孫さん含めて運動部での活躍を願う人もいるわけなんです。そういうことも含めてご承知いただければというふうに思っていて、今回の質問に出させていただきます。

それでは、次の3つ目の質問に代えさせていただきます。

県道による道路拡張についてという中で、まず、役場から創造の森キャンプ場までの道路拡張等の整備についてはどうかということなんです。これは、実は私が、ここに住んでいる12区のちょうど上のところに五差路がありまして、非常にここは、実は伊香保温泉のほうから下ってくる車が物すごいスピードで下ってくるもので、いつかこれは大きな事故が起きるぞというようなこともありまして、今回質問の中に入れさせていただいたのは、このところに信号等がないと、絶対に人命に関わる大きな問題が起きるのではないかとというふうに私も何とか恐れているところなんです。ただ、それだけではなくて、創造の森までの、かなりここも、上は森林公園まで続く農道とか村道とかそういうふうになっておるんですけども、かなりの、特に夏場になりますと頻りに車が上がってくる。また、伊香保温泉のほうから下ってくる道路は、もう本当に頻りに使われているという状況であります。

建設課さんのほうに何かお話を聞くと、このところに話は以前にしてあるけれども、これもやはりなかなか先へ進まないという話を聞いておるんですけども、今後その辺はどういうふうにされていくのかもちょっとお聞きしたいとか、信号はつけられないかというようなお願いもありまして、今回質問に出させていただきます。

○議長（南 千晴君） 久保田建設課長。

〔建設課長 久保田邦夫君発言〕

○建設課長（久保田邦夫君） 議員からのお尋ねですけれども、役場から創造の森のキャンプ場までの道路拡張、整備ということでございます。

役場西の交差点から浄水場の東の交差点、こちらにつきましては県道水沢足門線でございます。その先、県のライフル射場までは村道、その先については林道ということで整備をされております。

波多野議員のご指摘がございました県道水沢足門線の交差点でございますけれども、村道と県道が交わって県道が折れ曲がるような、少し変則的な交差点となっております。また、県道の下り車線を通行する車両につきましては、速度を落とさず通行する車両も見受けられるという状況でございます。地元の方々が危険と感じているというご意見でございましたので、このような状況を含め、道路管理者であります渋川土木事務所へしっかりと伝えてまいりたいと考えております。

12区の村内の村道の整備につきましては、道路改修や補修工事、また溝蓋の設置ということで順次実施しておるところでございます。県道ということでございますし、信号の設置という部分も含めまして、渋川土木事務所にはしっかりと伝えてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 波多野宏美君発言〕

○1番（波多野宏美君） ぜひこの件については、やはり人命が第一ですので、よろしくお願いしたいかというふうに、建設課長にはその辺の努力をよろしくお願いしたいかと思います。

それでは、次に、4つ目のしんとうふるさと公園についての質問に代えさせていただきます。

公園内の整備についての今後の対応、対策はどうかという抜本的な質問ですが、この内容としては、実はこれも、たまたま幼児とか小さいお子さんをお持ちの親御さんのほうの話を聞きまして、あそこに非常に産業振興課長がいろいろとやっていた遊具がございまして、そのちょうど車ですか、車が充電式のもので何か二、三台あるんですけども、それでよく遊んでいて、子どもが大変喜んでいてという評判があったんですが、いつか楽しみに行ったところ、それが使われていない、使えない。どうしたんですかと村民の人が聞いてみると、もう充電がなくなって使えない状態になったと。予算もあるので、そうそう充電ができないんだというようなお話を聞いたもので、非常にがっかりしたと、楽しみにしているだけけれどもというふうなお話を聞いたもので、今回そういうようなことで、村民の中にそういうところを利用する大変喜ばしい状況の中で、そういう残念なことがあったということをお聞きしましたので、今回このことも含めてどうなのかなということでお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（南 千晴君） 狩野産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） ふるさと公園の利用者ですが、最近、自分が子どもの頃、よくふるさと公園に連れてきてもらい、遊具等で遊んでいた人たちが親となり、ふるさと公園での楽しい思い出や懐かしさにより、子どもを連れて遊びにきてくれる方が本当に多いようです。また、バッテリーカーやミニ鉄道は100円で乗れることから、親子共に安心して楽しめること、子どもたちや家族連れが大変好評をいただいております。

そんな中、子どもがバッテリーカーが故障して乗れなくて寂しがっていたと今、話を聞きますと、大変申し訳なく思っております。バッテリーカー、ミニ鉄道は購入から10年以上経過しており、機器に不具合等が出ることも多々あります。万一、不具合が出たときには、公園を安心・安全に利用してもらうためにを最優先に考えて、その日に運行中止にすることもあります。今後も安心・安全のために中止にすることはございますので、ご承知おきください。また、その件についても、バッテリーカー、たまたまバッテリーがなかったようで、次の日には早急に対応し、子どもに悲しませないような状況で対応しております。

安全の管理体制については、公園内に常駐している管理人が日々様子を見て、また公園を利用している方から、ここが危ないよとかいうことを、本当にその都度コミュニケーションを取りながら対応しております。管理人で対応できないときには、すぐに役場、産業振興課のほうに報告してもらい、担当者が早急に現地確認後、速やかに対処しているところでございます。特にミニ鉄道に関しては、

ボランティアで協力していただいているミニ鉄道クラブの方に、月に一度、運行前、車両及び線路の安全点検を必ず実施してもらっております。万が一、その日に安全の確認ができない場合には、利用者の安全を最優先に考え、急遽運行を中止することもありますので、その辺はご理解いただきたいと思っております。

バッテリーカー、ミニ鉄道を、そろそろ部品修理、要は部品もありませんので、修理、修理で何とか今、子どもたちに利用してもらっている状況でございますが、バッテリーカー、議員の皆さんには分かってもらいたいんですが、1台80万円、3台ほどあるバッテリーカー、子どもたちに人気のあるバッテリーカーが80万、またミニ鉄道の車両1台が700万円以上ということで、本当に修理を何とかしながら子どもたちや家族を楽しませている状況でございます。今後もそのような高額なものでありますので、今後も大切に修理をしながらやっていきたいと思っております。

また、利用者の声や皆様の声は必ず意見を大切にし、ふるさと公園の安心・安全な運営、維持管理に今後も努めてまいりますので、よろしくお祈りいたします。

以上です。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 波多野宏美君発言〕

○1番（波多野宏美君） ぜひその辺は、産業振興課長、よろしくお祈りしたいかと思っております。とにかく村長さんの公約にも入っているとおり、子どもを育てるなら榛東村というふうに、またそれを村民の方が、たくさん小さいお子さんをお持ちの方は、よりよくその辺をしていただきたいというふうに思っている人も多いです。そんなことでお祈りしておきたいというふうに思います。

それでは、私の質問最後になりますが、5つ目のぐんま新技術・新製品開発推進補助金について。このことについては村長の公約に入っている事項であります。これについて、補助金等についての考え方はどうなのでしょうということ。よろしくお祈りいたします。

○議長（南 千晴君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 当該補助金は、地域産業の振興に寄与する村内中小企業が行う新製品、新商品の開発意欲を助長し、もってその競争力強化と発展を図るため、新製品、新商品の開発に要する経費の一部を補助するものでございます。また、当該補助金は市町村・県パートナーシップ支援型、次世代産業推進型、航空宇宙産業推進型という3つのタイプに分かれており、本村が実施しているのは市町村・県パートナーシップ支援型という県との連携事業でございます。

補助対象は、実施市町村に主たる事業所を有する中小企業者で、業種は製造業、建設業、卸業及びサービス業等が対象となっております。補助金額については、事業費から企業負担額20万円を差し引いた額で、上限が80万円となっております。これは県との2分の1、2分の1でございます。補助対象事業は、中小企業者が自ら行うものづくりに係る新技術・新製品に関する開発のうち、具体的な技

術的課題が明確で新規性があり、事業化と市場性が見込まれるものとなっております。申請窓口については、産業振興課にて受付をし、また、申請状況によっては2次募集もあり、申請後、現地調査を村と県で合同で実施しております。

令和元年度の状況なのですが、残念ながら市町村・県パートナーシップ支援型の申請採択件数はございませんでした。先ほど言った3つのタイプのうち次世代産業推進型で、村内の企業者が、医療機器の大幅なコストダウンと高精度化の実現というテーマで別の、この3つのタイプの中の一つのほうで採択をされていることを付け加えておきます。

次年度以降についてですが、広報紙、ホームページはもちろんですが、さらに商工会等と連携をして、こんな補助金があるよということをPRしながら、より多くの中小企業者に周知していきたいと考えております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 波多野宏美君発言〕

○1番（波多野宏美君） 大変ありがとうございました。

とにかく産業振興課長には、この産業の振興という項目の中で、新事業で補助金がついているわけですから、ぜひとも新しい事業に対してすばらしい結果が出ることを祈りまして、私のこのたびの質問事項をこれで終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（南 千晴君） 以上で1番波多野宏美議員の一般質問を終了いたします。

ここで昼食休憩といたします。再開を午後1時といたします。

午前11時3分休憩

午後1時再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

ここで阿佐見教育長より、緊急会議のため、午後の会議は退席との届出がありましたので報告いたします。

質問順位3番川田敏彦議員の一般質問を許可いたします。

5番川田敏彦議員。

〔5番 川田敏彦君登壇〕

○5番（川田敏彦君） 皆さん、こんにちは。

午後1時になりまして、いい時間になりました。私は一般質問は今、国保財政が非常に厳しくなっていて、もう限界に来ているというのがあります。国保の件について1つ。それからもう一つは、昨年、安倍内閣が全世代型の社会保障検討会議、その中間報告を出しました。それに基づいての村の対策について。それから3番目に、榛東の上の旧榛名カントリークラブ跡地の榛東のソーラーパーク、

ソフトバンクのソーラーパーク、これのスラグの撤去について、この3つを質問する予定です。

最初に、榛東ソーラーパーク、これのスラグについて最初に質問をさせていただきます。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） 緊張して大事な名前が出なくなってしましまして、最初に、榛東のソーラーパーク、旧榛名カントリー跡地の鉄鋼スラグについて質問をします。

これは先月2月18日に、榛東村議会と、それから吉岡町議会で合同で調査をされている、こういう私から見ると画期的な出来事が行われました。そこでは真塩村長がその経過、それから、これからどうするかという強い決意もなされました。それから、村内のスラグの被害を受けている民家についても言及をされました。非常にこういう画期的な前進と私は思いますけれども、こういう前進がありまして、この流れを吉岡、榛東ともに、これは吉岡は榛東のソーラーパークの場所は、吉岡の生活用水にも関係しているところですので、榛東と吉岡と一緒に力を合わせて、このスラグを撤去する方向に行くと。非常に望ましい方向になってきつつあるというふうに思います。これはスラグは何度も言われているように、これは産業廃棄物ですから、そして、まして環境基準を超える毒素が入っているわけですから、これはもうすぐに撤去するのが当然ということになります。

群馬県は、今、古墳王国というので、テレビで宣伝されていて、これは本当に素晴らしいことですよ。しかし、今の状態はスラグ王国のような点もあるんですよ。本当に群馬県の一方は、北のほうからずっとですよ、これは大同の鉄鋼スラグで、県土が汚染されているわけです。県民の健康被害が危惧されているわけです。それからもう一方は東邦亜鉛の非鉄スラグが多量にやっぱり使われているんですよ。これも汚名を返上するというのも大事なことだと思います。

最初の質問なんですけれども、この旧榛名カントリー跡地、榛東ソーラーパーク、ここの実態をまずよく調査をする必要があるかと思えます。これは当然、村のほうはされていると思えますけれども、確認も含めてご質問していきたいというふうに思います。

これは当時の資料だとか、それから関係者からの聞き取りだとか、それから当時の写真だとか、工事前の写真、それから工事後の写真とか、工事をしているときの写真だとか、それから目撃者もいっぱいいるわけですね。目撃というと、ちょっとおかしいですけども、見ていた人もいるわけですよ。現に小山議員も、直接、超大型のダンプが使われているのを見ているわけですよ。そういう調査、まずいろんな資料を準備するという事は必要だというふうに思います。

最初に、村の資料についてなんですけれども、これは前にも私は発言したんですけども、小山議員が平成26年の第3回の議会、これは9月議会、2014年ですから、榛名カントリー跡地の造成工事をやって2年後ぐらいのときで、新聞では、スラグが取り沙汰され始めていたときなんです。そのときに小山議員が、村にその資料があるのかというのを何度も、何カ所かで聞いているんですけども、仕様書がちゃんとあるのかとか、使用材料はどうなっているんだとか、使用材料の証明書があるのか

と、こういうふうに聞いていますし、また面積とか使用した碎石の量はどうかと、こういうふうに言っているんですけども、当時の答弁では、そういう証明書はありませんと。それから仕様書はありませんとか、それから量は確認できていませんとか、そういう答弁なんですよね。

改めてなんですけれども、あのとき小山議員が質問した資料というのは、今でもあるのかなのか、まだないのでしょうか、これを確認でお聞きします。

○議長（南 千晴君） 暫時休憩いたします。

午後1時10分休憩

午後1時11分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

久保田建設課長。

〔建設課長 久保田邦夫君発言〕

○建設課長（久保田邦夫君） これは議員が言われるように、使用量等の参考資料というか、データのなものというのは、村のほうでは持ち合わせをしてございません。

以上です。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） その後、私も執行の皆さんと話をして、なかなか見つからないんだという話は聞いています。そういうのがきちんとないままということなんです。

もう一つ、平成24年（2012年）工事をしているとき、3月議会に、これが24年第1回定例会ですか、これが3月ですから、工事が1月から始まって2月の終わりまでやっているわけですよ。そのときに、村がその専決処分の承認についてということで、平成23年度の榛東村一般会計補正予算というところで、このことを出しているわけですよ。そのときは1,500万かかるんだと。内訳はこうだこうだという話がされているんですけども、そのときに同じように、南議員が質問をしているんですよ。土地の造成工事の総面積はどのくらいなのかとか、その答えの中で、執行の答えが、それだけでも答えているんですよ。設計書を組んでございますと、こういうふうにして、その中で全体の面積は4万9,300平米だとか、整地の仕上げという面積がありますとか、そしてその4万9,300平米を水平面仕上げをするというふうな仕様になっていますと。当然、切り土、盛り土、そういうのが出てきて最終的な仕上がりになるんで、そういった中に移動の土の量とか、あるいは整地仕上げの面積、そういったことは設計を組んでございますと、こういうふうに言っているんですよ。ということは、小山さんのときにはなかったと言っていたのを、その前にあると言っているんですけども、これはどういうふうになっているのでしょうか。

○議長（南 千晴君） 建設課長。

〔建設課長 久保田邦夫君発言〕

○建設課長（久保田邦夫君） 当時の資料は、ちょっと今、持ち合わせてございませんので、私の記憶でお答えさせていただきたいと思えますけれども、当時、碎石については特にうたっていないということで、設計については土を動かす造成工事ということで、碎石の使用という部分は記入されていないというような記憶でございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） 碎石のときはうたっていないというのがありましたけれども、佐藤建設工業と村が結んだ契約書の中には、碎石50万というふうにしたしかあったかと思うんですけれども、その辺がちょっと曖昧になっていたんでしょうか。

○議長（南 千晴君） 建設課長。

〔建設課長 久保田邦夫君発言〕

○建設課長（久保田邦夫君） 先ほども申しましたように、ちょっと碎石については使用量が確定できるような資料は村では持っておりません。

以上です。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） 今の時点では、そういう明確な資料はないということよろしいのでしょうか、よろしいんだというふうには思います。

じゃ、その上で、明確な資料がないということでしたら、やっぱりこちらで一定の準備もして、いろいろ調べもすると、そういう中でこの撤去の方向に持っていくというふうになるかと思えます。

その撤去に持っていくのに当たって、実態調査なんですけれども、その実態調査をする中で、村が有害スラグが使われたと認識したのはいつごろかというのを聞きたいんです。これは新聞のほうでは報道になり始めて、その後、そういう群馬県が調査をして発表してという流れがあったということなんですけれども、ちょうどそのあたりが、今、真塩村長になった時期になってくるかと思えますけれども、村が有害スラグが使われたと認識したのはいつなんでしょうか。

○議長（南 千晴君） 暫時休憩いたします。

午後1時17分休憩

午後1時18分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

真塩村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 確かに村のほうの造成工事とか、そういうものについては、本当に川田さんのおっしゃるとおり、写真あるいは仕様書とか面積を表すもの、こういうものについてあるのが当たり前なんですよ、それで工事ができるなんてありっこないんで。これらについては、ないということでは先ほど課長から申し上げたとおりで、どこへ行ったのかわかりません。

それで、私もたしか27年に村長にならせてもらったんですけども、同じようなときに、私5月でしたけれども、2月のときに、よく調べてみますと調査が来ていると。フッ素の溶質超過というものが報告書の中にあつたということがわかりました。これは大分前に私の方から、このような書類が実際、大同特殊鋼のほうから出ている。しかし、それを受け取れないということで分割して一つの書類を入っているものと、溶質とかそういうもので入っているものと入っていないもの、入っていないものだけは受け取れるということで返しております。これらについては証言を得ております。

そういうことから、実際のところは群馬県のほうから、大同のスラグ砕石の出荷記録等を、正式に村のほうで知ったのは、たしか27年9月というように私どものほうは報告を、知った時期についてはそういうことになります。

これらについて検査とかそういうもの、これは跡地の何というんですか、周辺道路、そうすると入り口とか、そういうところに我々のほうも入っているじゃないかということで、村のほうでも調査をさせてもらいました。これについても入っております。

要は、その後にはわかったことで、造成工事が一番問題じゃないかなと私は思っております。造成工事の中で、相当それが入っているんじゃないかなと。それについては村のほうもはっきり言うと調査をしております。そのような状況でございます。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） この前、全員協議会でも聞いたんですけども、村が知って、その後、新聞にも出て、そして対応をどうするのかというのが出ました。

この前の、村がその後、平成28年には村が検査をして、それを広報しんとうに出したと、そういう動きになってきたんだと思うんですけども、新聞が2016年、平成28年の新聞、毎日、東京を見ますと、ソフトバンクは、その自分のところ、ソーラーパークにスラグが入っていたということを知って、これはソフトバンクの子会社のS Bエナジーがやっているということなんですけれども、そこが村の土地を使わせてもらっている事業なので、村に処理方針を決めてもらった上で協議したいと、こういうふう新聞のコメントを出しています。これが2016年なんですな。

それから、同じ2016年に大同もやっぱり同じように、ソフトバンクと村が協議したその内容、新聞でいくと、村やソフトバンク側の対応が決まり次第協議したいと、こういうふう大同特殊鋼は言っているんですけども、そうすると、これについては村がこれをどういうふうにするかと、撤去とい

う方向にしてほしいんですけども、村がやるという方向でSBエナジーもソフトバンクも大同も待っていた段階だと思うんですが、この間4年近くなっているわけですね。この間も、村もいろいろ動いているのかと思いますけれども、しかし、ちょっとこの3年から4年遅れてしまったと。これはどうしてこのくらいかかってしまったんでしょうか。

○議長（南 千晴君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 4年かかったかどうかということ、どうしたかちょっとよくわかりませんが、村とソフトバンク、あるいは大同特殊鋼と、そういうことが協議なされて、それを村のほうはどうのこうの言ったとかなんかい話が、今の話では聞こえるんですけども、28年、私がやっております、そんな協議はありません。新聞等にどういうことか、私自身が聞いたのは、ソフトバンクは今ままでいいと。言うなれば、ソフトバンクが20年後だか二十何年後に撤退するときに、それをやってもらえばいいというような話もちよっと聞きました。私自身、1回も言ったことはありません。あの中にも実際、入っているのは確かですし、今現在思ってみれば、その下に相当入っているということが、これがわかれば、我々のほうで、それはしばらくいいよというようなことを言うはずはないんですよ。どこから、どういうこと出てきたのか、そのとき聞いたときも、私自身も憤慨したところでございます。我々と三者でやった覚えはありません。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） 村長、今の三者というのは、大同とソフトバンクと村と、この三者という意味ですか。

○村長（真塩 卓君） やった覚えはない。

○議長（南 千晴君） 5番、どうぞ。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） 三者で協議はしたことはないということですが、これはやはり、すぐに協議を始めていただきたいというふうに思います。そして第一歩から進んでいきたいと。

それからもう一つ、これは私が思うんですけども、ちょっと時間がたっていますよね。この間、白子の海のソーラーポットのスラグの撤去とかありましたけれども、それは村長が、たしかスラグの質問をしたときに、答弁の中で三者協、これは国、渋川、それから県ですか、この三者協のこの協議の取り決めに基づいてやっていきたいというのを何度か回答しているんですが、この三者の取り決め、これは調べてみますと、まだ案の段階なんですよ。それからこれはあくまでも国と群馬県と渋川、その三者であるということなんです。

それからもう一つ指摘したいのは、この取り決めの中では、スラグを撤去するとか被覆するとか、そういう話はあるんですけども、これは産業廃棄物という位置づけがないんですよ。それから、

これについては三者の取り決め。これは村長さん、いろいろなところで言っていましたけれども、これは改めて確認をしていただきたいんですが、どうでしょうか。

○議長（南 千晴君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 三者協議の件は、これも川田さん、間違っているんじゃないかと思うんですが、国、県、渋川市ではないと私は思っています。県と前橋と渋川、国はその中に入っていないと思うんですが、そういうことで、そういう中において、私のほうもその三者協定のものに基づいて、各違う市町村とか、そういうものについては個別協議をするというようなことになっていたかというように思っております。特に創造の森と白子の海ののところについては、白子についてはもう食品会社であると。あるいは創造の森については一般の人が相当入ると、子どもから大人までですね、そういうところを優先的に黙ってやれということで、その工事をやらせたというものが現実でございます。

そういう中で、旧榛名カントリー跡地については協議しましょうというところの中で、先ほど、当初申し上げましたけれども、実際、フッ素が入っていますよということは、大同特殊鋼から出てきたにもかかわらず、これについては受け取らない、おかしいそれを取らないという、ある人、これは役場職員でありました。これらを分けて出させろなどということは、公務員じゃなくても考えられないことをやった。そしてそれらのものについて、いろいろこれからも、これは個別協議に入りますので、一生懸命やっていきたいというように考えています。

○議長（南 千晴君） 暫時休憩いたします。

午後1時30分休憩

午後1時31分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 先ほどはどうもすみませんでした。川田議員がおっしゃるとおり、国、県、渋川市が、私の勘違いで国ではなくてと言ったんですけれども、対応する方針が協定で結ばれております。これは私の勘違いでした。訂正させていただきます。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） それからもう一つは、今、吉岡町議会がこちらに来まして、一緒に榛東ソーラーパークのところのスラグを見てもらったわけですね。それは渋川の広域の議員も来てくれて、それで私たちに本当にわかりやすく説明をしてくれて、実際、物を見てこれがスラグかと。これがウツボ沢から流れて船尾滝に行くのかと。これを榛東も吉岡も両議員が全員が見たわけですね。これ

は非常に強い力になっていくと思います。この吉岡町も、これは町長名で既に大同特殊鋼に、榛東村にある大同の製品は撤去してくれと、これは出していますから、この動きをぜひ強めてほしい。これは村長がこの前の質問で、これはやりますというふうに言っていますので、これはこれで受け取って、次に行きたいと思います。

次は、ではどういうふうに撤去するかということで、私はこの前の9月議会で、工事をした佐藤建設工業、この会社との契約書の41条に、きちんとそれが明確に書いてあるわけですよ。こういう重大な瑕疵があった場合には、これは責任を持って元へ戻しますと、これはちゃんと契約をしているわけですよ。それが重大な瑕疵というふうにすると、10年ということになります。そうすると、2012年の2月に引き渡しなんだか、その後の復旧工事だとかビジターセンターの工事だとか、あれが7月とかなっていますから、何月かはわからないんですけども、しかし、もう2022年の1月からはなるわけですよ。これは本当に、今、村の弁護士とも相談してやっているということなんですけど、時間の問題もありますので、これは強くしていただきたいと、改めて考えをお聞かせください。

○議長（南 千晴君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 川田議員、おっしゃるとおり、18日には吉岡との会議というんですか、私どものほうの一方的な話になってしまったと思うんですけども、これについては、この跡地のところは榛東村地籍であります。スラグ碎石は榛東村の公共事業で使用されたものでありまして、榛東村が対応すべきだというように私も考えております。また、隣接する滝沢川について、吉岡の上水道の原水の部分でございます。これは吉岡とは常に情報を共有してまいりたいということで、あのようなことを私もさせてもらいました。これをやることは当たり前だというように考えております。

さらに、旧榛名カントリー跡地の造成工事、これは平成23年、株式会社佐藤建設工業と請負契約を締結いたしまして事業を実施したものでございます。この工事につきましては、太陽光発電施設、それは周辺の造成工事を施工したものでありますけれども、造成工事等の施工時において、土壌汚染対策法に定める基準を超過した建設資材が使用されておりました。これについては契約約款の第41条、川田さんがおっしゃいましたけれども、瑕疵担保の記載がございます。第2項に、その瑕疵が受注者の故意または重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は10年とされております。これらについては、私どものほうは、これについて重大なものがあると私は考えております。そのために係員のほうにもよく顧問弁護士と相談して、私が言ったようなことをやってもらいたいと、やる方向で今、相談をしているところでございます。これについては、もともとが違うのは、電力の買い取り価格が42円どうのこうの、42円が終わってしまうというようなことを議会におっしゃって、だから早くやるんだと。実際は内容は全然違っています。今でも怒りに震えていますけれども、これは村民の、あるいは吉岡町民の本当に命までも、長年にわたる、これは害があるということは、我々はよく考えなきゃいけないというように考えています。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） 村長の力強い意見で、決意で、そういうふうにやってもらいたいというふうに思います。怒りということですが、この自然エネルギーそのものは、これは本当にいいことなんですけれども、そこを大同と大同と組んだ佐藤建設工業が、産廃のいい捨て場にしてしまったということですよ。これは榛東だけではなくて、渋川でもどこでもそうです。八ッ場ダムの事業所でもそうです。これを本当に、この怒りを、だから早く撤去させるというふうに向けてもらって、これを推進をぜひしてほしいというふうに思います。

次に、1番目なんですけれども、国保の加入者の実情と対策ということで質問させていただきます。

国保については、本当に限界になっているというのが実情だと思います。榛東村は、この前、きょうも村長からありましたけれども、子育て世代をバックアップするというので、高校生までの窓口負担をなくすような、保険適用の医療費について補助するというのがありました。こういう子育て世代を支援する、また村民の生活をバックアップすると、こういう還元することがされていますので、国保でもこれをぜひやっていただきたいというふうに思います。

国保は、今もう構造的な欠陥が来ちゃっているわけですよ。これは例えば協会けんぽ、普通の民間の人が入る健保、それから健康保険組合のほぼ2倍の保険料になっています。それから、国保ができたばかりの60年代のときは、あのときは農家と自営業者が主だったんですね。ところが今は、仕事なくなった年金者の人、それから非正規の労働者の人、こっちが主なんですよ。生活困窮の人がこの国保に今いるわけです。それを全国知事会、それから全国知事会と一緒に全国市町村会議長会、それから国保連合会の中央会を含めて、これを持続可能な保険として続かせるためには、本当に国が一生懸命やってくれなくちゃ、もう駄目なんですよと、これを何度も懇願をしています。

例えば全国知事会が2017年（平成29年度）に出したやつも、この国保財政を、これを正常化するために、国が定率の国の国庫負担を上げてもらおうと。もうこれ以外ありませんと、これを強く訴えています。それから併せて、この基本的には1兆円の公費投入をしてくれなければ、今の国保はもうつなげられないんだということを、これも言っているんですね。国保料は極めて高いんだと。これをいろんなところで、もう2012年からですから、もう8年間ぐらいつつとっています。この全国の知事会、町村会の、それから議長会、国保連合会のこの方向は、言っていることは、私たち日本共産党が言っていることとほぼ同じなんですよ。ですから、私はぜひこれを国民の運動として、国に声を上げていきたいというふうに思います。

村長もこの町村会で一緒に出していますから、この国に対しての決意というんですか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（南 千晴君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 川田議員、おっしゃるとおり、国保について、国保だけじゃなく、これらについて、いろいろせっぱ詰まったような状況になってきているのは確かでございます。我々のほうも、それをいかに活用しながら、なるだけ負担が少ないようにということで努力はしているんですけども、大変なところでございます。

そういう中において、この制度については平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となったところでございます。新制度の適用状況を踏まえて検証を行っていきながら、国保制度の安定した運営、あるいは効率的な事業の確保等に向けて、必要な見直しを行うことが必要というように私も感じているところでございます。

これらについては、先ほどの質問の中にもありましたけれども、全国の町村会のほうも、これについては今後について国の責任において財政支援を拡充するよう取り組むことを要望しているところでございます。全国町村会において、3つの大きい柱を立てて要求をしております。医療保険制度の一本化の実現をお願いしたい。2つ目は国保の安定運営の確保をお願いをしたい。3つ目は後期高齢者医療制度の安定運営の確保をお願いしたいということで、その細部にわたるものについては書いてありますけれども、大きく分けて3つの要求を、これは皆さんと同じような考えの中で、私も群馬県の会長をしているときから、これらについては申し上げているところでございます。

今後については、これらを踏まえて、さらに県、全国に発信していきたいというように考えております。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） 本当に国保の実態というのは厳しいものがありまして、これは例えば国保の人たちもやっと払っているという人が多いわけですよ。その中でも払えないという人も、国保料が払えなくて1年以上滞納していれば、これは資格証明書になってしまう。資格証明書の人たちは、保険証、資格証明書ですから、医療機関にかかる場合には、1回窓口では全額を、10割を払わなければならないわけですよ。それから滞納が1年行かない人で1カ月の短期保険証を出してもらっている人たちもいます。推定ですけども200人ぐらいが資格証明書、短期保険証、やっているんじゃないかと思っておりますけれども、私たちが100人いれば1人か2人、そういう人が榛東の中にも資格証明書の人、短期保険証の人がいるわけですよ。この人たちが本当にかかれない実情、それから、やっと払っている、また払えない、こういう実情もあります。

1月に70代の女性で保険証が短期保険証なんですけれども、切れた人がいたんですよ。この方は短期保険証をやっと払ってもらっているわけですから、医者にもなるべくかからなかったんです。もう本人は糖尿病もあって苦しくて、そして相談の人に、もうどうしても駄目だから病院にかかりたいんだと相談をしたんですよ。その相談をされた人が、じゃ、すぐ短期保険証を、お金を集めて、それですぐ村にもらいに行ってもらって、病院にかかったらどうかと、そういうふうに言って、それで

すぐ村に行って出してもらったんですよね。これは村の対応はいいんです。これはもうすぐ出してくれただけから。私が言っているのは、そういう状態の人を言っているんです。その方は1月20日に相談者に相談をして、20日にもう保険証を受け取って、もう時間がなくて、次の21日に病院を受診したんですよね。それでもうその場で入院になったんです。そして翌日22日には心臓が動かなくなって死去したんです。こういうのがありました。これは民間の病院の組織でも、そういう例なんかをいろいろやっているんですけども、ある病院の団体でも、もう年間60名ぐらい出ているんですよね、医者にかかるのを控えて、そしてもうすぐかかったら、途端に亡くなっちゃったと、こういう実情がある。これが今、国保の現状ということになります。こういう話を村長は聞いているでしょうか。

○議長（南 千晴君） 安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 今、川田議員さんがおっしゃった方の事例について、村長が知っているかどうかということですが、この件については、村としての対応として、保険証は定期的に出ている、多少あいている期間がありましたけれども出している方でありまして、村としては保険証を出してというところまででしたので、村長にはその先についても、川田さんからのお話で私どもも把握しておりませんでしたので、村長には報告はしておりません。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） そういう状況があるということを確認をして、そして国保の人たち、それから資格証の人たち、短期保険証の人たちの状況もつかんでいただければと思います。これは村の責任とか、そういうものではありません。こういう状況があるということです。

それから最後に、国保税についてなんですけれども、ちょっと途中になっちゃうかもしれませんけれども、国保税が普通は公平に払うということになりますよね。国保税が今、何々割、何々割というのがありますよね。これは2018年4月の榛東議会だよりに出ている、国保が下がったときのやつですけれども、今の榛東では、国保は何割、何割、何割というのがあるかと。それとあと決まった額のはどれがあるか、その額を教えてください。

○議長（南 千晴君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 国民健康保険税は、国民健康保険事業に要する費用に充てるための資金確保を目的として、負担能力に応じた負担である応能原則と、受益に応じた負担である応益原則に基づいて賦課徴収をしております。これらは国民健康保険法施行令において、この2つの原則を取り入れることが規定されております。

本村の状況ということですが、榛東村は平成28年度と30年度に税率を段階的に下げておりますが、その際、段階的に資産割を廃止しまして、現在は応能負担として所得割、応益負担として均等割と平

等割の3方式で算定しております。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） 榛東村の状況、今、資産割、均等割、平等割の内容を教えてくださいました。この均等割というのは、この国保税の中に一人一人に入っています。これは応益割のほうのやつですよ。これは額は聞きましたら、これは年間3万5,000円ということですよ。これは1人につき3万5,000円ということですよ。これはつまり赤ちゃんが生まれれば3万5,000円ということになるわけですよ。これは皆さん、課長さんが入っている保険、共済組合、それからけんぽ組合、それから私たちの普通の健康保険、これがみんな収入、所得に応じてなるんですけども、国保だけは、こういう均等割で、もう1人増えれば3万5,000円と、これがあるわけですよ。これは赤ちゃんでもそうですから、負担能力のない人からも取るということになります。これが昔でいう人頭税、今でもそうですかね、人頭税なんですね。もう今の時代ではない、今のほかの共済の人たちは、けんぽ組合の人はこれはないんですね。国保だけこれがあります。これを本当の意味で、これは公平じゃないんですよ。これはお金を持っているうちの子も、お金のないうちの子も、みんな1人3万5,000円なんですね。これは本当の意味での平等ではありません。

きょうは、じゃ、時間が終わってしまったので、ここで終わりにして、次の議会のときの質問に続けさせていただきます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 以上で5番川田敏彦議員の一般質問を終了いたします。

ここで休憩いたします。再開を2時10分といたします。

午後1時54分休憩

午後2時10分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

質問順位4番村上慎一議員の一般質問を許可いたします。

4番村上慎一議員。

〔4番 村上慎一君登壇〕

○4番（村上慎一君） 皆さん、こんにちは。18区の村上です。

冬とされていた12月から2月の3カ月は超暖冬で終わってしまいました。季節に関する事業者では、単純に暖冬とは済まされない苦難があったことだと推測いたします。普通にだとか、いつもどおりでよかったねとかいう日常の日々を過ごせるありがたさは、その当事者にしかわからない貴重な日常の挨拶だったのかもしれない。

世間では新型コロナウイルスの対応で、様々な分野で年齢層や職業、また貧富の差もなく対応に追わ

れながら、はっきりとした終息も見えずに日々を過ごしています。中国の武漢が発生源とされている新ウイルスは、エンデミックやエピソード状態ではなく、既にパンデミック化されていると世界各国では捉えているようです。日本の対応では、政府が様々な判断を各都道府県に任せるとしていたものを、2月26日に全国的なスポーツ、文化イベントの中止や延期の要請をし、続く27日には、全国全ての小・中・高も臨時休校の要請をしたことから、教育機関や保護者、企業などに大きな混乱を招いています。首相は翌29日に記者会見を行いました。どの分野から見ても十分な意思表示と受け取れなかったことが受け取られます。教育機関や保護者、企業などと言いましたが、それらは全てが私たち国民の集合体です。国民の日常が、急速大きな変更を余儀なくされたことは、日本経済にも大きな打撃が生じていることは否めません。そんな不安の中、あと1週間もすると東日本大震災が発生してしまった3月11日を迎えてしまいます。今月、弥生月からは春なのに、国民の誰もが暖かな気持ちで春を迎えることができないことは悲しいことだと思います。

さて、この3月議会は、通常予算議会です。昨年度の決算を受けて、第6次榛東村総合計画で掲げた目標概念と指標、KPIですね、設定根拠の整合性がとれているかどうかを検証し、達成に向けた有効かつ効果的な施策が行われるように事業と予算を組み立てているかを見極める議会でもあります。議会とすれば、住民に対する十分に考慮された事業の組み立てと予算化の判断が必要となりますが、予算に関しては1つ大きな心配事があります。

昨年、山本新知事が誕生して就任当初から既存事業の見直しの必要性を唱えてきましたが、昨年10月18日、初めて中期財政見通しを公表しました。ホームページを見ると、こういうものが出ているんですけども、その内容には23事業の縮小や、毎年約200億円の不足など、健全化推進等の内容で、こういうのが新聞に出ていたんですけども、少子・高齢化の進展で、社会保障関係経費が増える中、税収や交付税の増加が見込めないため、毎年200億円前後の財源不足が生じると予測し、積み立て基金を取り崩して、県債発行が増え続ければ、大規模災害に対応できず、県民サービスに使える予算が減ると発表しています。県で公表しているのがこのグラフなんですけれども、令和2年度からは財政調整基金がゼロ、枯渇ですね。伊勢崎市のある議員さんは、伊勢崎の財政調整基金枯渇も危惧しながら、県のことをすごい心配されていまして、県が持っていた10年度末にやった346億円だった基金残高は18年度には138億円まで減少しています。9月補正が44億円で、取り崩せば基金がとうとう枯渇するわけです。それにひきかえ県債の残高は19年度の7,078億円が5年後には7,547億円に膨れ上がると予想されています。将来、県債の返済に予算が割かれると、医療や福祉、子育て、インフラ整備などの使える予算が減少すると訴えています。群馬県内の市町村、我が榛東村もそうですが、県からの補助金等々が遅れたり来なかったりすることも危惧されます。

榛東村も来年度予算の一般会計歳入には、県支出金として5億550万7,000円を計上していますけれども、成り行きは慎重に見守りたいと思っています。不安や心配事ばかりで、今回の私の一般質問の内容は、1つは住民に対する来庁時の対応について。今、私たち議会では、いろいろなところへ視察

へ行っていますけれども、そこで見るのが総合案内というところを見ます。榛東村でもそういった対応ができるかどうかと。あとは教育の関係なんですけれども、榛東村では教育の環境施設、ICTタブレット等々の接続をされているんですけれども、そこでは見えない貧困による差だとか、小学生、中学生でなくても、大人の方が実際は教育を受けなくちゃいけない。先月、伊勢崎市で伺わせてもらった夜間中学等々、実際には教育が必要だということが隠れたところにも見え隠れしています。それに対しての村の考えをお聞きすると、あとは副村長・村長査定において、私たち議会からも要望書を、こういうことを組み込んでくださいということを出していますので、その点についてを自席に戻って質問したいと思います。

○議長（南 千晴君） 4番。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） まず1点目ですが、住民に対する来庁時の対応についてお伺いしたいと思います。

地方自治法によれば、地方自治体は住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものと規定されています。地方自治体の中でも市町村が実施している取組では、住民志向の観点からサービス向上を図っているものが多い。その1つが総合窓口だと思います。住民が複数の手続を一度に行う必要がある場合、例えば引っ越しや結婚等、おのおのの部署の窓口を回らなければならないので、住民が手間と覚えることも多いんだと思います。榛東村のデータを見ると、昼夜間人口比率は80%です。隣の吉岡町の79.4%と同様、高崎や前橋への榛東村はベッドタウン化しているのは村も認めているところですが、そのほとんど日中に外部へ出かけてしまうような村民が平日に窓口を訪れるときに、何かうまい方向性だとか取組とか、もしできるのであるかどうかをお尋ねします。

○議長（南 千晴君） 清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） お尋ねの総合窓口、総合案内ということでございますけれども、この庁舎の設計段階におきまして、総合案内を設置するか否かについて検討が行われました。その検討の結果、メインエントランス、正面玄関入り口に一番近い窓口を住民生活課といたしまして、住民生活課が総合案内も行うこととされ、現在の配置となっております。

来庁者の利便に資するよう、庁舎の各フロアには、課局のレイアウトの案内板を設置してございます。また、案内板の前で立ち止まって、どこへ行ったらいいのかわからないというような方がいらっしゃった場合には、職員が声かけをさせていただいているという現状でございます。

また、視覚障害者用の点字ブロックを1階入り口から設置してございますけれども、そちらにつきましても総合案内窓口であります住民生活課まで案内するように設置をさせていただきます。

○議長（南 千晴君） 4番。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） 聞き取りのときもお聞きしたように、この庁舎を設計される段階から、そういった導きがあるように設計をされたんだと思います。あとは職員の対応次第かなと思います。先ほど私が申し上げたように、多分、生産の年代の若い人たち、男女を含めてですけれども、村外で仕事をしている方が多いんだと思います。その方が村の何か手続のときには、平日、休みをとって窓口を訪れますので、なるべく簡略化して効率よく指導、手続をしていただければと思います。

続きまして、予算執行についてお尋ねしたいんですけども、冒頭、村長が説明してくれたように、村はこの10年来、3番目に高い予算組みですか、60億を少し超えた予算を組み立てているんですけども、先ほどの県の話のように、村でも3億8,000万円ぐらい、前年度からプラスされているんですけども、3億幾らか調整基金を組み入れて予算を組み立てているのがうかがえます。今の第6次榛東村総合計画にのっとった各方向性、目標達成のために皆さん、いろいろな事業を組み立てて予算もつけて邁進していることだと思うんですけども、きょう、配られた朝の資料の中でも、会計監査の報告についてというところを、朝ちょっと見たら、12月分の監査を1月20日にされているんですけども、(6)で検査当日においての資料の差し替えがあった。これまでの検査においても資料の差し替えが都度行われている。検査資料については精査の上、提出することはもとより、差し替えが繰り返されないように事務手続の見直しを行うなど再発防止を図りたい。大事な皆さんの税金を組み立てて使っている予算ですから、監査委員からこのような指摘を受けないように十分気を遣って業務に当たっていただきたいと思います。

今、私たちの議会は、議会として村に予算請求なりチェックというのはしていないんですけども、先ほど言ったように、副村長査定、また村長査定に対する要望として何点か毎年挙げさせてもらっているわけでありまして。副村長査定においては7点、村長査定に対する要望というのでも8点挙げさせていただいているんですけども、このうちの何点かの問題についてお尋ねしたいと思うんですけども、補助金や、いろんな形でお金を使われますけれども、前々から気になっている村内発生廃棄物の減量化に対する補助金は、私は有効だと思っています。前にも述べさせてもらったように、コンポストに村は補助金を出してくれています。私は2年前に補助金を利用させていただいて、敷地内にコンポストを設置してから2年間、生ごみを村のごみとして出したことがありません。こういったことが広く広まれば、その補助金というのは、最終的には村の税の削減、支出の削減ですよ、そんなことにつながるかと思うんですけども、今現在、榛東村の廃棄物に関する状態ですとか、そこら辺の取組に対してお尋ねします。

○議長（南 千晴君） 村上住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 議員から村の廃棄物の減量化に対する補助制度、それから廃棄物の排出量、現状について2点ご質問があったかと思います。

初めに、廃棄物の減量化に対する補助制度について報告をさせていただきます。2点、村のほうでは取り組んでおります。

まず1点目が生ごみ処理容器購入費用補助金、こちらは先ほど議員からもおっしゃってございましたコンポスト容器の購入費用の一部、1基当たり3,000円を上限に補助金を交付するものでございます。この交付状況につきましては、今年度、現在のところ3件、9,000円の支出というふうになっております。

もう一点、補助制度、間接の補助金というふうに見ていただきたいと思うんですが、榛東村環境美化推進協議会が交付する資源ごみ回収団体報償金がございます。榛東村環境美化推進協議会は、村からの補助金や村民からの会費収入により運営をさせていただいておりますが、資源ごみの回収を実施していた団体に対して、その実施回数や回収量に応じた報償金を交付させていただいております。平成30年度の実績について報告をさせていただきます。村内の20団体が延べ50回の廃品回収を実施していただき、資源ごみの回収量につきましては約152トンでございました。団体に交付した報償金の総額は86万2,248円でした。現在、今年度の申請を受け付けているところではありますが、前年度に近い実績となる見込みであります。

続いて、村内の発生廃棄物の減量化の状況について報告をさせていただきます。

こちらは渋川広域市町村圏振興整備組合さんからいただいたデータにはなりますが、平成30年度の清掃センターへの搬入量のうち、一般ごみ全体の搬入量が3,328トンでした。内訳としましては、可燃物が3,044トン、不燃物は284トンでした。その前年度、平成29年度のデータとの比較では、一般ごみの全体の搬入量が3,358トンであったので、総量で30トンの減量になっております。可燃物が10トンの減量、不燃物が20トンの減量という結果でございました。一般ごみの可燃物については、平成27年度以降、不燃物については平成28年度以降、毎年清掃センターへの搬入量の減量化が続いております。

また、参考でございますけれども、平成23年度から旧役場庁舎敷地で実施している資源ごみストックハウス、こちらでの回収量につきましては、開設以来毎年増加を続けている。

以上が廃棄物の現状でございます。

○議長（南 千晴君） 4番。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） 可燃ごみが減少していることはいいことだと思います。先ほど言ったように、可燃ごみの中で一番重量をしょうのが私は生ごみだと思っています。水分を蒸発させるためには化石燃料等も使わなくてはいけない現状がありますので、これは先ほど課長が言ったように、1件1個ですか、3,000円の補助があるわけですね。たしか1件で2個までは買えるんだと思いますけれども、これを今の生ごみを調査されて、それをもし各家庭で処理していただければ、搬送の料金も減りますし、広域へ払う料金も当然減るわけです。前もお話したように、みなかみ町では可燃ごみの含水率

を20%まで削減するという目標を持って、毎年100基単位のコンポストの推進をしています。ぜひ、村も限りある税金を使って事業を行う上で有効的だと思う補助事業は推進していただければと思います。

予算執行について、2番目なんですけれども、3年前からずっと質問はし続けているんですけれども、村営住宅の未収金状況は毎年変化がなく、そのまま経緯を続けています。これも村は高い税金を村民からいただきながら、足りない分は交付税等々で組み合わせてやりくりをしているんですけれども、住宅の家賃等々を払えない、これが千万単位でずっと経緯しちゃっていますけれども、収入減を何とか増やそうとする税務課と、ある意味ではいろんなことで村民からの収入が減れば、公会計の中で現金が足りなくなると、次、どこかから繰り入れをするとか、予算に支障があると思いますので、これは毎年お聞きしているところなんですけれども、何か確たる達成目標を立てるとか、徴収方法とかを改善できないかをお尋ねします。

○議長（南 千晴君） 久保田建設課長。

〔建設課長 久保田邦夫君発言〕

○建設課長（久保田邦夫君） 住宅使用料の徴収ということでございます。住宅使用料の徴収業務につきましては、過年度分の滞納の状況ということで申し上げますと、令和2年1月調定時点において100万円以上の高額滞納者、これが5件、50万以上100万円未満の滞納者が7件という状況でございます。公営住宅の家賃につきましては、私法上の私債権に区別されまして、強制執行となりますと通常の民事訴訟の手続が必要となり、地方税のように強制徴収をすることができないというものになります。

滞納者への対応でございますけれども、電話催告や督促状の発送、個別呼び出し等を行っております。それでも応答がないものについては戸別訪問を実施し、家賃の督促や生活状況の確認、把握等を行っております。

滞納額の減少に結びつかない主な理由といたしましては、生活苦による支払い困難がほとんどであります。納付約束を守ってもらえないというもの、また全く連絡がとれない、接触自体ができないという場合も多くあり、大変苦慮している状況でございます。

今後の対応でございますけれども、村債権管理条例に基づく連帯保証人に対する履行請求や建設課内での徴収体制を整えることにより、戸別訪問の実施回数や滞納者との接触機会を増やしていきたいと考えております。また、顧問弁護士等からの督促、催告等を実施し、前年度の徴収実績を上回るような徴収強化を図ってまいりたいと考えております。また今後、訴訟等による強制執行についても検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 4番。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） わかりました。できれば数値目標を的確にして進んでいただければと思います。

先の全協のとき、税務課が四百数十万ですか、予算に計上して、大口の税金の納入があったということで、どなたか議員が、どんなことをされたんですかと質問したときに、税務課長が40秒ぐらいですか、言葉を発しませんでした。そして口を開いて言ったときには課員の努力ですと。特別のことはしていませんと。足を運ぶ回数を増やしたり接触を増やして、そのたまもので徴収ができた。建設課も大変なこととは推測するんですけども、皆さん、村民は平等なものですから、数字を決めて、なるべく徴収率を上げていただければ幸いです。

3点目なんですけれども、ちょうどこんなコロナウイルスの時期に、都内を中心に大手企業はテレワークに踏み切ったとか情報を得ていますけれども、村が新年度から第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の予定を今いろいろ組まれていますけれども、その中でも榛東の問題となる空き家対策、これもなかなか除却は何件かあるんですけども、リフォーム等々をして、外部からの人を呼び込むということにはつながっていません。

こんな時期ではないんですけども、今、大手企業では、現場に行かなくても作業ができる人が大勢います。できれば関わり住民でなくても、榛東に移住をしていただいて、その空き家等々をリノベーションしていただいて、テレワーク等に使えるような方法がないかどうか考えているんですけども、その考えに対してお尋ねします。

○議長（南 千晴君） 早川企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） 議員からご質問のありました空き家を活用して本村への移住を促せるようなテレワーク、施設等々でいいますとテレワークセンターですか、これの設置ということでございますが、確かに空き家対策、それから移住者、転入者の増、これはともに人口減少社会といわれている今、榛東村にとりましても大きな課題であると考えております。

国が働き方改革の一環として推奨しているテレワークなんですけど、議員おっしゃるとおり、コロナ関係のほかにも、夏のオリンピック、これらにもありまして、首都圏への通勤を減らそうということでテレワークを導入しようとしている大手企業も確実に増えてきてはおります。しかし、このテレワークなんですけれども、業種とか業務、これは限られる上、導入する企業にとりましては情報管理の徹底、セキュリティー対策、それから労務管理、これらいろいろ課題が多数ありまして、またテレワークの半数以上が在宅勤務ということなども国の調査からわかってきております。特に移住につながるようなテレワークとなりますと、ただ単に通信環境、それから仕事をするスペース、これらを用意するだけでなく、仕事を行いながら本村を訪れていただけるような目的というか魅力というか、このようなものも必要になってくると考えております。

企業におけます導入実績や普及率、それから県内自治体でも、このテレワークセンター、開設して

いる事例もございますので、これらの利用状況等々を確認しながら、本村において開設した場合、利用が見込めるかなどをこれから見極めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 4番。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） さきの聞き取りの中でも、テレワークに取り組んでいる自治体は、観光明媚でいいところ等々が名前が上がるんですけども、我が榛東村も住みよいむらづくりを念頭に上げて、皆さんで頑張っているところなので、私、時々東京へ行きますけれども、新幹線通勤されている方はいっぱいいます。ということは、この榛東村から都内等々に勤めている方等もいっぱいいるのかと推測されますけれども、いいじゃないですか、榛東村へ来てもらって、静かなところで、先ほど課長が言われたように、おのおのパソコンを持ち込んで作業をされたときには、労働性の問題、本人のモチベーションがそのまま保てて、事業に支障がないとか、様々な問題点がありますけれども、それはそれで調べてみますと、やはりそれなりの人たちが選択をしてテレワークに取り組んでいますし、それをまた認めている企業側も、いろんなことを仕組みをつくって取り組んでいます。

村は、先ほど課長が言われたように、空き家対策とすれば解決しなくては問題になっていますので、併せて一緒に組み入れていただければ村のためにはなると思っていますので、ぜひ、いろんな角度から、いろんな方策を考えていただいて、このまち・ひと・しごとの創生総合戦略に掲げているような数値目標に対して一步でも近づけるように努力をしていただきたいと思っています。

3点目なんですけれども、先ほどちょっと挨拶で言ったように、榛東村は学校の教育施設なり、タブレットの積極的な導入等々を含めて、子どもの教育環境に関しては、他市町村に比べて進んでいる村なのかなという感じはします。ただ、いろんな方面から見ると、世間でよく言われている、今、7軒に1軒が貧困家庭のために、思うように学業が進まないとか、学校にいる時間はいいんだけど、自宅に帰ってからは、なかなか勉強につける時間がないとか、もっとひどいことになるとうちは楽しみなんだけど、自宅ではなかなかそれが思うようにとれていないとか、隠れた学校という施設の中だけとか、先生の目の届く範囲内以外に、隠れた問題があるような気がします。

先ほど言ったように、本村では実現は不可能でしょうけれども、伊勢崎へ行って、夜間中学というものを、ドキュメンタリー映画を見させてもらったときに、自分が思ったのは終戦直後の貧困の環境で学業につけなかった人たちに必要なものかと思ってお邪魔をしたんですけども、実際には、小学校、中学校の生徒が登校しなくなってしまって、何かのきっかけで夜間中学というところで義務教育を修了させて、そのまま高校への進学を果たしたとか、あとは本村には少ないんでしょうけれども、外国から来られた方が、なかなかうまく地元で溶け込めないと。そういったことで東毛地区が主で行っているんでしょうけれども、子どもだけでなく大人も含めて、せめて義務教育の読み、書き、そろばんですよ、それぐらいを教育してあげれば、この社会の中で何とか平穩無事に生活ができるかな

と思うんですけども、先ほど言ったように、村に夜間中学をつくるのは無理でしょうし、いろんな取組がなされないといけないんでしょうけれども、コロナウイルスの件も含めてなんですけれども、今、教育現場では、かなり子どもたちに適切な措置をしてあげるのは、見守ってあげる大人たちの役目だと思っています。

村長も掲げている、子どもにはもう十分幸せになるように、夢を持って生活してもらわなくちゃ困るわけなんですけれども、漠然とした質問なんですけど、教育委員会では、そのいろんなことに対して、教育ということに対し、どんなことに取り組んでいただけるか、どんなふうに感じているか、それをお尋ねします。

○議長（南 千晴君） 小池教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） 今、議員さんのご質問、非常に多岐に及ぶ課題を含んでいるかなというふうに感じて受けとめた次第でございます。

議員さんの質問の中の文言のところ、格差という言葉がございました。これは経済的な格差というふうに、こちらで解釈させていただいて答弁をさせていただこうかなと思っています。ただ、厳密に言ったときに、わずかな格差であれば、誰にでもそれぞれ総体的な見方で見れば、それなりの格差はあるんでしょうけれども、ここで言うところの、議員さんがおっしゃるところの格差というのは、恐らく就学に影響を及ぼす可能性のあるレベルの格差ということなんだろうというふうに考えております。現在、学校で子どもたちと相対する中で、学校の集金であったり、あるいは学校給食費であったり、それが滞ってしまうなど心配な様子の見られるご家庭は、実際に村内にございます。それがうっかり集金のタイミングを逸してしまったり遅れたというものなのか、それとも慢性的な経済的な背景があつてのことなのかというのは、状況をよく見てのことなんだろうと思うんですが、教育委員会であったり、あるいは学校であったりが、保護者と相談等をしていく中で準要保護の申請についても、こちらで情報提供をしているところでございます。

この就学援助につきましては、村単独で行っているものでございまして、あの内容でいうと、新入学児童・生徒の学用品費であったり、あるいは学校給食費、あとは普通に学校で使う学用品費、あとは修学旅行費、あとはPTA会費、これらを村で助成しているというものでございます。以前にもこの議場で説明させていただきましたけれども、新入学の子どもたちへの学用品費は、まさにこの時期に、これから入ってくる幼稚園児、あと保育園の年長さん、あとはこれから中学校に入ろうとしている小学校6年生に対しても学用品費がお渡しできるように、村で規則の改正を行いました。

また、以前にもこの議場で説明させていただきましたけれども、年々準要保護を申請する。またこちらで承認となる家庭の数は増えておりまして、平成30年度の実績で90人に迫る対象者の数がございます。

また今年度、令和元年度でございますけれども、この数字を多分超えてしまう数の対象者が村内の

学校にはおるといような状況でございます。

また、貧困を背景にした児童虐待の発生するケースも世の中ではまれに起こることから、学校や幼稚園では、子どもの体であったり、あとは子どもの態度、言動、服装、あとは提出物の様子、保護者や家庭の様子、それら気になることは学校の中で情報共有を密にしまして、複数の目で子どもを見るようにしていくとともに、虐待を疑う事案が発生したときは、仮に確信がなくても児童相談所に通告するようにしています。村の要保護児童対策地域協議会、俗に要対協と言っているものですが、どうしても虐待を受けている子どもを初めとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図っておるところですが、その中で関係機関が子ども等に関する経済的な状況も含めた情報共有をして、適切な連携や対応をするようにしております。

また、ぐんぐんスクール、これは村として貧困対策ということを銘打って行っているものではないんですが、ぐんぐんスクールであったり、あるいはぐんぐん土曜塾、ぐんぐんサマー塾、これらは授業以外での学習機会の提供を行っているところです。

あと、議員のおっしゃるとおり、村の学校にも外国籍の子どももおります。幼少期に日本に来てもらえば、実際に、小学校、中学校と友達と接する過程で、日本語のコミュニケーション能力はかなりのところまで行くんですけども、まれに中学生ぐらいになってから、ご家庭の都合でボンとお越しになって、榛東中学校で見てもらえませんかというのがまれにあります。その場合もお受けして、一緒に勉強してもらうんですけども、当然、日本に初めて来ましたというような方ばかりですので、日本語での授業の様子というのは、最初、全然わからないところからのスタートとなります。

今、村では中学校にそういう子のためにも日本語指導員を村の費用で職員をつけていただいておりますので、そこで習得できる部分もいっぱいあるんですが、非常に難しいのは、そこで高校入試が来たときに、やっぱり県内の学校、配慮はしていただけるとは思うんですが、やはりテストの問題が全て日本語での問題で、それで解いて点数に達しない限りは合格しないというのが非常に難しい課題でおるところです。我々、教育委員会事務局としても、群馬県教育委員会に働きかけて、ぜひ、そういう児童・生徒がいる中で、何かしら手だてを打っていただけないかという話は再三しているところでございます。

先ほど夜間中学の話もございました。ジャンルで言ったときには、例えば中学校を卒業した後の生徒ということになれば、夜間中学でなくても、今の段階でも、例えば単位制の高校であったり、通信制の高校であったりというところで、高校卒業の認定はもらえる状況にはございます。

ただ、先ほど議員がおっしゃったような新たな課題の対象の方々については、やはりなかなか県内の小さな自治体、それぞれで夜間中学をこれから設置するというのは、ちょっと難しい部分はあるかなと思います。

昨今の報道の中でも、県で夜間中学設置に向けての検討が進んでいるという話もございましたので、その動向をよく見ていくとともに、村としても、その現実的なものとなったときには、県と連携して

ご案内等をできるようにしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 4番。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） ありがとうございます。

直接は関係ありませんけれども、夜間中学校の話はさせていただきました。村が掲げている総合計画の中の将来像が、「こどもに夢を・みんなに福祉と安心を」が掲げられています。その全施策共通目標が心が通い合う、思いやりのあるむらづくりです。これは村長が前々から言っていることで、すごいいいスローガンだと私は思っています。榛東は、みんな人がいいんだと、みんな安心して住める村なんだという、全村民が同じ思いで思いやりを持って生活できれば、必ずさっきのテレワークじゃないんですけども、榛東村がいいところだということを表現できれば、いろんな困難が克服できるんだと思います。

たまたま先ほどの夜間中学の資料があったので、ある卒業生が書いたことに、これは多分ご年配の方でしょう。「学校は面白いところです。学校は何でも教えてもらえるところです。学校はちょっぴり疲れるところです。学校は先生が親切です。学校が一番いいところです。学校は夢があるところです。学校は宝物があるところです。学校は勇気づけられるところです。学校は私たちのふるさとなるところです。」、こんな優しい言葉が、多分この方は字が書けなかったんだと思いますが、書けるようになって、今の公立小・中学校の教育の中では、ある意味では競争教育ですよ。隣の子よりか成績がよくなって、いい中学、いい高校、いい大学へ進まなくちゃいけないということが側面にあるんでしょうけれども、この教育というのは、まるっきりそれとは別に、日常の生活が行えるように教育される現場だと私は感じました。先ほども言いましたように、村の将来像にうまく進むには、村民、執行側、議会も一緒になって、優しい気持ちで当たっていけることが、私はいいいことだと信じています。ぜひこのスローガンにのっかって、日々過ごせればと思いますけれども、5分、時間が残っていますので、ぜひ総括で村長、一言、こんな思いだというのを、教育長、いなくなっちゃったのでどうですか、5分ぐらい。

○議長（南 千晴君） 真塩村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 5分ということなんで、余った時間でやらさせていただきます。

大分、村上議員の話をお聞きさせてもらって、本当にそのとおりになるように努力していかないとかならないなと。何と言っても、私は昔から子どもが大好きな中で、子どもに夢をということ、本当にこれは前々から言わせてもらっています。その夢を持つためには、やっぱり子どもたちには、今度の卒業式もそうですけれども、今、中学3年生の百何十人の絆、あるいは自分の目標をずっと持って、それに向かってやってくださいよというのが、これは私の考えの中です。それにはやっぱり見守って

いる、それを応援している大人たちがいる、地域の人たちがいる。あるいは先ほど格差の問題とかいろいろありましたけれども、それをなくすために、いろいろな施策を考えながらやっていく。それはやっぱり、これからも子どもたちにもわかりやすい。それをやることによって、大人の人も理解をしてくれるんじゃないかなと。前にも言ったことがあるんですけど、私は大人の人を教育するなんておこがましい、私にはできないかもしれない。しかし、それには1つ焦点を絞って、子どもたちそういうことでやっていけば、子どもたちが逆に、これから長い期間かもしれませんが、そういうことに向かってやってくれるんじゃないかなということの中で、私はずっとやらせてもらっているところでございます。

村上議員のおっしゃったことを頭に入れながら、ちょっと2分半以上残したんですけど、5分になりませんが、私の考えを出させてもらいました。ありがとうございます。

○議長（南 千晴君） 4番。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） ありがとうございます。

村長の思いも聞けて、いい議会で終われると思います。村長が言うように、一丸となって、前、はやったように、榛東村ワンチームでしょう。そうすれば、皆、周りから見て、聞き取りのときにも言ったんですけど、よく考えると榛東村何もないんですよ。基幹産業という第一次産業の従事者も6.何%しかいません。ということは、先ほど言ったように、昼夜間人口比率80%で、ほとんどの方が働ける方は村外に行っている方が多いベッドタウンです。でも、無理に人を呼び込もうとは思いませんけれども、村長が今言われたように、榛東村はいいところだということを感じてくれる人が1人でも2人でも増えて、移住でなくても関係村民でもいいじゃないですか。そういったことがつなげるように、ぜひ一緒になって頑張っていければと思いますので、答弁をいただきありがとうございます。約40秒ぐらい残るんでしょうけれども、これで質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（南 千晴君） 以上で4番村上議員の一般質問を終了いたします。

ここで休憩いたします。再開を3時20分といたします。

午後2時58分休憩

午後3時20分再開

○副議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

南議長に変わり議事を進めます。

質問順位5番南千晴議員の一般質問を許可いたします。

14番南千晴議員。

〔14番 南 千晴君登壇〕

○14番（南 千晴君） 14番南千晴でございます。

昨年末、厚生労働省が公表しました我が国の令和元年人口動態統計の年間推計を見ますと、出生数が86万4,000人と、明治32年に統計をとり始めて以来、初めて90万人を割りました。死亡者数から出生数を差し引いた人口の自然減は51万2,000人と、こちらも初めて50万人を超えました。厚生労働省の研究機関は、当初、86万人台は令和3年と見込んでいたとのことでもあります。人口減少、少子化は加速している状況です。

一方で、本村の状況を見ますと、人口はほぼ横ばいを維持しており、平成27年3月策定の榛東村子ども子育て支援事業計画の中で推計していた5歳未満の児童数については、平成25年度の実数729人から、平成27年度以降は600台で徐々に減少する推計でしたが、平成31年度の推計値664人に対して実数は745人と増加しているということが前回、昨年6月の一般質問で明らかになりました。これまで村も様々な少子化政策、子育て支援等の事業を行ってきており、そこに様々な社会的な要因も加わり、現在の状況になっているものと考えます。それに甘んじることなく、現状の村の課題にしっかりと向き合い、引き続き子どもを安心して産み、育てられる榛東村となるよう、さらに取組を強化していただきたく、本日、登壇させていただきました。

以下、自席に戻りまして質問を続けさせていただきます。

○副議長（小山久利君） 14番。

〔14番 南 千晴君発言〕

○14番（南 千晴君） それでは、待機児童解消に向けた取り組みについて伺います。

昨年の6月の定例会におきまして、待機児童について質問をさせていただきました。そのときは31年4月1日現在の村内の待機児童は7人、6月の時点では、それより増えて23人、そのほかにも保育所への入所を希望しているものの定員超過の理由により、求職活動を休止している方や、育児休業期間を延長している方々の児童15人を加えると、38人が入所保留の状態となっていると答弁をいただきました。その後、現在の状況をまずお聞かせください。

○副議長（小山久利君） 村上住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 待機児童の発生状況についてお答えします。

県に報告しました令和元年10月1日現在の待機児童数でございます。現在9名の待機児童となっております。年齢別の内訳につきましては、ゼロ歳児2名、1歳児7名でございます。

以上です。

○副議長（小山久利君） 14番。

〔14番 南 千晴君発言〕

○14番（南 千晴君） 6月の時点に比較しますと、10月1日現在で9人ということで減少をしております。これは村内の保育園はほぼ120%に近いような状況で、当時入所している状況でありまし

たので、管外保育等、そういった方向で人数が減ったという認識でよろしいのか伺います。

○副議長（小山久利君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 保育園の入所が保留になった児童につきましては、これまでも実施してきているところですが、管外保育をご案内したり、あとは村内の幼稚園へのご紹介、また保護者の方が実際に育児休業を延長されたり、そういった例もありまして減少に至っているという状況です。

○副議長（小山久利君） 14番。

〔14番 南 千晴君発言〕

○14番（南 千晴君） 入所保留の中には、待機児童の数には入らなくても、先ほど言っていた育児休業期間を延長している方というのは、潜在的待機児童という中に含まれるということで、その辺を考えると、必ずしも全員が希望どおりとなっていない状況がわかりました。

新年度の4月以降の待機児童、また潜在的待機児童の状況はどのようになっているのでしょうか、わかる範囲でお答えください。

○副議長（小山久利君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 令和2年度入所希望者のうち、現在、待機児童となる見込みの児童につきましては13名いらっしゃいます。年齢別の内訳では、1歳児6名、2歳児7名となっております。また、そのほか保育所等への入所を希望しているものの、定員超過の理由により、現在、求職活動を休止している方、それから育児休業期間を延長した潜在的待機児童19名を加えると32名の児童が現在、入所保留の状態となっております。

○副議長（小山久利君） 14番。

〔14番 南 千晴君発言〕

○14番（南 千晴君） 新年度の待機児童、また潜在的待機児童の状況がわかりました。

今年度は南部保育園の園舎が増築になって、3月、今月に完成するというところで、定員自体、村内全体を考えると増員される、そのような状況であると思えますけれども、それでも待機児童が出てしまうということがわかります。

現状を踏まえますと、本村の状況では、受け皿が確実に不足している状態であります。何とかして受け皿を増やしていかない限り待機児童は解消されない、そう思えますけれども、今後についてはどのように考えているのでしょうか。

○副議長（小山久利君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 議員がおっしゃるとおりでございます。現時点においては、村内のこども園、保育園だけで入所を希望する全児童を受け入れることは困難な状況となっております。

これまでもそういった方への対応については個別に対応してきているところではありますが、引き続き、村外保育所等への入所や村立幼稚園の紹介など、保護者の方の希望や家庭の状況などを伺いながら、より一層、丁寧に対応をしてみたいと考えております。また、村内の保育園とも園舎増築による定員増についても協議をしております。

以上です。

○副議長（小山久利君） 14番。

〔14番 南 千晴君発言〕

○14番（南 千晴君） 前回同様、個別に対応していくということでありまして、それは管外保育等、そういった方向で考えているものだと思います。

やはり入所を希望している方が全員入所できるよう受け皿の拡大、そういったことに力を尽くしていただきたいと思います。

ほかの市町村では、最適な預け先を見つけられるように、これは地域内、市町村内だけでなく、管外保育も含めて保育コンシェルジュという人を設置している自治体があります。この保育コンシェルジュは、保護者の方の立場に立ってお話を伺って、様々な保育等についてご案内し、保育園を探す場所の範囲を広げたり、家庭的保育事業等を活用したりすることにより、預け先が見つかる可能性もある、そういった事業であります。現在、課長がおっしゃるように個別に対応して希望を聞いているということでもありますけれども、担当課の職員が相談には乗っていても、管外保育の候補を直接探すのは保護者本人であるという状況だとお聞きしました。それこそ小さなお子さんを抱えて保育所を探すということは非常に大変なことだと思います。ぜひ保育コンシェルジュのような専門的に相談できる方がいれば、保護者も安心するのではないかと思います。そのようなことも今後検討していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（小山久利君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 現在、職員がご家庭の状況、勤務先の状況なんかも聞きながら対応はしているところですが、そういった制度も活用しながら、待機児童解消に向けて取り組んでみたいと思います。

以上です。

○副議長（小山久利君） 14番。

〔14番 南 千晴君発言〕

○14番（南 千晴君） この先ほど説明した保育コンシェルジュに関しましては、この保育コンシェルジュ等利用者支援事業ということで厚労省のホームページにもありまして、令和元年度の補正予算案や令和2年度の予算案の中で拡充するということが掲載をされておりました。国会のほうも予算が通らないと執行はできないわけですから、今、案の段階でそういうふうになっているということだ

と思います。

そのほかにも様々な待機児童対策への事業というものがメニューとありますが、そういったものが国のほうからも情報でもありますけれども、なかなか、じゃ、簡単に幼稚園で受け入れてくれといっても、本村の幼稚園の状況を見ますと、南幼稚園は新年度から3歳児クラスが2つになるというようなお話もお聞きしておりますし、なかなか簡単にそういったことはできないのではないかな、難しいこともあるなど私も考えております。

また、待機児童の解消を促進するために、2018年子ども子育て支援法の改正で、待機児童対策協議会というものが法制化されております。都道府県が設置するこの協議会において、都道府県を中心に保育人材の確保や、保育所等の広域利用等といった市町村の取り組みを集中的に支援するものであります。ただ、これは都道府県全部に設置されているものではないようであります。群馬県内では、そもそも待機児童が全体として多いわけではなく、昨年4月現在、待機児童がいたのが榛東村と吉岡町と玉村のその3つの町村だったと思いますけれども、そういったこともあって、県ではこのような組織がないのではないかと思います、この辺は村のほうでは把握されておりますか。

○副議長（小山久利君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 県の職員からは、一応そういう情報は聞いておりますが、まだ設置とありますが、そういったものはないというふうに伺っております。

○副議長（小山久利君） 14番。

〔14番 南 千晴君発言〕

○14番（南 千晴君） やはり管外保育となりますと、住んでいる市町村だけではなくて、近隣、回りの市町村の保育所の状況や情報等も必要になってくると思いますので、こういったことも踏まえますと、県等に情報提供、情報共有できるような、そういった協議会等があるとよいのではないかなと思っておりますので、もし、そういったことで県のほうに働きかける機会があったら、ぜひ働きかけをお願いしたいと思っております。

先ほど課長のお話の中で、施設を増やせるかどうか、村内の園のほうとも協議をしていくようなお話もありました。全ての人が、やはり無理なく保育と仕事を両立できるよう、引き続き、この待機児童の解消に向けて全力で取り組んでいていただきたいと思いますが、最優先事項の1つとして、村長、今後もしっかり取り組んでいただけますでしょうか、お考えをお聞きいたします。

○副議長（小山久利君） 真塩村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 南議員、おっしゃるとおり、待機児童というものは前はなかったんですけども、これについては本当にその家庭の事情によって、例えば共働きとか、どうしても少し障害があったりなんかしたというようなときに、お父さん、お母さんの負担の軽減のためにも待機児童があっ

てはならないというように私も考えております。

そういう中において、各園において定員増加の、例えば知っているとおりの、南部保育園ですか、これについてはまた増設をお願いをしたり、今現在やっているところは、北部保育園でも今、その動きを我々のほうと相談をさせてもらっております。そういうことを含めて、これからも待機児童解消に向けて頑張っていきたいというように思います。

○副議長（小山久利君） 14番。

〔14番 南 千晴君発言〕

○14番（南 千晴君） 園舎の増築等も協議をしていただいているということでありまして、ぜひ受け皿をしっかりと確保していただくようお願いしたいと思います。

せっかく子育て支援にずっと榛東村は力を入れてきて、村長も子どもを育てるなら榛東村ということで、長く村長をしながら、それを訴えている中で、やはり子育てしやすい村だと思っていたのに、そうじゃなかったと村民が思わないように、そのようなことを思われないように、ぜひしっかりとこの辺りは支援をしていただいて、また個別の対応というところもサポートをしていただければと思います。

続きまして、給食費（主食費・副食費）の一部補助拡大について伺います。

本村の給食費の補助に関しましては、平成25年度から18歳以下の子どもが3人以上いる場合、第三子以降の子どもを対象に、村内の保育園、幼稚園の保育料を免除するとともに、一緒に村内の保育園、幼稚園、小・中学校の給食費を無償としております。そして28年度からは、村内の幼稚園、小学校、中学校の給食費を10%引き下げを実施しております。さらに、昨年10月より保育の無償化が始まりまして、幼稚園と保育所の3歳以上の保育料が無償となり、また年収等で、年収360万円未満相当の世帯は、給食費のうち副食費が免除されている。そのような状況だと認識しておりますけれども、それに間違いはないでしょうか。

○副議長（小山久利君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 村内幼稚園、小学校、中学校の給食費の助成につきましては、先ほど議員が読み上げていたとおりなんですが、若干、平成28年度からの給食費の助成額は10%というお話だったんですが、10%相当額が正しい金額になります。それぞれ給食費が違いまして、例えば幼稚園でしたら330円、小学校では400円、中学校では480円の助成ということで、ぴったり10%ではないので、10%相当額というふうにさせていただきました。

村内の保育園、こども園についてなんですけれども、主食費、これはいわゆる御飯やパン代ですね、主食費と園の行事にかかる費用につきましては、以前から保護者の実費負担として徴収をしていただいております。また、今出ております副食費、おかず代、月4,500円になりますが、これにつきましては、以前は保育料に含めて徴収をしておりました。しかし、昨年10月1日からスタートした幼児教

育・保育の無償化では、この副食費が無償化の対象外となったため、主食費、それから行事費と併せて徴収するようになったということでございます。この副食費の取り扱いにつきまして、各自治体において状況は様々な様子が見られるんですけれども、本村につきましては、この保育園、こども園の給食費に該当する主食費、それから副食費に対しては、村からの一律の助成はしておりませんが、年収160万未満相当の世帯の児童、それから第三子以降児童の副食費は以前から免除しており、それを継続しているという状況です。

以上です。

○副議長（小山久利君） 14番。

〔14番 南 千晴君発言〕

○14番（南 千晴君） 現在の状況がわかりました。

今までは主食費1,000円というのは、表にずっと出ていたものなので、保護者負担していたという認識があるんですけれども、副食費4,500円が保育料の中に含まれているというのは、この去年の10月から始まった保育の無償化によって表に出てきた数字であると私は認識しております。ですので、保育料が無償となる3歳以上で、保育園及びこども園に入所している場合は、第三子以降等の無償化の対象にならない方は、副食費の4,500円と主食費の1,000円、行事費は別として、給食費だとその2つを合わせた5,500円を給食費として支払っているということになります。幼稚園は給食費が今2,970円、これはさっき課長からお話があったように3,300円から10%分の330円を差し引いた額になっていると思います。村長の公約の中で、この給食費の10%相当額の引き下げは、子育て支援の一環として平成28年に実施され、現在も継続している事業であります。今回、新たに副食費4,500円というものが保育園のほうの給食費として新たに出てきた数字でありますけれども、やはりこれはこども園、保育園の給食費、両方足した額ですけれども、これも幼稚園同様に子育て世代の負担軽減のために10%相当額引き下げを行っていただけないかなと思っているところでありますが、そういう考えはないでしょうか。

○副議長（小山久利君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） そうですね、議員がおっしゃるとおり、この副食費が昨年10月1日の幼児教育・保育の無償化スタートに当たって無償化の対象外になったということで、表に出てくるような形になり、それで各自治体の対応が様々ですというお話を先ほどもさせていただいたんですが、現在、無償化にしている自治体についても、もともと国の基準を拡大して保育料を無償化にしていた自治体が、無償化制度がスタートしたことによって、副食代だけが実費負担になるような、そういう制度改正になってしまったので、それだと保護者に負担がかかるということで無償化しているという実態があるようです。

保育園につきましては、このほかにも保育料、かなり榛東村は他の自治体に比べまして、国の基準

から見ますと約半額以下、そういった保育料の設定にもなって今まで実施をしてきておりますので、この副食費の一部助成が、子育て世代の負担軽減になるというのは十分わかるんですが、十分ほかの待機児童も大変増えている状況もありますので、よく考えて進めてまいりたいと思っております。

○副議長（小山久利君） 14番。

〔14番 南 千晴君発言〕

○14番（南 千晴君） 課長がおっしゃるように、この4,500円というのが10月のときに出てきた数字ということで、これは今までの給食費の無料化、第三子の無料化をしたときの議会の会議録等も見てみました。平成24年4月の定例会で私もそのとき、第三子以降の給食費の無料化について一般質問をしていて、そのときの担当課長の答弁が、「保育園児童におきます給食費負担につきましては、3歳以上で給食費として月額1,000円の保護者負担がございます。なお、給食費につきましては、年齢に関係なく村から園に対して支出しております保育負担金に含まれておりますので、保護者負担は発生しない仕組みとなっております。」というような答弁だったので、やはりこのときにも、この4,500円が副食費であって、まして副食費が保育料に含まれているという認識がなかったですね。だから、本当に新たに出てきたもだと思うんですね。先ほど言うように、ばらつきが市町村によって対応が違うという部分もありましたけれども、やはり村としても再度考えていただきたいと思っています。

以前、上毛新聞社の若者県内定住を支援する「ぐんま愛ここに生きる」ということで、県内の市町村の特集ページが組まれて新聞掲載されたことは、執行の皆さんも記憶にあると思うんですけども、何回か数回掲載されているようで、今でもホームページでそれが見られます。榛東村のときには、「こどもに夢を・みんなに福祉と安心を」と、村の子どもたちや子育て世代の記事が載っており、そこに子育てするなら榛東村ということで、村で実施している様々な子育てに関する支援事業等が掲載されておりました。例えば園児から中学生までを対象に、第三子目以降の保育料と給食費を無料化で、対象には制限あり、任意予防接種費や不妊・不育治療費を助成、産前産後のサポート事業の実施、オンライン英会話事業の実施、そういったことが書かれております。その中に、全ての子どもの給食費10%カットということも掲載されております。これは私も確認してまいりました。ここには特に制限があるとも書いていなくて、全ての子どもの給食費10%カットという、それだけ載っております。やはりぜひこのとおりで実施していただきたいと思っておりますし、保育園やこども園も含めて、この10%カットを実行していただきたいと思っておりますが、村長いかがですか。

○副議長（小山久利君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 検討してまいりたいというように思います。しかし、今度の安倍内閣で、いろいろな面を、何というんですか、無償化にする、国で持つというようにありますけれども、私は丸々信用しておりません。必ずどこかのところで市町村も頼むということは必ずここ一、二年の間に

出てくるような私はちょっと思っております。

そういう中で、必ずそのとき調整しながらやっていかなきゃならない。今までがそうでした。そのようなことを念頭に入れながら、これについては私も子どものことについて、いろいろ考えていきたいと思っておりますので、検討させてください。

○副議長（小山久利君） 14番。

〔14番 南 千晴君発言〕

○14番（南 千晴君） 確かに村長がおっしゃるように国のほうで始めて、あとは今後は市町村とか、地方公共団体に負担してください、県や市町村で負担してくださいというような事業が今までもあるのは、私も認識しているところであります。そういった状況も踏まえて検討して下さるといふことで答弁をいただきました。

この給食費の一部補助に関しましては、当時、村長の公約という中で、ふるさと納税等のそういった状況、それを一部充てたいと。寄附のお金がどれだけ回せるかを検討して決めたいという答弁をいただいて、その後、この10%分を村が補助するという形に決定いたしました。本年はふるさと納税の返礼品が本年度は30%になったことから、当初予算では返礼品50%のときと比較して少なく見積もっていましたが、12月定例会でありました補正予算でまた増額というような状況になっております。こういった部分も給食費の補助の拡大というものを検討する中では、一つの材料ではないかと思っておりますので、そこも踏まえて検討していただければと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、プラスチック製容器包装のリサイクルについて伺います。

現在、村ではペットボトルに関しましては資源ごみということで、幾つか資源ごみの回収を行っているところでありますけれども、このプラスチック製容器包装につきましては、現在、リサイクル、資源ごみとして回収されてないと思っておりますけれども、どのような分類になっているのでしょうか、お答えください。

○副議長（小山久利君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 現在、村が実施しています分別収集につきましては、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器、牛乳パック、段ボール、新聞紙、それからペットボトルなど、これらの品目は渋川地区広域市町村圏振興整備組合が定める分別収集計画に基づいたもので、同じ広域組合を構成する渋川市、吉岡町についても、本村と同様の分別収集を実施しております。

プラスチック製容器包装につきましては、先ほど申し上げました分別収集計画では未定とされておりまして、対象品目から除外されている状況です。しかし、渋川広域圏衛生担当課長会議の中で、この分別収集の検討は以前から重ねられておりますが、現在も結論が得られてない、継続中でございます。

○副議長（小山久利君） 14番。

〔14番 南 千晴君発言〕

○14番(南 千晴君) 榛東のほうでは、リサイクル行われていないと。渋川広域の計画に沿って行われているということで、今は燃えるごみとして黄色い袋に入れて燃やされて処分されていることになります。これは市町村によって、このプラスチック製包装容器の分別リサイクルは異なっていて、前橋市等では容器リサイクル法に基づいてリサイクルをされております。この容器リサイクル法は、家庭から出される一般廃棄物のうち、ごみ容積の約60%を占める容器や包装を再商品化できるよう、消費者は分別排出、市町村は分別収集、選別保管、事業者は再商品化することを義務づけた法律であります。ぜひ榛東村でも、確かに燃えるごみで出せるというのは非常に楽なんですけれども、ごみの減量化や温暖化、そういったことを考えると、やはり分別できるものは分別して、資源としてリサイクルする、それがベストなのではないかと思っております。

やはりごみを燃やせば二酸化炭素が増えますし、やはり限りある、プラスチック製ということは石油などの資源が材料となっておりますので、そういったことの枯渇や排出されたごみを廃棄するための最終処理場等の問題もあります。今の暮らしを子どもたちが今後も続けていくためには、やはり限りある資源をリサイクルしたり使い回しながら、環境に与える負荷を小さくしていく循環型社会の構築というものが必要であると思えます。

榛東村もエコフェスタとあって、たかが一村、されど一村、低炭素社会ということで、それに向けたイベントを約10年ですか、にわたって開催をしております。本当にそれが大切なことではないかなと思っておりますし、子どもに夢をという部分で、子どもたちに夢を持ってもらうために、将来の子どもたちのために、今できることをやはりやっていく、それが大事なのではないかなと思っております。広域等では、まだ決定されていないですけども、榛東ではストックハウスがあって、先ほどの一般質問の中でもありましたけれども、課長が、利用者が年々搬入量が増えているというようなお話もあって、村民のそういった意識や行動にもつながっていると思えます。ぜひ村独自で、このプラスチック容器包装に関しましても、資源ごみとして分別収集して、ごみの減量化や環境、そういった部分に関してもつなげていただきたいと思いますが見直す考えはないでしょうか。

○副議長(小山久利君) 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長(村上 誠君) 先ほどお話ししました渋川広域圏の環境衛生担当課長会議の中で、結構詳細な検討はなされてきているんですが、その中でも、まず集積所での回収や店頭での回収、また庁舎等での品目を限定した拠点回収、そういった方法なども実際に具体的に検討はしてきております。ただ、収集開始に当たりまして、どうしても広域組合のストックハウスをやっぱり建設したりですとか、市町村が実際集積所に置く経費など、それから一般ごみと分けて収集しなくてはいけないので、別の業者に委託するとか、そういった状況などを検討した結果、現在では費用対効果などの観点からプラスチック製容器包装の分別収集は結論に至っていないという状況があります。ほかの市町村

に先立ってというご意見でございましたが、今のところは広域組合が定める分別収集計画に基づいて分別収集を継続していきたいというふうに考えております。

しかし、不用意にごみとして捨てられるプラスチックなどが現在も河川などを通じて海へ流れ込み、海洋環境や生物に深刻なダメージを与えているということが地球規模で問題にもなっていますから、使い捨てプラスチックの削減や、先ほど議員がおっしゃいました3R、リデュース、リユース、リサイクルの推進など、プラスチックごみの減量に向けた啓発活動につきましては、県や広域組合と連携して実施をしていきたいと考えております。

○副議長（小山久利君） 14番。

〔14番 南 千晴君発言〕

○14番（南 千晴君） 今のストックハウスに資源ごみが幾つか種類、先ほど課長がおっしゃったようにされていますよね、牛乳パックにしても、ああいう回収のやり方でもできないでしょうか。わざわざ分別収集の村内を回るごみ収集のときに、別で回収すると確かにお金もかかるし大変なことだと思うんですけども、そのストックハウスとかにそれを自主的に持ってきていただいて、それを業者に今のペットボトルとか牛乳パックとか新聞紙と同じような形で受け渡すというようなことは難しいでしょうか。

○副議長（小山久利君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 現在、ストックハウスで分別収集しております回収された資源ごみにつきましては、広域組合ではなくて、業者さんに持って行っていただいているような状況でして、プラスチック製のトレイ、お聞きしたところ、それについては、やはり引き取れないということでもありますので、そういった中間処理業者の選別なども、よく検討していかないと、すぐには実施できないというふうに考えております。

○副議長（小山久利君） 14番。

〔14番 南 千晴君発言〕

○14番（南 千晴君） 今のいろいろ資源ごみを回収してくださっている業者のほうでは扱いがないうこととありますけれども、前橋市等は、日本容器包装リサイクル協会という財団、そっこのほうに出しているということで、多くの自治体がその協会のほうに、プラスチック容器包装については出しているようでありますので、実施している市町村もありますので、そういったところを参考にしながら、もし、村で広域よりも先に取り組むことができるのであれば実施していただきたいと思っておりますけれども、広域のほうは、また村長も組合の副管理者として参加されておりますけれども、そちらに先行して、村でも検討して行っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（小山久利君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） ちょっと休憩させてもらっていいですか。

○副議長（小山久利君） 暫時休憩します。

午後4時休憩

午後4時1分再開

○副議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 先ほど協会の話がありましたけれども、ペットボトルについては広域のほうから協会を通じてやっているというような、実際やっております。しかし、私から見ると、この何とか協会というものはペーパーカンパニーと同じだと。通して、例えばたばこを買うときに、村内の業者をペーパーだけで通すと、それが税金がその市町村に落ちるといふのははっきり言って同じやり方をやっております。これが本当にいいのかどうかというものは、最近、この広域の中で今話が出ておりますので、これらについても、そのペーパーカンパニーを通さず、これをやるということの方向で、今話も出ておりますので、それらを中心にやっていけば、逆に村のほうでもそういう分別収集して、その業者に渡せるということもあります。これらを今、俎上に上ったところでございますので、検討してみたいというふうに思います。

○副議長（小山久利君） 14番。

〔14番 南 千晴君発言〕

○14番（南 千晴君） 村長のおっしゃるように、その協会がまたリサイクル事業者にリサイクル費用を出して処分というか、再資源化していただいているような、そういう状況でありますので、ぜひ広域を含めてでありますけれども、資源ごみとして回収できるものは資源ごみとして再利用して、これからの子どもたちや地球のために行動できることを、たかが一村、されど一村でありますけれども、やっていただければと思います。

続きまして、産後ケアについて質問をいたします。

時間が迫ってまいりましたので、現状については質問せず、今後についてをお話をさせていただければと思っています。

以前、補正予算でも、この産後ケア事業ということで補正予算が組まれてきて、一つの県内の医療機関、そちらのほうで産後ケア事業が利用できるということの予算の内容でした。しかし、その一つの病院の、病院で出産された方が利用できるという限定なので、必要とされている村内の産後の母親が利用できるわけではないという状況であります。ただ、非常にいい事業でありますので、ぜひ、この利用医療機関を増やしていただきたいなと思っておりますけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

○副議長（小山久利君） 安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 医療機関についてですが、次年度以降は委託できる医療機関を今、増やす方向で各医療機関、渋川市内2カ所と前橋市内1カ所の医療機関と調整中でございます。

○副議長（小山久利君） 14番。

〔14番 南 千晴君発言〕

○14番（南 千晴君） 現在調整中ということですので、ぜひ調整していただいて、利用をできるようにしていただければと思います。こちらも国のほうでも改正母子保健法ですか、こちらのほうでも明記されるということで公布が昨年末にされておりますが、施行が2年以内ということになっていて、市町村が実施する努力義務というものが規定されております。やはり産後、安心して子育てができる支援体制というものが非常に重要だと思っておりますし、特に出産して1年、この期間というのは重要であります。産後直後もホルモンのバランスだったり、心身ともに不安定な状態があったり、人によって、やはり育児不安、サポートが必要な方もおられますので、多くの方が利用できるように体制を整えていただきたい。そして虐待の死亡事例を見ましても、ゼロ歳児が最多で、またゼロカ月の子どもというのが最も多いということがデータで出ております。やはり母子を守るためにも、この産後ケアは大変重要でありますので、充実をしていただくようお願いいたします。

最後に、ペット同伴の公園について伺います。

こちらでも平成27年9月の定例会で一般質問をさせていただいております。当時、ペット同伴可能な公園はなく、今後については産業振興課長から答弁いただいているんですけども、「主なペットでございます犬とか猫の飼育頭数というのは増加傾向にあり、今後も少子・高齢化が進む中、ペットの増加につきまちは増加傾向に進むということが予想されております。こうした情勢の中、ペット同伴で楽しむことができる公園、施設は、住民のニーズを満たすものと考えられておりますが、同時に、ペット同伴を可能とした場合、全国的に当該事案に関連する事故等も発生していることが考えられます。様々なリスクに対応するということも必要であるかと思われれます。十分な監視のもと、ペット専用のコーナーとして、特設のドッグラン等を設営するというような施策も考えていくという価値もあるかと思いますが、住民のニーズ、リスクを十分に精査しつつ検討をさせていただきたいと考えております」と答弁をいただいております。

その後、どのような検討をされたのか。そしてやはり村内にはたくさん公園があります。ペットを飼われている家庭は、やはりペットも家族の一員として大切に、一緒に時間を過ごしていることと思っております。村内のペットを飼っている、特に犬を飼っている方からは、せめて1カ所だけでもペットと一緒に利用できたり、またドッグラン等の利用ができたりする公園があったらよいなというような声をお聞きいたします。ぜひ村内、多くの公園がありますけれども、1つだけでも、そのような利用ができる公園を整備していただきたいと思いますが、村のほうはどのような考えかお聞かせ願

ます。

○副議長（小山久利君） 久保田建設課長。

〔建設課長 久保田邦夫君発言〕

○建設課長（久保田邦夫君） 平成27年9月に同様の一般質問ということで、当時、私がお答えさせていただきました。

現状でございますけれども、大きく変わった部分というのは少ないわけなんですけれども、村内の比較的大きな公園、芝生等により整備されている公園の中で、ふるさと公園や南部公園、広馬場公園、下新井公園、つつじヶ丘公園等につきましては、ペットお断りの表示を、これは前回と全く同じでさせていただいております。その他確認をしたところ、一部街区公園においては、地元行政区等により管理をされております。特にペットについての規定はされていないというような形の公園もございます。

今後につきましてはですが、先ほど南議員、議長のほうからお話がありましたとおり、同様にペットを飼われる方、ニーズが増加していくものと思われまます。こうした中で、ペット同伴の公園ということでございますけれども、小さなお子さん等も利用される施設でございます。咬傷やふん尿等のリスク、こういうものも心配されるところでございます。公園開放については、引き続き検討してまいりたいと考えております。

また、ドッグランというなお話もございました。犬を飼われている方のニーズを大変満たすものと考えられるものでございますけれども、ドッグランを可能とした場合のリスクも同様に心配されるところでございます。引き続き公園を利用される方の住民ニーズ、また今後の公園利用等の参考につきまして、今後の参考にしてまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（小山久利君） 以上で14番南議員の一般質問を終了いたします。

議長を南議長と交代いたします。

◇

◎散 会

○議長（南 千晴君） 以上をもちまして令和2年第1回定例会第1日目を散会といたします。

大変お疲れさまでした。

午後4時11分散会

令和 2 年 第 1 回

榛 東 村 議 会 定 例 会 会 議 録

第 2 号

3 月 3 日 (火)

令和2年第1回榛東村議会定例会会議録第2号

令和2年3月3日（火曜日）

議事日程 第2号

令和2年3月3日（火曜日）午前9時開議

- 日程第 1 議案第 1号 榛東村青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第 2号 榛東村営住宅の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 3号 榛東村温泉資源保全審議会設置条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 5号 榛東村行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 6号 榛東村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 7号 榛東村上水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 8号 榛東村上水道給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 9号 榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第10号 榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第11号 コミュニティ供用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第12号 榛東村財政状況等の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第13号 村道の路線の認定について
- 日程第14 議案第14号 村道の路線の廃止について
- 日程第15 議案第17号 令和元年度榛東村一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第16 議案第18号 令和元年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第17 議案第19号 令和元年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第18 議案第20号 令和元年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第19 議案第21号 令和元年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第20 議案第22号 令和元年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について

て

- 日程第21 議案第23号 令和元年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第2号）について
 - 日程第22 議案第24号 令和元年度榛東村上水道事業会計補正予算（第2号）について
 - 日程第23 議案第25号 令和2年度榛東村一般会計予算について
 - 日程第24 議案第26号 令和2年度榛東村国民健康保険特別会計予算について
 - 日程第25 議案第27号 令和2年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算について
 - 日程第26 議案第28号 令和2年度榛東村介護保険特別会計予算について
 - 日程第27 議案第29号 令和2年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計予算について
 - 日程第28 議案第30号 令和2年度榛東村公共下水道事業特別会計予算について
 - 日程第29 議案第31号 令和2年度榛東村農業集落排水事業特別会計予算について
 - 日程第30 議案第32号 令和2年度榛東村学校給食事業特別会計予算について
 - 日程第31 議案第33号 令和2年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算について
 - 日程第32 議案第34号 令和2年度榛東村上水道事業会計予算について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 波多野 宏美君 | 2番 | 善養寺 孝君 |
| 3番 | 蜂 巢 實君 | 4番 | 村 上 慎一君 |
| 5番 | 川 田 敏彦君 | 6番 | 小野関 治義君 |
| 8番 | 清 水 健一君 | 10番 | 小 山 久利君 |
| 11番 | 山 口 宗一君 | 12番 | 岸 昭勝君 |
| 14番 | 南 千晴君 | | |

欠席議員（1名）

13番 早 坂 通 君

説明のため出席した者

| | | | |
|-------------|-----------|-------------|---------|
| 村 長 | 真 塩 卓君 | 副 村 長 | 倉 持 直美君 |
| 総 務 課 長 | 清 村 昌一君 | 企 画 財 政 課 長 | 早 川 弘行君 |
| 税 務 課 長 | 岩 田 彦一君 | 住 民 生 活 課 長 | 村 上 誠君 |
| 健 康 保 険 課 長 | 安 田 睦君 | 産 業 振 興 課 長 | 狩 野 宏記君 |
| 建 設 課 長 | 久 保 田 邦夫君 | 上 下 水 道 課 長 | 山 口 誠一君 |
| 教 育 委 員 会 長 | 小 池 賢一君 | | |
| 事 務 局 長 | | | |

事務局職員出席者

事 務 局 長 飯 塚 邦 守 書 記 志 岐 英 代

◎開 議

午前9時開議

○議長（南 千晴君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和2年第1回榛東村議会定例会第2日目の会議を開きます。

出席議員の確認を行います。

出席議員は11人です。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。

直ちに、お手元に配付いたしました日程により会議を行います。

なお、阿佐見教育長及び浅見会計課長からの欠席の届出がありました。



◎日程第1 議案第1号 榛東村青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第1、議案第1号 榛東村青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小池教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） 議案第1号 榛東村青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定について説明をさせていただきます。

議案書、議案参考資料ともに1ページからです。

それでは、議案参考資料2ページの新旧対照表をご覧ください。

概要としましては、4月からの自治会制度への移行に伴い、委員の職である「区長会長」を「自治会連合会長」に改定を行うもの、その他字句の修正を行うものです。

議案書2ページ、附則ですが、この条例は令和2年4月1日から施行いたします。

ご審議の上、お認めいただきますようお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第1号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第1号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第1号 榛東村青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第2 議案第2号 榛東村営住宅の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第2、議案第2号 榛東村営住宅の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

久保田建設課長。

[建設課長 久保田邦夫君発言]

○建設課長（久保田邦夫君） 議案第2号 榛東村営住宅の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明申し上げます。

議案書は3ページから5ページ、議案参考資料は4ページから9ページでございます。

議案参考資料により説明をさせていただきます。

議案参考資料の4ページをご覧いただきたいと思います。

改正の概要でございますけれども、地方公務員法の改正による非常勤特別職の任用の厳格化に伴い所要の改正を行うもの、併せて字句の整理及び引用する根拠法令に錯誤が確認されたため、法令等の整理を行うものでございます。

参考資料の新旧対照表により説明をさせていただきます。

議案参考資料の5ページをご覧ください。

右側が現行、左側が改正案でございます。

第1条は目的を、第2条は用語の定義を定めております。第1条及び第2条の改正は、語句の整理を行うものでございます。

第3条の改正は、地方公務員法の改正に伴う字句の削除及び入居者の公募に関する改正でございます。「区長」の字句を削除し、公募の方法を弾力的に引用するため改正するものでございます。

第4条は、公募の例外規定について改正するものです。引用している法令の条項ずれの改正及び字

句の整理を行うものでございます。また、第3条の入居者の公募の方法を改正したことに伴い、第10号を定めるものでございます。

資料の6ページをお願いいたします。

第5条の改正は、引用している法律名の改正及び字句の整理でございます。第2項第5号及び第8号につきましては、引用します法律名の誤りを訂正するもので、その他字句の整理を行うものでございます。

資料7ページをお願いいたします。

8条の改正でございます。入居者の選定方法に関する改正及び字句の整理を行うものでございます。入居申込者が多数あったとき、公開抽せんにより入居者を抽せんした場合、現に住宅に困窮する度合いが高いものが選考から漏れるおそれがあるため、第2項を削除するものでございます。また、第2項の削除に伴い、第3項を第2項に、第4項を第3項に改め、併せて字句の整理を行うものでございます。

第11条の改正は、引用する根拠法令を改正するものでございます。

第12条の改正は、引用する根拠法令を改正し、併せて字句の整理を行うものでございます。

14条の改正は、引用している法律の条項ずれの改正を行うものでございます。

8ページになります。

第19条の改正は、敷金の運用規定を敷金の管理の方法に改正するものでございます。敷金の預金によって得られる利子は第2項に規定する共同施設の整備に要する費用に満たないため、敷金の運用規定を「敷金の管理」に改正するものでございます。

第21条の改正は、入居者の費用負担義務の改正及び字句の整理を行うものでございます。第3号中のエレベーターにつきましては、村営住宅に設置されていない設備であることから、削除を行うものでございます。また、第20条第1項に規定するもの以外の修繕費用負担は考えられないことから、第4号を削除するものでございます。

第28条の改正は、引用している条例の条項ずれの改正及び字句の整理を行うものでございます。

第37条は、新たに整備される村営住宅への入居規定について改正するものでございます。引用している法律により字句の整理を行うものでございます。

第38条は、第37条の改正に伴い字句の整理を行うもの及び引用する法律の条項ずれによる改正を行うものでございます。

9ページになります。

第39条の改正は、引用している法律の条項ずれによる改正を行うものでございます。

議案書に戻っていただきまして、5ページをお願いいたします。

附則でございます。この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願い

いたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

4 番村上慎一議員。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） 昨日一般質問でもさせてもらいましたが、村営住宅の家賃の滞納がいつぱいあるんですけれども、聞き取りのときに、久保田課長のほうから、税金のように一遍に滞納があったときに、即、差押さえとかのに移行できないと。あと何か入居者の方で所得の正確な表示をしていないために、教えてくれないという表現をされていましたけれども、実際には家賃が、負担が高くなってしまうということもあると言いました。

この改正のときに、これ条例ですから、例えば、そのように村営住宅ですから、村の決めたことに対してきちんと意向を酌んでもらって同意してくれない方に関しては、もうちょっと村なりにきちんとした事務処理ができるような文言を入れれば、大体この議事の中でやるのは字句の改正とか、今聞いてみたらエレベーター最初からないものを書いてあって、それを除くとか、あまり村に関係ないことなんですけれども。これは多分住宅に関することは日本全国の自治体が全部これ、今回議事に上がっていると思うんですよ。村に沿ったそういうものを、これ大きな問題がずっと続いているわけなので、もしかしたらもうちょっと中のほうで検討されて、榛東村の条例として追加をすとか変更されとか、そういったことは考えられないんでしょうか。

○議長（南 千晴君） 建設課長。

〔建設課長 久保田邦夫君発言〕

○建設課長（久保田邦夫君） ただいま料金のことで質問ございましたけれども、料金については、今回の条例改正につきましては、住宅の管理等の規定を改正するもの、条例を改正するものというものでございます。料金については、別の条例等で規定されてございまして、今回、直接住宅の管理に関する条例についてはうたっていない条文になるものとなっております。

また、この条例の改正とまた別の話がちょっとあったわけなんですけれども、料金、所得申告等をしていただいていないという部分でございますけれども、我々も正しい料金、住宅使用料を賦課徴収していきたいところでございますけれども、なかなか決まった形で通知を出しても反応がない。昨日もちょっと一般質問でございましたけれども、いくら通知を出しても、徴収にお伺いしても、そういう部分で全く反応がなかったりとかお会いすることができない。我々も正しい料金を賦課する中で、そういう方について所得申告等を毎年していただくわけなんですけれども、そういうものを行ってもらいたくて料金とともにそういう指導、それからまた、生活がどういうことになっているとか、そういう状況も把握したいということでお伺いしているわけなんですけれども、なかなか会うことができないというのが現状でございます。

ですので、我々もなるべく多く訪問したりとか接触を試みているわけなんですけれども、そういうところに至れない、そういう現状にあります。今後、昨日も申し上げましたけれども、課員全員で徴収とか事実確認等をしていきたいと考えていますけれども、そういう部分で所得申告も含めて、まだ未申告といたしますか、そういう入居者の方には指導していきたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（南 千晴君） ほかに質疑ございませんか。

3番蜂巢實議員。

〔3番 蜂巢 實君発言〕

○3番（蜂巢 實君） 今、村内に村営住宅の件数はどのぐらいあるんでしょうか。

○議長（南 千晴君） 建設課長。

〔建設課長 久保田邦夫君発言〕

○建設課長（久保田邦夫君） 今、申し訳ございません。正しい資料をちょっと用意してございませんので、後ほど確認を。

○議長（南 千晴君） 暫時休憩といたします。

午前9時14分休憩

午前9時14分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

〔建設課長 久保田邦夫君発言〕

○建設課長（久保田邦夫君） すみません。平成30年度の戸数でございます。村全体で54戸でございます。

○議長（南 千晴君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第2号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第2号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第2号 榛東村営住宅の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第3 議案第3号 榛東村温泉資源保全審議会設置条例を廃止する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第3、議案第3号 榛東村温泉資源保全審議会設置条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村上住民生活課長。

[住民生活課長 村上 誠君発言]

○住民生活課長（村上 誠君） 議案第3号 榛東村温泉資源保全審議会設置条例を廃止する条例の制定について説明をさせていただきます。

議案書は6ページから7ページです。

説明は議案参考資料でさせていただきます。

議案参考資料の10ページをお開きください。

改正の概要につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、温泉資源保全審議会委員を非常勤特別職として設置できなくなったため廃止するものです。

議案書の7ページにお戻りください。

附則でございます。この条例は令和2年4月1日から施行とするものです。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めくださいますようよろしく申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第3号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第3号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第3号 榛東村温泉資源保全審議会設置条例を廃止する条例の制定について、原案のとおり賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第4 議案第4号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第4、議案第4号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） それでは、議案第4号について説明申し上げます。

議案書は8ページ、議案参考資料は11ページでございます。

議案参考資料により説明申し上げます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴いまして所要の改正を行うものでございます。また、併せて議会議員の兼職に係る重複報酬について所要の改正を行うものでございます。

参考資料の12ページ、新旧対照表でございます。

下線が付された部分が改正箇所でございます。

第2条の3第2項関係でございますけれども、議会議員が兼職した場合における重複報酬の禁止の例外から農業委員会委員を削るものでございます。これは、平成27年の農業委員会等に関する法律の一部改正に対応させるものでございます。

続いて、別表第1の関係でございますけれども、「区長代理者」、「隣組長」、「農事部長」、「教育集会所運営委員会委員」、「文化財調査委員」、「学校給食センター運営委員会委員長」及び「委員」及び「宅地開発委員会委員」を削り、「学校医」、「学校薬剤師」及び「園医」を加えるものでございます。

別表第2の関係でございますけれども、「区長会長」及び「区長（区長会長の職にある者を除く。）」を削るものでございます。

次のページ、別表第3でございますけれども、「温泉資源保全審議会委員」を削り、「学校運営協

議会委員」を加えるものでございます。

なお、別表第1は年額により、別表第2は月額により、別表第3は日額によりそれぞれ報酬を支給される職を定めているものでございます。

この一部改正条例は、附則において、令和2年4月1日から施行するものと定めております。

以上、ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第4号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第4号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第5号 榛東村行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（南 千晴君） 日程第5、議案第5号 榛東村行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

早川企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） 議案第5号 榛東村行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

議案書につきましては10ページ、議案参考資料につきましては15ページ、お願いいたします。

この条例であります、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律、この趣旨に基づきまして、平成17年に制定した条例でございます。このほど法律が改正されたため、村条例におきましても同様の改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、1つ目といたしまして、法律名の名称変更に伴いまして村条例の名称を改めます。

2つ目といたしまして、第3条第4項の改正で、オンラインで本人確認を行う手段に個人番号カード、マイナンバーカードですが、これでの認証を追加いたします。

その他、法改正で実施している文言修正を、村の条例におきましても同じように反映させるものでございます。

議案第5号の説明は以上でございます。ご審議の上、お認めいただきますようお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第5号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第5号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第5号 榛東村行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第6 議案第6号 榛東村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第6、議案第6号 榛東村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正す

る条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） それでは、議案第6号について説明申し上げます。

議案書14ページ、議案参考資料は20ページでございます。

議案参考資料により説明申し上げます。

議案第5号で企画財政課長が説明いたしました法律の改正に伴う改正を行おうとするものでございます。また、併せて字句の整理を行うものでございます。

参考資料21ページ、新旧対照表でございます。

まず、第5条の関係でございますけれども、これは字句の整理を行いますもので、第1項におきまして、読点が欠落しているため、これを加え、第3項及び第4項においては、「申請者」を他の条項の表現とそろえ、「審査申出人」に改めるものでございます。第6条関係は、法律の題名の改称及び条項ずれに伴う改正を行おうとするものでございます。

附則におきまして、公布の日から施行するものとする旨を定めてございます。

以上、ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第6号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第6号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第6号 榛東村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第7 議案第7号 榛東村上水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第7、議案第7号 榛東村上水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山口上下水道課長。

〔上下水道課長 山口誠一君発言〕

○上下水道課長（山口誠一君） 議案第7号 榛東村上水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案書16ページ、17ページとなります。

改正内容につきましては、議案参考資料にてご説明申し上げます。

議案参考資料22ページをご覧ください。

趣旨・目的でございます。地方自治法の一部改正による条項ずれに伴い所要の改正を行い、併せて字句の整理を行うものでございます。

第4条関係では字句の整理、第5条関係では条項ずれに伴う改正、第7条関係では字句の整理を行ってございます。

議案書17ページをご覧ください。

附則でございます。令和2年4月1日から施行とするものでございます。

以上で議案第7号の説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第7号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第7号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第7号 榛東村上水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第8 議案第8号 榛東村上水道給水条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第8、議案第8号 榛東村上水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山口上下水道課長。

[上下水道課長 山口誠一君発言]

○上下水道課長（山口誠一君） 議案第8号 榛東村上水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案書18ページ、19ページとなります。

議案参考資料24ページにてご説明を申し上げます。

趣旨・目的でございます。水道法の一部改正に伴い、指定給水装置工事事業者の指定の更新制度が導入され、制度の開始に伴い、更新手数料の規定を追加するものでございます。併せて、字句の整理を行ってございます。

初めに、第33条関係として、手数料に「指定給水装置工事事業者指定更新手数料1件につき1万円」を加え、併せて同条第1項の字句を整理してございます。

また、第45条中の第1項第4号の字句を整理してございます。

議案19ページをご覧ください。

附則でございます。この条例は令和2年4月1日から施行とするものでございます。

以上で議案第8号の説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第8号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第8号については委員会付託を省略いたします。
討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
直ちに採決を行います。

議案第8号 榛東村上水道給水条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第9 議案第9号 榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定 について

○議長（南 千晴君） 日程第9、議案第9号 榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案第9号について説明申し上げます。

議案書につきましては20ページでございます。

議案参考資料26ページで説明をさせていただきます。

まず、趣旨・目的でございますが、国民健康保険は平成30年度からその制度改正によりまして、群馬県においては運営方針等について群馬県と群馬県国民健康保険団体連合会及び県内市町村を構成員とします群馬県市町村国民健康保険連携会議において協議、決定をされているところです。

国民健康保険税の減免に係る事務処理について、全市町村の意向により県下統一することとなり、所要の改正を行うものです。

改正の概要としましては、現行は国民健康保険税の減免を行う場合は、未到来の納期に係る税額についてのみ減免対象とされておりますが、国民健康保険法第59条に規定されている刑事施設等に収監されている被保険者については、事情により申請が行えない場合がございます。市町村によっては遡

及減免の規定が定められているところもあり、統一していくこととなり、本条例においても定めることとなりました。

附則第1条第1項関係としましては、令和2年4月1日から施行するもの、第2項関係として、改正後の規定は令和2年度以後の年度分の国民健康保険税に適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

以上、ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第9号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第9号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第9号 榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第10号 榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第10、議案第10号 榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

狩野産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 議案書は22ページ、議案参考資料は28ページをご覧ください。

提案理由でございますが、群馬県小口資金融資促進制度の改正に伴い、条例の附則において、小口資金融資に係る借換措置期間を延長しようとするものでございます。

29ページの新旧対照表をご覧ください。

附則の第2項中、現行では「平成32年3月31日」を、改正案では「令和3年3月31日」に改めるものでございます。

議案書の23ページをご覧ください。

附則、この条例は令和2年4月1日から施行するというものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第10号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第10号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第10号 榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第11 議案第11号 コミュニティ供用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第11、議案第11号 コミュニティ供用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 議案第11号について説明申し上げます。

議案書は24ページ、議案参考資料は30ページでございます。

議案参考資料により説明申し上げます。

地方自治法、地方公務員法をはじめとします自治体関係の法令が大幅に改正されたことによりまして、これに対応し、村例規の改廃を行っているところでございますけれども、これに併せ、村例規の全般的な見直しを実施しております。コミュニティ供用施設の設置及び管理に関する条例につきましても、この見直しを行い、字句の整理を行おうとするものでございます。

説明資料31ページ、新旧対照表でございます。

第1条、第2条、第4条、第6条、第7条及び別表の規定中、「コミュニティ・センター」を「コミュニティセンター」に改め、その他字句の整理を行っております。

附則第1項におきまして、令和2年4月1日から施行するものとする旨を定めておりまして、附則第2項におきまして、榛東村防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する旨を定めてございます。

参考資料33ページに新旧対照表でございます。

防災行政無線の通信業務を行う施設並びに受信する施設の名称及び設置場所を別表において定めておりますけれども、このうち、ただいま説明申し上げました「コミュニティ・センター」を「コミュニティセンター」に改めるとともに、これ以外の施設名称、地番等についても、併せて整理を行っております。

以上、ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第11号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第11号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第11号 コミュニティ供用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第12 議案第12号 榛東村財政状況等の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第12、議案第12号 榛東村財政状況等の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

早川企画財政課長。

[企画財政課長 早川弘行君発言]

○企画財政課長（早川弘行君） 議案第12号 榛東村財政状況等の公表に関する条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

議案書につきましては31ページ、議案参考資料につきましては40ページ、お願いいたします。

まず、今回の条例改正の改正内容といたしましては、財政状況等を公表する期日を変更するものでございます。現在は、条例によりまして財政状況等の公表日が6月15日、それから12月15日と定められております。また、公表の方法といたしまして、役場前にある掲示場への掲示、それから広報しんとうへの掲載と、このように定められております。しかしながら、村広報紙の発行が必ずしもこの日ではないため、財政状況等の公表日を変更し、「6月15日」とあるのを「5月末日までに」と、「12月15日」とあるのを「11月末日までに」とするものでございます。

議案第12号の説明は以上でございます。ご審議の上、お認めいただきますようお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第12号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第12号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第12号 榛東村財政状況等の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第13 議案第13号 村道の路線の認定について

○議長（南 千晴君） 日程第13、議案第13号 村道の路線の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

久保田建設課長。

〔建設課長 久保田邦夫君発言〕

○建設課長（久保田邦夫君） 議案第13号 村道の路線の認定について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書は33ページ、議案参考資料は42ページから44ページでございます。

議案参考資料の43ページの路線認定調書をご覧いただきたいと思っております。

道路法第8条第2項に基づき、路線の認定の議決をお願いする路線は1路線でございます。

路線番号2343、路線名は北谷地12号線、道路の起点でございます。山子田字北谷地1491番9地先、終点は山子田字北谷地1491番2地先、延長は58.9メートル、幅員は6メートルでございます。

議案参考資料44ページをお願いいたします。

北谷地12号線の路線認定図でございます。この路線は、山子田地内の県道高崎安中渋川線に隣接する歯科医院から西に入った宅地開発により造成された一指定道路でございます。開発事業者から道路敷の寄附を受けておりまして、村道として認定をお願いするものでございます。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題になっております議案第13号については、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◎日程第14 議案第14号 村道の路線の廃止について

○議長（南 千晴君） 日程第14、議案第14号 村道の路線の廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

久保田建設課長。

[建設課長 久保田邦夫君発言]

○建設課長（久保田邦夫君） 議案第14号 村道の路線の廃止について、提案理由を申し上げます。

議案書は35ページ、議案参考資料は45ページから47ページでございます。

議案参考資料の46ページの路線廃止調書をご覧いただきたいと思っております。

道路法第10条第3項の規定に基づき、路線廃止の議決をお願いする路線は1路線でございます。

路線番号4159、路線名は宿39号線、道路の起点は広馬場字宿4062番2地先、終点は広馬場字宿4062番3地先、延長は87.76メートル、幅員は2.75メートルから1.4メートルでございます。

議案参考資料47ページをお願いいたします。

宿39号線の廃止路線図でございます。この路線は、県道高崎安中渋川線の柏木沢交差点の西に位置し、現在は道路としての形態をなしておらず、長年公衆の用に寄与されておりません。また、用地につきましても、個人所有となっております。このたび土地所有者から道路廃止の依頼がございまして、廃止をお願いするものでございます。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題になっております議案第14号については、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◎日程第15 議案第17号 令和元年度榛東村一般会計補正予算（第5号）について

○議長（南 千晴君） 日程第15、議案第17号 令和元年度榛東村一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

早川企画財政課長。

[企画財政課長 早川弘行君発言]

○企画財政課長（早川弘行君） 議案第17号 令和元年度榛東村一般会計補正予算（第5号）について説明させていただきます。

議案書につきましては37ページ、議案参考資料につきましては48ページ、お願いいたします。

まず、議案書のほうで説明させていただきます。

一般会計補正予算（第5号）は、歳入歳出それぞれ6,833万9,000円を減額し、総額を59億8,119万8,000円とするものでございます。

また、第2条におきまして繰越明許費を、第3条で債務負担行為、第4条で地方債補正をお願いするものでございます。

今回の補正でございますが、歳入におきましては、収入額の確定、または確定見込みに伴います増減、歳出におきましても、事業費の確定、それから確定見込みに伴います増減が主なものとなっております。

歳入歳出予算の主要事項につきましては、後ほど事項別明細書により説明させていただきます。

議案書の43ページ、お願いいたします。

第2表 繰越明許費補正。

複合施設整備事業におきまして、今回、歳出の補正で基本設計委託料の予算を増額した上で翌年度に繰越しを行おうとするものでございます。

2行目の中学校整備事業におきましては、講堂、体育館ですが、これの天井工事に係る経費を9月補正において予算計上いたしまして設計等を進めてきております。工事を翌年度に繰り越そうとするものでございます。

以上、2事案におきまして、年度内の完了が見込めないことから、それぞれ記載の金額を翌年度に繰越しを行おうとするものでございます。

続いて、44ページ、お願いいたします。

第3表 債務負担行為補正でございますが、議会一般経費におきまして、議会だより印刷製本、文書管理費で用紙購入、広報費におきまして、広報しんとう印刷製本、地域経済循環創造事業におきまして、村が訴えられました訴訟事件において訴訟代理人であります弁護士への報酬並びに実費の支払い、それから在宅福祉事業で紙おむつ給付業務、元気高齢者支援事業で在宅配食サービス業務、障害者福祉一般経費で紙おむつ給付業務、農業用水維持管理費で農業用水施設の改修工事、これらを追加するものでございます。

続いて、45ページ、お願いいたします。

第4表 地方債補正でございます。

中学校講堂、体育館の天井工事の財源といたしまして、村債の発行、借入れを予定していたところでございますが、県と協議を進めていく過程で起債メニューの変更が必要になったため、今回の補正をお願いするものでございます。

続いて、歳入歳出予算の主立ったものを説明させていただきます。

別冊の議案参考資料の52ページ、お願いいたします。

初めに、歳入の事項別明細書です。

1款村税は、1項村民税、2項固定資産税、3項軽自動車税、4項村たばこ税、共に増収見込みとなりましたので、村税全体で7,857万9,000円の増額補正となっております。

2款地方譲与税から、56ページの10款国有提供施設等所在市町村助成交付金、これまでにつきましては、本年1月までの交付状況を踏まえ、収入見込額を増減させております。

続いて、57ページから60ページにかけてですが、16款国庫支出金、それから17款県支出金につきましては、歳出事業費の確定や確定見込みに伴いまして増減させております。

続いて、61ページ、お願いいたします。

20款の繰入金でございますが、農業用水と教育施設のそれぞれの基金につきましては、歳出予算に応じて、それから財政調整基金につきましては、財源調整で増減させております。

続いて、64ページからが歳出になります。

歳出予算の補正につきましては、事業費の確定、それから確定見込みに伴います増減及び今議会上程しております各特別会計の予算補正に伴います繰出金の増減が主なものとなっており、減額が主なものとなっております。

主立った増額補正について説明させていただきます。

74ページ、お願いいたします。

3款1項3目障害者福祉費、19節負担金、補助及び交付金880万3,000円は、障害者福祉費のほうで各種給付が伸びておりまして、不足が見込まれるための補正でございます。

続いて、76ページ、お願いいたします。

3款2項2目児童措置費、19節負担金、補助及び交付金770万1,000円は、保育園等に支出する負担金で、教育の無償化によりまして、補助単価の改正があり、増額補正するものでございます。

同じく23節償還金、利子及び割引料6,562万3,000円につきましては、昨年度、平成30年度ですが、国及び県から交付された保育園関連の負担金が、実績等を精査したところ、過大交付でございましたので返還するものでございます。

続いて、78ページ、お願いいたします。

6款1項1目農業委員会費、1節報酬461万1,000円は、農業委員会委員等に対しての能率支給級に伴い増額するものでございます。

続いて、81ページ、お願いいたします。

8款2項3目道路新設改良費、22節補償、補てん及び賠償金186万3,000円につきましては、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業、北谷地大藪線に係ります補償費でございます。

続いて、83ページ、お願いいたします。

9款1項2目消防施設費、15節工事請負費129万5,000円は、現在耐震性貯水槽、防火水槽ですが、これの整備事業を進めているところでございます。工事費の増額が必要となったため、増額補正を行

うものでございます。

同じページですが、10款1項2目事務局費、積立金2,989万7,000円は、教育施設整備基金への積立てを行うものでございます。

次のページに行っていただきまして、4目複合施設整備費、13節委託料1,031万6,000円は、複合施設におきまして基本設計委託料を増額いたしまして、先ほど申し上げましたが、繰越しを行おうとするものでございます。

榛東村一般会計補正予算（第5号）の説明は以上とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただけますようお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第17号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第17号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第17号 令和元年度榛東村一般会計補正予算（第5号）について、原案のとおり賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第16 議案第18号 令和元年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（南 千晴君） 日程第16、議案第18号 令和元年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案第18号 令和元年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について説明申し上げます。

議案書46ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,729万円を減じ、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億701万1,000円とするものです。

続きまして、議案参考資料で内容の説明を申し上げます。

98ページをお願いします。

事項別明細書において説明をいたします。

初めに、歳入です。

1款1項国民健康保険税補正額2,382万円は、保険税の収納見込みの増加によるものでございます。

5款1項1目保険給付費等交付金、説明欄の普通交付金補正額3,038万1,000円の減は、療養給付費等の実績見込みによるものでございます。

99ページ、お願いします。

7款1項1目一般会計繰入金補正額333万5,000円の減は、主に事務費繰入金の減によるものでございます。

次の7款2項1目国民健康保険基金繰入金補正額3,164万円の減は、歳入の増加により減額をするものです。

次の9款1項1目延滞金補正額530万円は、滞納延滞金の収納見込みの増加によるものでございます。

100ページをお願いします。

9款4項8目雑入補正額760万1,000円、こちらは過年度、平成31年度2月普通診療分の療養給付費等について、国民健康保険連合会の審査後の診療報酬額等の確定によりまして、国民健康保険連合会に支払っていた分の余剰金が返還されるものでございます。

次に、101ページをお願いします。

歳出でございます。

2款1項1目一般被保険者診療給付費です。2,258万3,000円の減。

そして、次のページの102ページの2目の退職被保険者等療養給付費1,070万1,000円の減は、4月からの療養給付費等の実績と残りの給付費を見込みまして減額をするものです。

次の2款2項の高額療養費ですが、説明欄にあります一般被保険者高額療養費447万1,000円は、それから2目の退職被保険者等高額療養費、こちらは156万8,000円減でございしますが、4月からの実績と残りの給付費の見込みを併せて補正をするものでございます。

次の5款2項1目特定健康診査等事業費383万5,000円の減は、特定健康診査及び特定保健指導の実

績の見込みによる減額でございます。

103ページの7款1項5目ですが、先ほど歳入で説明いたしました国民健康保険連合会から返還される療養給付費等の分ですが、こちらは県の普通交付金から既に交付をされていますので、同額を県のほうに返還をするものでございます。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第18号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第18号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第18号 令和元年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第17 議案第19号 令和元年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

○議長（南 千晴君） 日程第17、議案第19号 令和元年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案第19号 令和元年度榛東村後期高齢者医療特別会計

補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

議案書49ページをお願いします。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ224万7,000円を加え、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,274万8,000円とするものでございます。

続きまして、議案参考資料106ページをお願いします。

事項別明細書で説明を申し上げます。

初めに、歳入です。

1款1項後期高齢者医療保険料補正額326万6,000円の増。こちらは、群馬県後期高齢者医療広域連合会の試算により調定額を増加するものでございます。

2款1項一般会計繰入金補正額193万円の減ですが、こちらは、主に保険料軽減分の繰入金額の確定に伴う減額と、次にあります広域連合会からの精算金が入りますので、その精算金による分を減額するものです。

次の3款4項の雑入ですが、今申し上げましたとおり86万3,000円が、後期高齢者医療広域連合から精算により還付されるものでございます。

続きまして、109ページをお願いします。

歳出でございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金補正額224万7,000円の増は、主に保険料納付金の増額と、保険料軽減分の保険基盤安定負担金の額確定によるものでございます。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第19号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第19号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第19号 令和元年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第18 議案第20号 令和元年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第4号）について

○議長（南 千晴君） 日程第18、議案第20号 令和元年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

[健康保険課長 安田 睦君発言]

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案第20号 令和元年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第4号）について説明申し上げます。

議案書52ページをお願いします。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,512万8,000円を減じ、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億1,978万5,000円とするものでございます。

また、第2条として、債務負担行為についてお願いするものでございます。

続きまして、議案参考資料の112ページの2をお願いします。

事項別明細書に沿って説明をさせていただきます。

初めに、歳入です。

2款1項1目介護給付費負担金、補正額300万2,000円の減と、次の2項1目調整交付金、補正額1,180万7,000円の減ですが、こちらは介護給付費等の事業費確定見込みによる減額でございます。また、調整交付金につきましては、高齢者数や財政状況等により国から交付されるものでございますが、当初交付金の交付割合を4%で見込んでおりましたが、実績見込みが3%程度というところで内示が来ておりますので、それに合わせて減額をするものでございます。

次の113ページをお願いします。

4款1項県負担金、補正額197万2,000円の減は、やはり介護給付費等の実績見込みに基づく減額でございます。

7款1項一般会計繰入金428万5,000円ですが、こちらも介護給付費等の実績見込みと事務費の実績見込みに基づく減額でございます。

続きまして、116ページをお願いします。

歳出でございます。

2款につきましては、保険給付費でございますが、主に2款1項1目の居宅介護サービス給付費と8目の居宅介護住宅改修費が見込みより少なかったため減額するところと、次の3項1目の高額介護サービス費が当初より実績が多くなっておりまして、増額の補正をお願いするものでございます。

117ページをお願いします。

2款4項1目の高額医療合算介護サービス費、こちらも見込みより多くなっておりまして、20万円の増額をお願いするものです。

次の3款ですが、3款1項1目介護予防・生活支援サービス事業費300万円の減。それから、118ページの3款2項1目の一般介護予防事業費47万5,000円は、サービス利用の見込みより少ないものと、事業確定の見込みによるものでございます。

119ページをお願いします。

4款1項1目の介護給付費準備基金積立金ですが、314万7,000円の減は、歳入減の見込みにより積立てを減額するものでございます。

次に、121ページをお願いします。

債務負担行為でございます。

こちらは、一般管理費として介護保険事業計画作成業務委託費、令和2年度に第8期の計画の策定を行います。その業務委託費と、任意事業費の中の紙おむつ給付業務委託費の120万円をお願いするものでございます。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

4番村上慎一議員。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） 説明資料の116ページ、2款1項1目住宅介護サービス給付費で1,500万の減です。これは村が当初考えたサービス目的で予算を組み立てたと思うんですけども、1,500万の減は大きいと思うんですけども、これ村民に対する福祉向上のためには何かをアピールして、このまま予算を使ったほうがよかったとか、予算の執行の度合いによって何か影響があったとか、そういうことはないんでしょうか。

○議長（南 千晴君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） こちらのところは居宅介護サービス費ということで、介護認定を受けた方のサービス利用のところになります。これを推進するということも、もちろん介護保険に加

入していただいていますので、サービスの利用はもちろん推進するところではありますが、ここを無理に推進するというよりは、介護保険のサービスを使わない介護予防サービスのほうの推進で健康な寿命を延ばす、そちらのほうで利用の促進は図っているところでございます。

こちらの居宅介護サービス費につきましては、介護認定を受けた方がその方の利用状況、身体状況等に合わせて使っていただきますので、ここを抑えるということではないんですが、こちらはケアマネジャーさんと相談しながら、その方に合ったサービスの利用ということで、当初見込んでいたよりも、そのサービスの需要が少なかったという結果でございます。

○議長（南 千晴君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第20号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第20号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第20号 令和元年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第4号）について、原案のとおり賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。再開を10時40分といたします。

午前10時22分休憩

午前10時40分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

◇

◎日程第19 議案第21号 令和元年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について

○議長（南 千晴君） 日程第19、議案第21号 令和元年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算

(第4号) についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山口上下水道課長。

〔上下水道課長 山口誠一君発言〕

○上下水道課長（山口誠一君） 議案第21号 令和元年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、令和元年度事業確定見込み等により、歳入歳出それぞれの減額補正等でございます。

議案書57ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,466万9,000円を減じ、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,294万円とするものでございます。

次に、第2条 地方債の補正でございます。

議案書60ページをご覧ください。

起債の目的でございます。特定環境保全公共下水道を限度額3,360万円、公共下水道事業債を5,730万円、合計で9,090万円とするものでございます。

内容につきまして、議案参考資料によりご説明申し上げます。

議案参考資料122ページをご覧ください。

主要事項でございます。

歳入につきましては、1款受益者負担金154万4,000円の増、こちらは当年度の受益者負担金の増額見込みによるものでございます。

2款1項使用料70万円、こちらは下水道の使用料の増額を見込んだ補正でございます。

3款1項国庫補助金450万円、4款1項県補助金170万円のそれぞれの減につきましては、事業確定見込みによる減でございます。

5款1項繰入金1,310万8,000円の減につきましては、本年度の事業確定見込み並びに負担金等の減額により繰入金を減ずるものでございます。

8款1項村債1,761万5,000円の減につきましては、先ほどご説明させていただきました地方債の限度額借入額の減額により補正を行うものでございます。

続きまして、中段、歳出予算でございます。

1款1項総務費10万3,000円の減、こちらは事業の確定見込みによる減でございます。

2款1項建設費2,656万8,000円の減、こちらにつきましては、建設改良に伴う事業の確定見込み等により減額を行うものでございます。

3款1項管理費799万8,000円、こちらの減額につきましても、事業確定見込みにより減額を行うものでございます。

その他の説明につきましては、省略をさせていただきます。

以上で議案第21号の説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第21号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第21号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第21号 令和元年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、原案のとおり賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第20 議案第22号 令和元年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（南 千晴君） 日程第20、議案第22号 令和元年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山口上下水道課長。

〔上下水道課長 山口誠一君発言〕

○上下水道課長（山口誠一君） 議案第22号 令和元年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、事業の確定見込み等による事業費の増減を補正するものでございます。議案書61ページをご覧ください。

1条 歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ42万2,000円を加え、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,609万8,000円とするものでございます。

2条では、繰越明許費につきまして記載してございます。

議案書64ページをご覧ください。

2款1項管理費でございます。事業名、維持管理費として126万5,000円を繰り越すものでございます。現在、稼働しております広馬場地区農業集落排水事業処理施設の施設制御を行っているサーバーが故障したため、このサーバーを交換するための事業として不測の日数を要することから、繰越明許を行うものでございます。

議案参考資料によりご説明申し上げます。

議案参考資料130ページをご覧ください。

主要事項でございます。

歳入項目につきましては、1款1項分担金35万1,000円の減、2款1項使用料2万3,000円の増、3款1項県補助金17万5,000円の増、4款1項繰入金24万8,000円の増、6款2項諸収入32万7,000円の増となっております。

歳出予算でございます。

歳出につきましては、1款1項総務費214万3,000円の減、2款1項管理費256万5,000円の増、なお、256万5,000円の増のうちサーバーの更新に係る費用を含めてございます。

その他の説明につきましては、省略をさせていただきます。

以上で議案第22号の説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第22号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第22号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第22号 令和元年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第21 議案第23号 令和元年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（南 千晴君） 日程第21、議案第23号 令和元年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小池教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長 小池賢一君発言]

○教育委員会事務局長（小池賢一君） 議案第23号 令和元年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第2号）について説明をさせていただきます。

議案書65ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ306万7,000円を減じ、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億3,207万7,000円とするものでございます。

議案参考資料の139ページをお願いいたします。

事項別明細書の歳入です。

3款1項1目説明欄、一般会計繰入金（幼児教育無償化分）33万4,000円、これは昨年10月からスタートした幼児教育無償化により、対象となる幼児の給食費のうち、副食費分を一般会計から繰り入れるものでございます。

5款2項1目廃物売払収入1万1,000円は、使用した食用油の売払収入です。

次に、歳出でございます。140ページ。

1款1項1目18節備品購入費17万6,000円、これは老朽化したエアコンの修繕が効かないため、更新する分の費用をお願いするものでございます。

2款1項1目11節賄材料費156万6,000円の減、これは子どもの数が見込みよりも少なかったため、減額をするものでございます。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

議案第23号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第23号については委員会付託を省略いたします。
討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
直ちに採決を行います。

議案第23号 令和元年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第22 議案第24号 令和元年度榛東村上水道事業会計補正予算（第2号） について

○議長（南 千晴君） 日程第22、議案第24号 令和元年度榛東村上水道事業会計補正予算（第2号）
についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山口上下水道課長。

〔上下水道課長 山口誠一君発言〕

○上下水道課長（山口誠一君） 議案第24号 令和元年度榛東村上水道事業会計補正予算（第2号）
についてご説明申し上げます。

議案書68ページをお願いいたします。

水道事業収益の総額に1,578万円を加え、総額を3億1,290万9,000円とし、水道事業費用の総額から311万円を減じ、総額を2億8,099万円とし、資本的収入の総額から55万円を減じ、歳入総額を皆減とし、資本的支出の総額から89万5,000円を減じ、総額を4,635万円とするものでございます。今回の補正は、事業費等の確定見込みにより補正を行うものでございます。

議案参考資料141ページをご覧ください。

主要事項でございます。

収益的収入及び支出についてであります。水道事業収益につきましては、1款1項営業収益として1,216万円の増、1款2項営業外収益として362万円の増でございます。

次に、水道事業費用につきましては、1款1項営業費用として311万円の減。こちらは事業確定見込みによる減でございます。

次に、資本的収入及び支出につきましては、資本的収入、1款1項工事負担金55万円の減。こちらにつきましては、村が発注する工事において、工事負担金が発生した場合に収入として受けるものでございますが、本年度については、工事負担金として発生した工事はございませんでした。

資本的支出、1款1項建設改良費89万5,000円の減でございます。こちらは改良工事の確定見込みによる減でございます。

議案参考資料143ページからは、令和元年度榛東村上水道事業会計補正予算（第2号）の実施計画書。147ページからは、同じく補正予算（第2号）の説明書となっております。説明につきましては、省略をさせていただきます。

以上で議案第24号の説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

4番村上慎一議員。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） 質問じゃないんですけれども、先ほど山口課長が、趣旨、目的のところ、支出予定額の総額を「4,635万円」と発言したように聞こえました。総額は「6,435万円」なので、もしこれ議事録にそのまま残るとちょっと違うと思いますので、訂正をされたらどうでしょうか。

○議長（南 千晴君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 山口誠一君発言〕

○上下水道課長（山口誠一君） 聞き取りづらい発表で申し訳ございませんでした。

総額につきましては、4条の資本的支出の総額は6,435万円でございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第24号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第24号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第24号 令和元年度榛東村上水道事業会計補正予算（第2号）について、原案のとおり賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第23 議案第25号 令和2年度榛東村一般会計予算について

○議長（南 千晴君） 日程第23、議案第25号 令和2年度榛東村一般会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

早川企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） 議案第25号 令和2年度榛東村一般会計予算について説明申し上げます。

議案書70ページ、お願いいたします。

令和2年度一般会計予算は、歳入歳出それぞれ60億560万円でございます。

第2条におきまして債務負担行為、第3条では地方債、第4条では一時借入金の借入れの最高額を3億円と定めております。

第5条では、地方自治法上のただし書の規定によりまして、給料、職員手当及び共済費につきましては、項を超えての流用ができると、このように定めているものでございます。

歳入歳出予算については、後ほど別冊資料により説明させていただきます。

議案書のほう77ページ、お願いいたします。

第2表 債務負担行為です。

環境衛生対策一般経費におきまして、ごみ袋製造卸業務委託を行うに当たりまして、令和3年度までの債務負担行為を設定するものでございます。

続いて、78ページ、お願いいたします。

第3表 地方債。令和2年度においては、1億5,000万円を限度といたしまして臨時財政対策債の借入れを予定しているものでございます。

続いて、歳入歳出予算の主要事項について、別冊の令和2年度予算説明資料により説明いたします。
別冊資料のほうをお願いいたします。

資料の15ページ、お願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書、総括でございます。

初めに、歳入です。

1 款村税につきましては、前年度と比べまして、6,531万円増の15億5,412万4,000円、続いて、2 款地方譲与税から10款国有提供施設等所在市町村助成交付金、これまでににつきましては、平成30年度決算、令和元年度の交付状況及び地方財政計画を踏まえての計上となっております。

11款地方特例交付金では、幼児教育の無償化に当たりまして、令和2年度限りの臨時的交付金があったため、前年度と比べまして大きく減額となっており、1,500万円の計上となっております。

12款地方交付税は、地方財政計画におけます増減率を踏まえ、前年度に比べ1,000万円減の12億5,000万円を計上しております。

13款交通安全対策特別交付金は、前年度と同額の180万円、14款分担金及び負担金、それから15款使用料及び手数料でございますが、幼児教育の無償化ということで児童保育費負担金や幼稚園授業料がそれぞれ大きく減額となっているため、14款分担金及び負担金が987万7,000円、15款使用料及び手数料が2,815万5,000円となっております。

16款国庫支出金は、保育園や道路整備、複合施設整備などのための補助金等によりまして、前年度から1億3,496万7,000円増の8億3,492万1,000円。

17款県支出金は、国庫と同じように保育園、加えましてため池の耐震点検、農道整備等々によりまして、前年度と比べ3,943万8,000円増の5億550万7,000円となっております。

18款財産収入は、前年度に比べ716万8,000円減の2,949万6,000円。

19款寄附金は、前年度に比べ約2億2,000万円増の4億5,000万円を計上しております。

20款繰入金は、前年度に繰上償還を行っているため、新年度では5,972万8,000円減の5億5,681万6,000円となっております。

21款繰越金は、前年度と同額の8,000万円。

22款諸収入は、前年度とほぼ同額の6,585万7,000円を計上しております。

次のページに行ってくださいまして、23款村債1億5,000万円は、先ほど第3表で説明しましたとおり、臨時財政対策債のみの借入れを予定しております。

続きまして、17ページ、歳出でございます。

1 款議会費は、前年度に比べ1,037万9,000円減の8,534万1,000円となっております。

2 款総務費は、ふるさと納税関連経費が大きく増額となっているため、前年度に比べ8,304万3,000円増の9億5,603万9,000円となっております。

3 款民生費では、障害者福祉や児童福祉、保育園等で予算が伸びておりまして、前年度に比べ

8,896万7,000円増の21億789万7,000円を計上しております。

4款衛生費では、保健増進費におきまして、各種計画の策定や検診委託料の増によりまして、前年度に比べ1,660万5,000円増の3億5,096万4,000円となっております。

5款労働費は、前年度とほぼ同額の519万3,000円。

6款農林水産業費では、歳入と同じように、ため池の耐震点検、農道整備等の増によりまして、前年度と比べまして2,906万円増の4億4,593万4,000円でございます。

7款商工費は、前年度とほぼ同額の1,363万7,000円。

8款土木費は、道路や歩道の整備、橋りょうの補修工事の増などによりまして、前年度に比べ1億52万5,000円増の5億8,645万9,000円を計上しております。

9款消防費は、耐震性貯水槽、防火水槽の整備事業が完了するため、前年度に比べまして1,588万9,000円減の2億7,702万5,000円。

10款教育費は、複合施設整備事業等で予算が伸びておりまして、前年度に比べ1億4,977万7,000円増の8億3,015万7,000円を計上しております。

最後に、12款公債費につきましては、前年度といたしますか、今年度、繰上償還を行いましたので、9,411万6,000円の減の3億3,695万円となっております。

議案第25号 令和2年度榛東村一般会計予算の説明は以上でございます。ご審議の上、お認めいただきますようお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。なお、質疑は総括的なものに限定いたします。質疑ございませんか。ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第25号については、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査することにしたと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第25号については、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時11分休憩

午前11時18分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

先ほど設置した予算審査特別委員会を開催し、互選により正副委員長が決まりましたので報告いた

します。

委員長に清水健一議員、副委員長に小野関治義議員が就任いたしました。

ここで、就任のご挨拶をお願いいたします。

初めに、予算審査特別委員会委員長、清水健一議員、よろしくお願いいたします。

8番清水健一議員。

[予算審査特別委員会委員長 清水健一君登壇]

○予算審査特別委員会委員長（清水健一君） 皆様、こんにちは。

ただいまご紹介をありがとうございました予算審査特別委員会で委員長を仰せつかりました清水です。

令和2年度の予算審議に当たって、村民の福祉を念頭に置いてしっかり審議をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 審査のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、副委員長、小野関治義議員、よろしくお願いいたします。

6番小野関治義議員。

[予算審査特別委員会副委員長 小野関治義君登壇]

○予算審査特別委員会副委員長（小野関治義君） 改めまして、予算審査特別委員会副委員長という大役を仰せつかりましたけれども、皆様のご協力のもと、また清水委員長をしっかり補佐してスムーズに進行したいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 審査のほどよろしくお願いいたします。

◇

◎日程第24 議案第26号 令和2年度榛東村国民健康保険特別会計予算について

○議長（南 千晴君） 日程第24、議案第26号 令和2年度榛東村国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

[健康保険課長 安田 睦君発言]

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、令和2年度榛東村国民健康保険特別会計予算について説明申し上げます。

議案書79ページをお願いします。

第1条第1項でございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億9,961万5,000円でございます。

第2条におきまして、一時借入金の借入最高額は5,000万円と定めるものでございます。

第3条におきまして、保険給付費につきまして、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、

同一款内で流用が行えるものと定めるものでございます。

それでは、別冊の令和2年度予算説明資料により歳入歳出予算の主要事項について説明申し上げます。

216ページをお願いします。

初めに、歳入でございます。

1款国民健康保険税については、前年度から559万4,000円の減の2億7,628万6,000円でございます。こちらは、被保険者数の減による減額でございます。

5款県支出金は、前年度から4,997万1,000円減の10億2,936万4,000円でございます。これは、保険給付費、療養給付費等に必要な全額を国の負担金と合わせて県から交付される普通交付金と、特別調整交付金や都道府県繰入金などの特別交付金がございます。主に、療養給付費等の保険給付費の減額の見込みによる普通交付金の減と、県繰入金などの減額が見込まれ、特別交付金も減額になっております。

7款繰入金は、前年度から1,511万3,000円増の1億8,014万7,000円でございます。一般会計繰入金と基金繰入金から成りますが、主に増加の要因としては、基金繰入金の増額によるものでございます。

9款諸収入ですが、前年度から770万3,000円の増の1,247万5,000円でございます。増額の主な要因としましては、平成22年4月から27年3月までの群馬大学医学部附属病院に係る診療報酬返還金730万4,000円を見込んでいるものです。こちらは、群大病院の保険適用外のことを保険適用で請求したりとか、検査等の請求を誤って行っていた等の不当の請求があり、返還をするということでございます。

次に、217ページをお願いします。

歳出でございます。

2款保険給付費は、前年度から3,125万4,000円減の10億888万2,000円でございます。保険給付費については、県が算定した金額を参考に計上しておりますが、被保険者数の減等もこれに要因していると思われま。

3款国民健康保険事業費納付金、前年度から467万6,000円減の4億1,417万9,000円でございます。こちらは県へ納付するものですが、過去3年間の医療費水準や所得水準等から県が算定したものでございます。

5款保健事業費は、前年度から474万4,000円増の3,182万2,000円でございます。増額の主な要因としましては、特定健康診査の受診率を向上するため、過去3年間受診していない者に受診勧奨の個別送付を実施したり、また特定保健指導の受診率向上のため、健診当日から保健指導に結び付ける一部委託の拡大を行うものでございます。

6款から8款につきましては、前年度とほぼ同額の予算規模でございます。

議案第26号の説明は以上でございます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し

上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。なお、質疑は総括的なものに限定いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第26号については、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第25 議案第27号 令和2年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（南 千晴君） 日程第25、議案第27号 令和2年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案第27号 令和2年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算について説明申し上げます。

議案書は84ページをお願いします。

第1条第1項でございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億3,510万6,000円でございます。

第2条におきまして、一時借入金の借入最高額は5,000万円と定めるものです。

それでは、令和2年度予算説明資料により主要事項について説明します。

244ページをお願いします。

歳入歳出予算事項別明細書の総括でございます。

1款後期高齢者医療保険料については、前年度から852万5,000円増の9,851万2,000円でございます。高齢者人口の増加による被保険者数の増によるものでございます。

2款繰入金については、前年度とほぼ同額の予算規模の3,647万9,000円で一般会計からの繰入金でございます。

次に、245ページをお願いします。

歳出です。

2款後期高齢者医療広域連合納付金については、前年度から850万9,000円増の1億3,233万9,000円で、後期高齢者医療広域連合会に納付するものですが、主に保険料納付金の増加でございます。

以上で議案第27号の説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。なお、質疑は総括的なものに限定します。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第27号については、文教厚生常任委員会に付託いたします。



◎日程第26 議案第28号 令和2年度榛東村介護保険特別会計予算について

○議長（南 千晴君） 日程第26、議案第28号 令和2年度榛東村介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案第28号 令和2年度榛東村介護保険特別会計予算について説明申し上げます。

議案書87ページをお願いします。

第1条第1項でございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億3,013万8,000円でございます。

第2条におきまして、一時借入金の借入最高額は5,000万円と定めるものでございます。

第3条におきましては、保険給付費につきまして、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、同一款内で流用が行えるものと定めるものでございます。

それでは、予算説明資料により説明をさせていただきます。

254ページをお願いします。

歳入歳出予算事項別明細書の総括でございます。

初めに、歳入です。

1款保険料については、前年度から1,345万5,000円減の2億6,254万7,000円でございます。こちらは、消費税増税により保険料減免対象者が拡大されたため、保険料については減額となっております。

2款国庫支出金については、前年度から953万6,000円減の2億5,317万4,000円でございます。保険給付費に対して国から交付されるものでございますが、減額の要因としましては、調整交付金ですね。補正予算でも説明させていただきましたが、高齢化率や財政力等により交付されるものですが、その交付割合を実績に合わせて、平成31年度は4%で試算していましたところを3%に見直したため、減額となっております。

3款支払基金交付金と4款県支出金、5款介護予防支援費につきましては、前年度とほぼ同額の予算規模でございます。

7款繰入金については、前年度から3,398万7,000円増の2億1,487万2,000円でございます。こちらは、保険料軽減対象の拡大によります低所得者保険料軽減分と、それから介護保険事業計画策定のための事務費分について一般会計からの繰入金が増額になっていることと、調整交付金の交付割合を1%減にしたところによります不足分を基金から繰入れをするもので増額となっております。

次に、255ページをお願いします。

歳出でございます。

1款総務費については、前年度から473万8,000円増の2,744万4,000円でございます。介護保険事業計画第8期事業計画の策定のための事務費により増額でございます。

2款保険給付費については、前年から693万3,000円の増の11億2,092万5,000円でございます。主に前年度の給付状況によるものと高齢者の増加によってサービス利用の増を見込んで算定をいたしました。

3款の地域支援事業については、前年度から750万7,000円減の6,953万円でございます。減額になった要因としましては、主に包括支援事業費の減でございますが、その内容としては、包括支援センター職員を臨時的任用職員で任用していたところを正規職員として採用となるため、給与費については、一般会計から支出するというところで、その分についての減額が主な要因となっております。

5款諸支出金、前年から896万3,000円増の916万5,000円でございます。こちらの増については、一般会計繰出金を新設したものでございます。先ほど3款地域支援事業で説明した包括支援事業費のうちの包括支援センター職員に関する経費ですが、これに対して国庫や県費等から交付金等が交付される地域支援事業交付金等になりますが、こちらを一般会計に繰り出すものでございます。

以上で議案第28号の説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。なお、質疑は総括的なものに限定します。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第28号については、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◎日程第27 議案第29号 令和2年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計予算 について

○議長（南 千晴君） 日程第27、議案第29号 令和2年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計予算
についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村上住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 議案第29号 令和2年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計予算について説明申し上げます。

住宅新築資金等の貸付事業につきましては、平成3年度に貸付けが終了しているため、現在は貸付金の回収と起債の償還が主な事業となっています。

議案書92ページをお願いします。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ880万3,000円とするものです。

歳入歳出予算の主要事項につきましては、別冊の令和2年度予算説明資料により説明をさせていただきます。

説明資料の284ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書の総括になります。

初めに、歳入です。

1 款県支出金は、前年度と同額の9万円です。これは、貸付金回収事務に対する県からの補助金です。

2 款繰入金は、前年度から64万2,000円増の110万2,000円です。これは、一般会計からの繰入金です。

3 款諸収入は、前年度から166万8,000円減の761万1,000円です。これは、貸付金残金等の回収金です。

続いて、285ページをお願いします。

歳出です。

1 款総務費は、前年度と同額の12万5,000円です。これは、貸付金回収に係る事務費です。

2 款公債費は、前年度から102万6,000円減の867万8,000円です。これは、かんぼ生命保険への起債償還金です。

続いて、291ページをお願いします。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書です。調書の一番右側の欄ですが、当該年度末、令和2年度末の現在高見込額は451万3,000円です。

以上で議案第29号の説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただけますようよろしくお願いたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。なお、質疑は総括的なものに限定いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第29号

については、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第28 議案第30号 令和2年度榛東村公共下水道事業特別会計予算について

○議長（南 千晴君） 日程第28、議案第30号 令和2年度榛東村公共下水道事業特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山口上下水道課長。

〔上下水道課長 山口誠一君発言〕

○上下水道課長（山口誠一君） 令和2年度榛東村公共下水道事業特別会計予算につきまして説明をさせていただきます。

議案書95ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億6,952万円とするものでございます。

第2条では、地方債の限度額を定めるものでございます。

第3条では、一時借入金の最高額を8,300万円と定めるものでございます。

議案書98ページをお願いいたします。

地方債の目的及び限度額でございます。特定環境保全公共下水道事業債として690万円、公共下水道事業債として3,570万円、流域下水道事業債として250万円、公営企業会計適用債として500万円をそれぞれ要求するものでございます。合計につきましては5,010万円となっております。

歳入歳出予算事項別明細書の総括によりご説明を申し上げます。

別冊令和2年度予算説明書294ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

1款分担金及び負担金1,650万4,000円、前年度に比べ281万3,000円の減でございます。こちらにつきましては、昨年度に比べ供用開始区域内の接続対象件数が少ないことから減額となっております。

2款使用料及び手数料6,217万4,000円、比較334万円の増。こちらにつきましては、使用開始に伴う使用料等の増額を見込んでのものでございます。

3款国庫支出金、4款県支出金でございますが、前年度に比べそれぞれ減額となっております。こちらにつきましては、国庫支出金につきましては、汚水処理交付金事業で実施する区域の減少に伴うもの、また県支出金につきましても、関連した事業の減額となるものでございます。

5款繰入金2億813万5,000円、748万4,000円の増でございます。こちらにつきましては、起債の償還金並びに流域の負担金等の増額によるものでございます。

8款村債5,010万円、前年度比較7,141万5,000円の減でございますが、起債を対象とする事業の事業量の減による借入額の減少でございます。

295ページをご覧ください。

歳出でございます。

1 款総務費1,788万1,000円、110万2,000円の減でございます。

2 款建設費 1 億1,848万5,000円、前年比較 1 億2,180万3,000円の減でございます。

3 款管理費4,721万1,000円、231万5,000円の増でございます。

4 款公債費 1 億8,594万3,000円、前年度比較1,073万円の増でございます。なお、公債費の増額につきましては、元金償還の5年間の据置き等がなくなったことにより増額しているものと分析しております。

以上で議案第30号の説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。なお、質疑は総括的なものに限定いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第30号については、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第 2 9 議案第 3 1 号 令和 2 年度榛東村農業集落排水事業特別会計予算について

○議長（南 千晴君） 日程第29、議案第31号 令和2年度榛東村農業集落排水事業特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山口上下水道課長。

〔上下水道課長 山口誠一君発言〕

○上下水道課長（山口誠一君） 令和2年度榛東村農業集落排水事業特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

議案書99ページをお願いいたします。

第1条では、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億1,270万8,000円とするものでございます。

第2条では、地方債の限度額を定めるものでございます。

102ページをお願いいたします。

第2表 地方債でございます。

地方債の目的及び限度額につきまして、公営企業会計適用債240万円、農業集落排水施設事業債2,000万円でございます。合計2,240万円となっております。

次に、歳入歳出予算事項別明細書の総括によりご説明申し上げます。

令和2年度予算説明資料320ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

1 款分担金及び負担金、本年度予算額364万1,000円、前年度と同額を計上見込みとしております。

2 款使用料及び手数料3,270万円、前年度比67万9,000円の増でございます。

3 款県支出金2,000万円、前年対比1,320万円の増でございます。こちらは、歳出で計上してございます長岡処理場の機械の更新に伴う県補助金の歳入を見込んでのものでございます。

4 款繰入金1億3,379万6,000円、比較714万1,000円の減でございます。

7 款村債でございますが、今年度2,240万円、前年度比1,240万円の増でございます。こちらにつきましては、長岡処理場の機械更新に伴う事業費を起債で賄うため起債の増額となっております。

次に、歳出でございます。

321ページをご覧ください。

1 款総務費、本年度予算額1,510万2,000円、前年度比較655万8,000円の減でございます。こちらにつきましては、下水道事業公的化移行支援業務委託の事業費の前年度に比較し減額となっているため、大きく減となっております。

2 款管理費9,507万9,000円、2,560万円の増。こちらにつきましては、長岡処理場の更新事業に伴う事業費の増額でございます。

3 款公債費1億252万7,000円、比較9万9,000円の増でございます。

以上で議案第31号の説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。なお、質疑は総括的なものに限定いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第31号については、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第30 議案第32号 令和2年度榛東村学校給食事業特別会計予算について

○議長（南 千晴君） 日程第30、議案第32号 令和2年度榛東村学校給食事業特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小池教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） 議案第32号 令和2年度榛東村学校給食事業特別会計予算について説明をさせていただきます。

議案書103ページをお願いいたします。

第1条第1項は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,581万6,000円とするものです。

第2条は、債務負担行為をお願いするもの。

第3条は、一時借入金の最高額について定めたものです。

歳入歳出の主要事項について、予算説明資料で説明いたします。

344ページ、歳入歳出予算事項別明細書総括。

初めに、歳入です。

1款事業収入、これは保護者等から徴収する給食費に関わるものですが、前年度から139万1,000円減の6,044万6,000円です。減額の要因は、主に対象者数が若干減少する見込みによるものでございます。

2款使用料及び手数料は、前年度と変わらず7,000円です。

3款繰入金は、前年度から216万2,000円増の7,535万7,000円です。繰入金の内容でございますが、学校給食センターの施設維持管理費や運営費などに関わる一般会計からの繰入れ、給食費の第3子無料化や10%相当額軽減、幼児教育無償化に係る一般会計からの繰入れなどがございます。

4款繰越金は、前年度と変わらず1,000円でございます。

5款諸収入は5,000円で、廃油売払い金を見込んだものでございます。

次に、345ページ、歳出でございます。

1款総務費は、前年度から131万6,000円増の6,139万5,000円です。

2款事業費、これは賄い材料費に関わるものですが、前年度から64万4,000円減の7,292万1,000円です。減額の要因は、先ほど説明したとおり、対象者数が若干減少する見込みによるものです。

3款予備費は、前年度と変わらず150万円です。

次に、355ページをご覧ください。

第2表 債務負担行為です。

事項、学校給食センター運営費、期間、令和3年度から令和5年度まで、限度額1億2,000万円。これは、令和3年度から令和5年度までの3年間の学校給食業務委託に令和2年度中に着手する必要のあることからお願いをするものでございます。

議案第32号の説明は以上です。ご審議の上、お認めいただきますようよろしく願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。なお、質疑は総括的なものに限定いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第32号

については、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第31 議案第33号 令和2年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算について

○議長（南 千晴君） 日程第31、議案第33号 令和2年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

狩野産業振興課長。

[産業振興課長 狩野宏記君発言]

○産業振興課長（狩野宏記君） 議案第33号 令和2年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算について説明申し上げます。

議案書107ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額は、第1条第1項で歳入歳出それぞれ2,921万円とするものでございます。

以下、別冊の予算説明資料にて説明いたします。

358ページをご覧ください。

歳入でございます。

1款事業収入、売電収入でございますが、本年度の予算額は2,900万円で、前年度から300万円の減となっております。

2款財産収入、3款繰越金、4款諸収入は、前年度と同額でございます。

359ページをご覧ください。

歳出でございます。

1款総務費の本年度予算額は2,435万4,000円で、前年度から299万8,000円の減となっております。主な要因としては、繰出金308万1,000円の減となっております。

2款管理費の本年度予算額は485万6,000円で、前年度とほぼ同額となっております。

議案第33号の説明は以上です。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。なお、質疑は総括的なものに限定します。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第33号については、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第32 議案第34号 令和2年度榛東村上水道事業会計予算について

○議長（南 千晴君） 日程第32、議案第34号 令和2年度榛東村上水道事業会計予算についてを議

題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山口上下水道課長。

〔上下水道課長 山口誠一君発言〕

○上下水道課長（山口誠一君） 令和2年度榛東村上水道事業会計予算につきましてご説明申し上げます。

議案書110ページをお願いいたします。

第2条では、業務の予定量を定め、1号で給水人口1万4,518人から8号の1件1日平均有収水量0.77立米までを定めるものでございます。

第3条では、収益的収入及び支出として、収入、1款1項水道事業収益3億233万8,000円、支出、第1款水道事業費用として2億8,878万6,000円でございます。

第4条では、資本的収入及び支出、収入として第1款資本的収入1,105万円、支出、第1款資本的支出として6,438万3,000円でございます。

第5条では、企業債、こちらは、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法等において、次のとおり定めるものでございます。

起債の目的は、配水管整備事業費、限度額500万円を予定しております。

111ページ、下段。

一時借入金、第6条において、一時借入金の限度額を2億円と定めております。

112ページをご覧ください。

予定支出の各項の経費の金額の流用でございますが、第7条において、予定支出の各項目の経費の金額を流用できる場合を次のとおり定めてございます。

第8条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費2,037万7,000円を予定しております。

第9条では、棚卸資産の購入限度額として、174万7,000円を定めるものでございます。

上水道事業の状況としましては、令和2年度においても、給水人口は横ばい状態にあり、また節水型の機器の普及等により給水収益が伸び悩み続けるものと思われ、利益は減少傾向に向かうと予想されております。

このような状況の中、今後も安全・安心でおいしい水の安定供給をすべく取り組んでまいりたいと考えております。

主要事業につきましては、水道事業としては、不明水対策として漏水調査の実施、建設改良では、昨年度に続き、老朽管布設替え、また他事業に関連する水道管の移設工事などを実施する予定でございます。

令和2年度予算説明資料365ページをお願いいたします。

令和2年度榛東村上水道事業会計実施計画書でございます。

次に、369ページをお願いいたします。

令和2年度榛東村上水道事業予定キャッシュ・フロー計算書となっております。

371ページをご覧ください。

給与費明細書として流用禁止の内訳が記載されてございます。

379ページをご覧ください。

令和2年度予定貸借対照表となっております。

貸借対照表は、財務状況を明らかにするため、保有する資産、負債、資本全てを明示するものでございます。

382ページをご覧ください。

382ページ、下段でございますが、負債・資本合計として32億7,565万5,986円でございます。

383ページは注記でございます。重要な会計方針に係る事項に関する注記でございます。

385ページ、平成31年度榛東村上水道事業会計予定損益計算書でございます。

392ページをご覧ください。

392ページからは、令和2年度榛東村上水道事業会計予算説明書となっております。

説明等は省略をさせていただきます。

以上で議案第34号の説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。なお、質疑は総括的なものに限定いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第34号については、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◎散 会

○議長（南 千晴君） 以上をもちまして、令和2年第1回定例会第2日目を散会といたします。

大変お疲れさまでした。

午後0時3分散会

令和 2 年 第 1 回

榛 東 村 議 会 定 例 会 会 議 録

第 3 号

3 月 1 6 日 (月)

令和2年第1回榛東村議会定例会会議録第3号

令和2年3月16日（月曜日）

議事日程 第3号

令和2年3月16日（月曜日）午前9時開議

- 日程第 1 議案第15号 公平委員会委員の選任について
- 日程第 2 議案第16号 農業委員会委員の任命について
- 日程第 3 議案第35号 農業委員会委員の任命について
- 日程第 4 議案第36号 農業委員会委員の任命について
- 日程第 5 議案第37号 農業委員会委員の任命について
- 日程第 6 議案第38号 農業委員会委員の任命について
- 日程第 7 議案第39号 農業委員会委員の任命について
- 日程第 8 議案第40号 農業委員会委員の任命について
- 日程第 9 議案第41号 農業委員会委員の任命について
- 日程第10 議案第42号 農業委員会委員の任命について
- 日程第11 議案第43号 農業委員会委員の任命について
- 日程第12 議案第44号 農業委員会委員の任命について
- 日程第13 議案第45号 農業委員会委員の任命について
- 日程第14 議案第13号 村道の路線の認定について
- 日程第15 議案第14号 村道の路線の廃止について
- 日程第16 議案第25号 令和2年度榛東村一般会計予算について
- 日程第17 議案第26号 令和2年度榛東村国民健康保険特別会計予算について
- 日程第18 議案第27号 令和2年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第19 議案第28号 令和2年度榛東村介護保険特別会計予算について
- 日程第20 議案第29号 令和2年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計予算について
- 日程第21 議案第30号 令和2年度榛東村公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第22 議案第31号 令和2年度榛東村農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第23 議案第32号 令和2年度榛東村学校給食事業特別会計予算について
- 日程第24 議案第33号 令和2年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算について
- 日程第25 議案第34号 令和2年度榛東村上水道事業会計予算について
- 日程第26 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第27 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について

日程第 28 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について

日程第 29 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査について

日程第 30 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告について

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 30 まで議事日程に同じ

追加日程第 1 議案第 46 号 令和元年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）について

出席議員（11名）

| | | | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 波多野 宏 美 君 | 2番 | 善養寺 孝 君 |
| 3番 | 蜂 巢 實 君 | 4番 | 村 上 慎 一 君 |
| 5番 | 川 田 敏 彦 君 | 6番 | 小野関 治 義 君 |
| 8番 | 清 水 健 一 君 | 10番 | 小 山 久 利 君 |
| 11番 | 山 口 宗 一 君 | 12番 | 岸 昭 勝 君 |
| 14番 | 南 千 晴 君 | | |

欠席議員（1名）

13番 早 坂 通 君

説明のため出席した者

| | | | |
|-------------|-------------|-------------|-----------|
| 村 長 | 真 塩 卓 君 | 副 村 長 | 倉 持 直 美 君 |
| 総 務 課 長 | 清 村 昌 一 君 | 企 画 財 政 課 長 | 早 川 弘 行 君 |
| 税 務 課 長 | 岩 田 彦 一 君 | 住 民 生 活 課 長 | 村 上 誠 君 |
| 健 康 保 険 課 長 | 安 田 睦 君 | 産 業 振 興 課 長 | 狩 野 宏 記 君 |
| 建 設 課 長 | 久 保 田 邦 夫 君 | 上 下 水 道 課 長 | 山 口 誠 一 君 |
| 教 育 長 | 阿 佐 見 純 君 | 教 育 委 員 会 長 | 小 池 賢 一 君 |
| | | 事 務 局 長 | |

事務局職員出席者

事 務 局 長 飯 塚 邦 守 書 記 志 岐 英 代

◎開 議

午前9時開議

○議長（南 千晴君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和2年第1回榛東村議会定例会第3日目の会議を開きます。

出席議員の確認を行います。出席議員は11人です。定足数に達しておりますので、本日の会議は成
立いたします。

なお、浅見会計課長は本日欠席との届出がありました。

直ちに、お手元に配付いたしました日程により会議を行います。



◎日程第1 議案第15号 公平委員会委員の選任について

○議長（南 千晴君） 日程第1、議案第15号 公平委員会委員の選任についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

真塩村長。

〔村長 真塩 卓君登壇〕

○村長（真塩 卓君） 改めましておはようございます。

議案第15号 公平委員会委員の選任について、ご説明申し上げます。

現在、榛東村公平委員会の委員であります牧口百合子さんは、本年4月29日をもって4年間の任期
が満了となります。

牧口さんは、昭和46年に渋川市役所に入庁され、会計管理者、議会事務局長、監査委員事務局長な
どの要職を歴任されました。公務の経験も豊富でありまして、また人格は高潔で、かつ人事行政に関
し高い識見を有していらっしゃいます。平成28年4月からこれまで4年間、公平委員会の委員として
公平・公正にその職務を遂行していただきました。

引き続き、牧口さんを公平委員会の委員として選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の
規定によりまして、議会の同意を求めます。

なお、任期につきましては、本年4月30日から令和6年4月29日までの4年間であります。ご審議
の上、ご同意いただけますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は人事案件ですので、委員会付託及び質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思いま
すが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、直ちに採決を行います。

議案第15号 公平委員会委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成する議員の挙手を

求めます。

[賛成者挙手]

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

-
- ◇
- ◎日程第 2 議案第 16号 農業委員会委員の任命について
 - ◎日程第 3 議案第 35号 農業委員会委員の任命について
 - ◎日程第 4 議案第 36号 農業委員会委員の任命について
 - ◎日程第 5 議案第 37号 農業委員会委員の任命について
 - ◎日程第 6 議案第 38号 農業委員会委員の任命について
 - ◎日程第 7 議案第 39号 農業委員会委員の任命について
 - ◎日程第 8 議案第 40号 農業委員会委員の任命について
 - ◎日程第 9 議案第 41号 農業委員会委員の任命について
 - ◎日程第 10 議案第 42号 農業委員会委員の任命について
 - ◎日程第 11 議案第 43号 農業委員会委員の任命について
 - ◎日程第 12 議案第 44号 農業委員会委員の任命について
 - ◎日程第 13 議案第 45号 農業委員会委員の任命について

○議長（南 千晴君） お諮りいたします。

日程第2、議案第16号 農業委員会委員の任命について及び日程第3、議案第35号 農業委員会委員の任命についてから、日程第13、議案第45号 農業委員会委員の任命についてまでの以上12議案を会議規則第34条の規定により一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、日程第2、議案第16号 農業委員会委員の任命について及び日程第3、議案第35号 農業委員会委員の任命についてから、日程第13、議案第45号 農業委員会委員の任命についてまでを一括議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

真塩村長。

[村長 真塩 卓君登壇]

○村長（真塩 卓君） ただいま一括してご上程いただきました榛東村の農業委員会委員の任命についてご説明申し上げます。

現在の農業委員会の委員の任期が本年5月13日をもって満了となります。後任者を任命するため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定によりまして、議会の同意をを求めるものであります。

農業委員会等に関する法律第9条及び榛東村農業委員会の委員選任に関する規則の定めるところに

よりまして委員候補者の募集を行った結果、定数12名に対して19名の応募がありました。委員の任命過程の公平性・中立性及び透明性を確保するため、榛東村農業委員候補者評価委員会に対し評価に関する意見を求め、評価委員会から評価結果の報告を受けたところでございます。評価委員会における評価結果を尊重し、評価の上位12名を候補者として決定したものでございます。

初めに、議案第16号からご説明申し上げます。

高橋英明さんは昭和36年9月6日生まれ、住所は榛東村大字長岡63番地。高橋さんは認定農業者であり、現農業委員でもあります。

続きまして、議案第35号 安藤賢一さんは昭和32年8月19日生まれ、住所は榛東村長岡1202番地。安藤さんは、これも認定農業者であり、現農地利用最適化推進委員をしております。

議案第36号 萩原明美さんは昭和34年1月4日生まれで、住所は榛東村長岡1226番地。萩原さんは地域で活躍する女性農業者であります。

議案第37号は柳岡稔さん。柳岡稔さんは昭和26年9月20日生まれで、住所は榛東村大字山子田1793番地。柳岡さんは認定農業者でありまして、現農業委員でもあります。

議案第38号 高橋裕さんは昭和31年7月11日生まれで、住所は榛東村大字山子田1283番地。高橋さんは現農地利用最適化推進委員でもあります。

議案第39号は、松岡のり子さん。昭和30年3月14日生まれで、住所は榛東村大字新井550番地。松岡さんは認定農業者であり、地域で活躍する女性農業者でもあります。

議案第40号 萩原清己さんは昭和23年1月1日生まれで、住所は榛東村大字新井2050番地。萩原さんは現農業委員でもあります。

議案第41号 松下好さんは昭和31年6月27日生まれで、住所は榛東村大字新井3402番地。松下さんは認定農業者でありまして、現農業委員でもあります。

議案第42号 十河京子さんは昭和34年1月5日生まれで、住所は榛東村大字広馬場2885番地6。十河さんは会社員であり、農業委員会の所管に関する事項に関し利害関係を有しない者でございます。農業委員会等に関する法律において、農業委員会の委員に農業者以外の者で中立的な立場で公正な判断をすることができる者を1名以上入れることとされておることから、十河さんを任命しようとするものでございます。

議案第43号 金井徹さんは昭和23年8月14日生まれで、住所は榛東村大字広馬場850番地1。金井さんは認定農業者でありまして、現在、農業委員でもあります。

議案第44号は、村上誠一さん、昭和44年2月2日生まれで、住所は榛東村大字広馬場2232番地。村上さんは認定農業者でもあります。

議案第45号については、清水勝一さん、昭和31年5月1日生まれで、住所は榛東村大字広馬場3920番地3。清水さんは認定農業者でもあります。

以上の12名を農業委員会委員として任命いたしたく、ご同意を下さりますようよろしくお願いを申

上げます。

以上でございます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は人事案件ですので、委員会付託及び質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、直ちに採決を行います。

採決は個々に行います。

議案第16号 農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

議案第35号 農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

議案第36号 農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

議案第37号 農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

議案第38号 農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

議案第39号 農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

議案第40号 農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

議案第41号 農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

議案第42号 農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

議案第43号 農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

議案第44号 農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

議案第45号 農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

- 議長（南 千晴君） 全員賛成。
よって、本案は原案のとおり同意されました。

◇

◎日程第14 議案第13号 村道の路線の認定について

- 議長（南 千晴君） 日程第14、議案第13号 村道の路線の認定についてを議題と致します。
小山総務産業建設常任委員会委員長の審査報告を求めます。
10番小山久利議員。

[総務産業建設常任委員会委員長 小山久利君登壇]

- 総務産業建設常任委員会委員長（小山久利君） 議案第13号 村道の路線の認定について、総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

去る3月3日、当委員会に付託されました議案第13号 村道の路線の認定について、3月9日午前9時より301会議室において、村長、副村長、関係課長、議長出席の下、慎重に審査を行いました。

委員会において現地を確認した上、採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和2年3月16日、総務産業建設常任委員会委員長、小山久利。

- 議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。
これより質疑に入ります。
委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

- 議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。
初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

- 議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
直ちに採決を行います。
本案に対する委員長報告は可決でございます。
議案第13号 村道の路線の認定について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

- 議長（南 千晴君） 全員賛成。
よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第15 議案第14号 村道の路線の廃止について

○議長（南 千晴君） 日程第15、議案第14号 村道の路線の廃止についてを議題と致します。

小山総務産業建設常任委員会委員長の審査報告を求めます。

10番小山久利議員。

[総務産業建設常任委員会委員長 小山久利君登壇]

○総務産業建設常任委員会委員長（小山久利君） 議案第14号 村道の路線の廃止について、総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

去る3月3日、当委員会に付託されました議案第14号 村道の路線の廃止について、3月9日午前9時より301会議室において、村長、副村長、関係課長、議長出席の下、慎重に審査を行いました。委員会において現地を確認した上、採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和2年3月16日、総務産業建設常任委員会委員長、小山久利。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審議の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第14号 村道の路線の廃止について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第16 議案第25号 令和2年度榛東村一般会計予算について

○議長（南 千晴君） 日程第16、議案第25号 令和2年度榛東村一般会計予算についてを議題と致

します。

清水予算審査特別委員会委員長の審査報告を求めます。

8番清水健一議員。

[予算審査特別委員会委員長 清水健一君登壇]

○予算審査特別委員会委員長（清水健一君） 予算審査特別委員会委員長報告を行います。

去る3月3日、本委員会に付託されました議案第25号 令和2年度榛東村一般会計予算について、3月5日に委員会を開き、村長、副村長、教育長、関係課長、局長、議長出席の下、慎重に審査を行いました。

本案については、1月に開催された議員全員協議会において副村長査定段階における説明を執行側から受けていることから、当日は、予算の概要、副村長査定段階から大きく変わった点、また議員全員協議会で取りまとめた議会の要望がどのように村長査定に反映されたかの3点を中心に説明を受けました。

委員会では、有害鳥獣対策や移住定住事業などについて質疑があり、質疑終了後、直ちに採決を行い、全員賛成で本委員会は令和2年度榛東村一般会計予算について原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、その執行については、地方自治法の規定に従い、住民福祉の増進と共に最少の経費で最大の効果を上げるよう努めなければなりません。令和2年度予算を執行する上で、重点事項をまとめ、次の要望事項を決定いたしました。

予算審査特別委員会要望事項。

1、防災行政無線の調査設計業務は、屋外及び屋内等でも必要な情報が伝達されるよう取り組むこと。

2、キッズゾーンは、各園の要望を参考に設置すること。

3、利用者が増加している創造の森キャンプ場の開場期間の延長を検討すること。

4、農業関係の補助金は、農業振興をさらに促進するため、農業者に対し補助金を活用してもらうよう努めること。

以上、要望事項とし、委員長報告といたします。

令和2年3月16日、予算審査特別委員会委員長、清水健一。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審議の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第25号 令和2年度榛東村一般会計予算について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第17 議案第26号 令和2年度榛東村国民健康保険特別会計予算について

○議長（南 千晴君） 日程第17、議案第26号 令和2年度榛東村国民健康保険特別会計予算についてを議題と致します。

清水文教厚生常任委員会委員長の審査報告を求めます。

8番清水健一議員。

[文教厚生常任委員会委員長 清水健一君登壇]

○文教厚生常任委員会委員長（清水健一君） 令和2年度榛東村国民健康保険特別会計予算について、文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

去る3月3日、当委員会に付託されました議案第26号 令和2年度榛東村国民健康保険特別会計予算について、3月10日、村長、副村長、関係課長、議長出席の下、慎重に審査を行いました。

人間ドックの対象者等について質疑があり、受診に当たっての要件や利用者年代層について説明がありました。

採決の結果、本予算は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和2年3月16日、文教厚生常任委員会委員長、清水健一。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第26号 令和2年度榛東村国民健康保険特別会計予算について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第18 議案第27号 令和2年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（南 千晴君） 日程第18、議案第27号 令和2年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算についてを議題と致します。

清水文教厚生常任委員会委員長の審査報告を求めます。

8番清水健一議員。

〔文教厚生常任委員会委員長 清水健一君登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（清水健一君） 議案第27号 令和2年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算について、文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

去る3月3日、当委員会に付託されました議案第27号 令和2年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算について、3月10日、村長、副村長、関係課長、議長出席の下、慎重に審査を行いました。

前年度当初予算額との比較に対する質疑があり、保険料は平成28年度から変わっていないが、対象者数の増加により予算額が増加しているとの説明がありました。

採決の結果、本予算は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和2年3月16日、文教厚生常任委員会委員長、清水健一。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審議の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第27号 令和2年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第19 議案第28号 令和2年度榛東村介護保険特別会計予算について

○議長（南 千晴君） 日程第19、議案第28号 令和2年度榛東村介護保険特別会計予算についてを議題と致します。

清水文教厚生常任委員会委員長の審査報告を求めます。

8番清水健一議員。

〔文教厚生常任委員会委員長 清水健一君登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（清水健一君） 議案第28号 令和2年度榛東村介護保険特別会計予算について、文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

去る3月3日、当委員会に付託されました議案第28号 令和2年度榛東村介護保険特別会計予算について、3月10日、村長、副村長、関係課長、議長出席の下、慎重に審査を行いました。

今後の繰入金の見通しに関する質疑に対し、ルールに基づいた繰入額の査定を行うとともに、現状査定の仕事みや基金の考え方について説明がありました。

採決の結果、本予算は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和2年3月16日、文教厚生常任委員会委員長、清水健一。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審議の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第28号 令和2年度榛東村介護保険特別会計予算について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第20 議案第29号 令和2年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計予算 について

○議長（南 千晴君） 日程第20、議案第29号 令和2年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計予算についてを議題と致します。

清水文教厚生常任委員会委員長の審査報告を求めます。

8番清水健一議員。

〔文教厚生常任委員会委員長 清水健一君登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（清水健一君） 議案第29号 令和2年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計予算について、文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

去る3月3日、当委員会に付託されました議案第29号 令和2年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計予算について、3月10日、村長、副村長、関係課長、議長出席の下、慎重に審査を行いました。

議案の説明の後、採決を行い、本予算は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和2年3月16日、文教厚生常任委員会委員長、清水健一。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審議の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第29号 令和2年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計予算について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第21 議案第30号 令和2年度榛東村公共下水道事業特別会計予算について

○議長（南 千晴君） 日程第21、議案第30号 令和2年度榛東村公共下水道事業特別会計予算についてを議題と致します。

小山総務産業建設常任委員会委員長の審査報告を求めます。

10番小山久利議員。

[総務産業建設常任委員会委員長 小山久利君登壇]

○総務産業建設常任委員会委員長（小山久利君） 議案第30号 令和2年度榛東村公共下水道事業特別会計予算について、総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

去る3月3日、当委員会に付託されました議案第30号 令和2年度榛東村公共下水道事業特別会計予算について、3月9日午前9時より301会議室において、村長、副村長、関係課長、議長出席の下、慎重に審査を行いました。

集合住宅における公共ますの取扱いについて質疑があり、単位ごとに算出した上、負担金を賦課しているとの回答がありました。

採決の結果、本予算は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和2年3月16日、総務産業建設常任委員会委員長、小山久利。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審議の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第30号 令和2年度榛東村公共下水道事業特別会計予算について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第22 議案第31号 令和2年度榛東村農業集落排水事業特別会計予算について

○議長（南 千晴君） 日程第22、議案第31号 令和2年度榛東村農業集落排水事業特別会計予算についてを議題と致します。

小山総務産業建設常任委員会委員長の審査報告を求めます。

10番小山久利議員。

[総務産業建設常任委員会委員長 小山久利君登壇]

○総務産業建設常任委員会委員長（小山久利君） 議案第31号 令和2年度榛東村農業集落排水事業特別会計予算について、総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

去る3月3日、当委員会に付託されました議案第31号 令和2年度榛東村農業集落排水事業特別会計予算について、3月9日午前9時より301会議室において、村長、副村長、関係課長、議長出席の下、慎重に審査を行いました。

接続率について質疑があり、4月以降に推進会議を開催して接続を推進していきたいと答弁がありました。

採決の結果、本予算は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和2年3月16日、総務産業建設常任委員会委員長、小山久利。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審議の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第31号 令和2年度榛東村農業集落排水事業特別会計予算について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第23 議案第32号 令和2年度榛東村学校給食事業特別会計予算について

○議長（南 千晴君） 日程第23、議案第32号 令和2年度榛東村学校給食事業特別会計予算についてを議題と致します。

清水文教厚生常任委員会委員長の審査報告を求めます。

8番清水健一議員。

〔文教厚生常任委員会委員長 清水健一君登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（清水健一君） 議案第32号 令和2年度榛東村学校給食事業特別会計予算について、文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

去る3月3日、当委員会に付託されました議案第32号 令和2年度榛東村学校給食事業特別会計予算について、3月10日、村長、副村長、教育長、関係課長、局長、議長出席の下、慎重に審査を行いました。

給食費の滞納繰越額について質疑があり、今後は収納が困難な状況も見込まれるが、滞納額は年々減少しており、引き続き努力していきたいと回答がありました。

採決の結果、本予算は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和2年3月16日、文教厚生常任委員会委員長、清水健一。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審議の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第32号 令和2年度榛東村学校給食事業特別会計予算について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第24 議案第33号 令和2年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算について

○議長（南 千晴君） 日程第24、議案第33号 令和2年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算についてを議題と致します。

小山総務産業建設常任委員会委員長の審査報告を求めます。

10番小山久利議員。

〔総務産業建設常任委員会委員長 小山久利君登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（小山久利君） 議案第33号 令和2年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算について、総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

去る3月3日、当委員会に付託されました議案第33号 令和2年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算について、3月9日午前9時より301会議室において、村長、副村長、関係課長、議長出席の下、慎重に審査を行いました。

売電収入減少の要因について質疑があり、設備の状況については今年度調査を実施した結果、正常に稼働しているものの、発電量は日照時間や日照量により毎年変動するものであるとの回答がありました。

採決の結果、本予算は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和2年3月16日、総務産業建設常任委員会委員長、小山久利。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審議の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第33号 令和2年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第25 議案第34号 令和2年度榛東村上水道事業会計予算について

○議長（南 千晴君） 日程第25、議案第34号 令和2年度榛東村上水道事業会計予算についてを議題と致します。

小山総務産業建設常任委員会委員長の審査報告を求めます。

10番小山久利議員。

〔総務産業建設常任委員会委員長 小山久利君登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（小山久利君） 議案第34号 令和2年度榛東村上水道事業会計予算について、総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

去る3月3日、当委員会に付託されました議案第34号 令和2年度榛東村上水道事業会計予算について、3月9日午前9時より301会議室において、村長、副村長、関係課長、議長出席の下、慎重に審査を行いました。

令和2年度予算の重点事項については、漏水調査を実施するための経費を計上し、不明水対策を重点的に取り組むとの説明がありました。

採決の結果、本予算は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和2年3月16日、総務産業建設常任委員会委員長、小山久利。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審議の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第34号 令和2年度榛東村上水道事業会計予算について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第26 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第27 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第28 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第29 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（南 千晴君） お諮りいたします。

日程第26、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてから、日程第29、議会広報常任委員会の閉会中の継続調査についてまでを一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、日程第26から日程第29までを一括議題といたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長から所管事務のうち、お手元に配付いたしました調査項目について、閉会中の継続調査の申し出がございました。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。



◎日程第30 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告について

○議長（南 千晴君） 日程第30、渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告についてを議題と致します。

小山久利広域市町村圏振興整備組合議会議員から報告を求めます。

10番小山久利議員。

〔10番 小山久利君登壇〕

○10番（小山久利君） 令和2年2月、渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会定例会の報告。

令和2年2月14日、渋川市勤労福祉センター大会議室において、令和2年2月、渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会定例会が開催され、議案第1号 令和2年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合関係市町村の負担金分賦割合について、議案第2号 令和2年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計予算についての議案2件が上程され、慎重審議の上、全て原案のとおり可決されました。

また、組合議会議員全員協議会において、消防庁舎建設等事業について報告がありました。

以上、報告といたします。

○議長（南 千晴君） 小山久利議員からの報告が終了いたしました。

本件につきましては、報告のみといたします。

ここで休憩といたします。

午前9時54分休憩

午前10時39分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

◎日程の追加

○議長（南 千晴君） お諮りいたします。

ここで追加議案を上程したいと思います。

お手元に配付の議事日程を追加することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議事日程を追加することに決定いたしました。

◎追加日程第1 議案第46号 令和元年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）について

○議長（南 千晴君） 追加日程第1、議案第46号 令和元年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山口上下水道課長。

〔上下水道課長 山口誠一君発言〕

○上下水道課長（山口誠一君） 議案第46号 令和元年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算

(第5号)についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、平成30年度公共下水道事業特別会計の確定消費税額が48万円を超えることから、翌年度における消費税の中間納付が必要となったため、納付に不足する額を補正するものでございます。

議案書1ページをご覧ください。

第1条歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額について、第1表で歳入歳出予算補正を行うものでございます。

議案書2ページをご覧ください。

第1表歳入歳出予算補正、歳出の表でございます。

1款1項総務費、補正額44万1,000円、補正後の額916万5,000円です。

3款1項管理費、補正額44万1,000円の減、補正後の額3,645万7,000円。

歳出合計額につきまして、補正額の増減はございません。総額は4億3,294万円でございます。

以上で、議案第46号の説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただけますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(南 千晴君) 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(南 千晴君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第46号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(南 千晴君) 異議なしと認め、議案第46号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(南 千晴君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第46号 令和元年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)について、原案のとおり賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(南 千晴君) 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長挨拶

○議長（南 千晴君） 以上をもちまして、本日までに付議されました案件は全て終了いたしました。ここで閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

3月2日の開会以来、本日までの15日間、5名の議員による一般質問、条例改正、補正予算、令和2年度予算などの議案について熱心なご審議、活発な質疑がなされ、ご議決いただき、本定例会が閉会できますことを厚く御礼申し上げます。

今定例会中も新型コロナウイルス感染症の感染者数は、国内及び国外でも依然として増え、今月7日には本県で1例目の患者が発生し、14日には5例目となる患者が確認されました。この間、村長より新型コロナウイルス感染症の拡大防止等に関する村の対応等の説明も随時ございました。今後も引き続き村民の安全と健康を最優先に考え、感染拡大防止のために迅速に対応いただくとともに、議会といたしましても、この未曾有の状況を村民皆様と一緒に力を合わせて乗り越えていきたいと思っております。

新年度を控え、健康には十分留意され、ますますご活躍されますようご祈念申し上げまして、閉会に当たっての挨拶といたします。



◎閉 会

○議長（南 千晴君） 以上をもちまして令和2年第1回定例会を閉会といたします。大変お疲れさまでした。

午前10時44分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

榛東村議会議長 南 千 晴

榛東村議会副議長 小 山 久 利

榛東村議会議員 清 水 健 一

榛東村議会議員 小 山 久 利